

資料提供

令和6年3月18日(月)

課名：監査委員事務局

担当者：廣瀬

電話：082-513-5113

令和5年度包括外部監査結果の報告に係る資料について

1 令和5年度包括外部監査結果報告書（概要版）

2 令和5年度包括外部監査結果報告書

3 包括外部監査のテーマ

林業事業に係る財務事務の執行及び経営管理について

(参考)

問い合わせ先

1 監査内容について

包括外部監査人 税理士 まつうら松浦 たかとし隆敏氏

場 所：外部監査人執務室

(広島市中区基町 10-52 広島県庁東館 8階)

(電話：082-228-9926)

3月18日(月)は、記者発表終了後から午後6時頃まで待機しています。

3月19日(火)以降は、次へご連絡ください。

松浦隆敏税理士事務所

広島市中区東白島町 5-9 さくせすイン白島 403

電話：(082) 224-5829

2 外部監査制度について

監査委員事務局 廣瀬

(電話：082-513-5113)

(参考)

外部監査制度について

《 外部監査制度の概要 》

1 平成9年に地方自治法が改正され、外部監査制度が設けられた（平成10年10月1日施行）。

この制度は、知事が、県の組織に属さない外部の専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）を外部監査人として契約を締結し、監査を受けるというものである。

2 外部監査には、包括外部監査と個別外部監査とがある。

包括外部監査とは、知事と契約した外部監査人が自らテーマを決定し、財務監査を行うものである。

個別外部監査とは、知事、議会、あるいは住民から請求又は要求のあった案件について、外部監査人が監査委員の監査に代えて、契約に基づく監査を行うものである。

3 都道府県、政令指定都市及び中核市は、包括外部監査の契約を毎年度締結しなければならない。

4 包括外部監査人は、補助者を選定し、補助者とともに監査を実施する。

包括外部監査人は、契約期間中に、包括外部監査の結果に関する報告を決定し、知事、議会、監査委員等へ提出しなければならない。

報告を受けたときは、監査委員は、これを県報に登載して公表する。

5 これまでに実施された包括外部監査

年度	包括外部監査人	テ ー マ
10	弁護士 水中 誠三	1 広島県の普通会計における債権管理事務等
11	公認会計士 高橋 義則	1 企業局の土地造成事業・水道用水供給事業 2 (財) 広島県農業開発公社外2出資法人
12	税理士 大上 賢治	1 広島県の病院事業 2 (財) 広島県下水道公社外1出資法人
13	弁護士 臼田 耕造	1 (財) 広島県環境保全公社外1出資法人 2 補助金に関する財務事務 3 貸付金に関する財務事務
14	弁護士 臼田 耕造	1 土木建築工事に係る財務事務 2 県営住宅事業の財務事務 3 (財) 広島県教育事業団等の財務事務
15	公認会計士 佐上 芳春	1 広島県土地開発公社の出納及び事業の管理 2 広島県港湾特別整備事業費特別会計に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行
16	公認会計士 佐上 芳春	1 県税の賦課徴収に関する事務の執行
17	税理士 品川 眞知子	1 広島エアポートビレッジ開発株式会社の出納、その他の事務執行及び同社に関連する県事業について 2 県が保有している未利用の土地・建物（企業会計を除く）の管理及び処分並びに県が締結している借地・借家契約について

年度	包括外部監査人	テ　　マ
18	税理士 品川 眞知子	1 商工労働部における負担金、補助金、交付金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに財団法人ひろしま産業振興機構の出納、その他の事務執行について
19	弁護士 小野 裕伸	1 政務調査費
20	弁護士 小野 裕伸	1 広島県における委託料について
21	公認会計士 稲田 正司	1 広島県及び県出資法人の資金運用・調達方法について
22	公認会計士 稲田 正司	1 広島県の債権及び将来損失について
23	税理士 山田 毅美	1 県立総合技術研究所に属する各センターに係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
24	税理士 山田 毅美	1 健康福祉局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について 2 農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
25	弁護士 武井 康年	1 広島県の知名度あるいは観光収益を向上させることを目的として広島県が行っている事業、これに付随または関連する事業の事務（財務を含む）執行及び事業管理について
26	弁護士 武井 康年	1 公立大学法人県立広島大学に関する事務の執行及び経営の管理について
27	公認会計士 和泉 年昭	1 農林水産局（農林水産事務所等を含む）の財務に関する事務の執行及び事業の管理について
28	公認会計士 和泉 年昭	1 県有施設の運営及び維持管理について
29	税理士 大場 史郎	1 広島県土地開発公社・広島県道路公社・広島県住宅供給公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について
30	税理士 大場 史郎	1 「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づく「新たな経済成長」分野の事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について
R元	弁護士 奥野 修士	1 広島県の少子化対策事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について
R2	弁護士 奥野 修士	1 広島県の働き方改革に関連する事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について
R3	公認会計士 安部 貴之	1 水道事業に係る財務事務の執行及び経営管理について
R4	公認会計士 安部 貴之	1 「広島県みなと・空港振興プラン2021」における『みなと振興』に関連する事業（港湾特別整備事業費特別会計含む。）に係る財務事務の執行及び経営管理について

令和5年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

（林業事業に係る財務事務の執行及び経営管理について）

広島県包括外部監査人

松 浦 隆 敏

第 1 外部監査の概要

1.外部監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2.選定した特定の事件（監査のテーマ）

「林業事業に係る財務事務の執行及び経営管理について」

3.特定の事件を選定した理由

我が国の国土面積は 3,780 万 ha あり,その国土の 2/3 にあたる約 2,500 万 ha は森林面積である。OECD 加盟国における森林面積がフィンランド, スウェーデンに続く第 3 位である。広島県では, 県土面積 85 万 ha のうち 61 万 ha が森林面積となり, 国有林が 8%, 公有林が 11%, 私有林が 81%で, スギ・ヒノキ・アカマツ等で樹木構成されている。

林業事業においては, 人口減少, 木材価格の下落, 森林所有者が不明, 生産性の低下, 林業従事者の高齢化等の様々な課題があり, また近年では新型コロナウイルス感染症の影響も受け, 林業を取り巻く情勢はますます厳しい現状となっている。

そこで県は, まず平成 22 年 10 月に策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づき, 平成 22 年に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定, その 3 年後に TPP をはじめとした国際化による環境変化に対応するため平成 26 年に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン・アクションプログラム」を策定し, 平成 30 年には計画が終期をむかえることから新たに「ひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラム」を, 更に令和 3 年に「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」を策定して, 新たな経済成長としての森林資源経営サイクルの構築, 森林資源利用フローの推進, また, 豊かな地域づくりとしての森林の公益的機能の維持を目標としている。

これは, 県の基本計画「安心 誇り 挑戦 ひろしまビジョン」のもと, 農林水産業の中長期的な目指すべき姿の目標（指標）や具体的な取組方針をここで定めている。

また, これに基づき県では, 地域森林計画書を森林計画区別（太田川森林計画区, 江の川上流森林計画区, 瀬戸内森林計画区, 高梁川上流森林計画区）に 5 年ごと 10 年を 1 期として計画を立てている。県の森林事業の方向性や伐採・造林・林道・保安林の整備目標

等を明らかにし、広島県森林づくり 50 年構想をもとに、森林資源経営サイクルやその利用フロー推進、災害防止の取組のほか森林の公益的機能維持を目標としている。

以上のことから、県の農林水産局特に林業事業における財務事務の執行及び経営管理の状況について法令等の合規性だけでなく、経済性・有効性・効率性の観点から検討をおこなうことは有意義であると判断し、令和 5 年度包括外部監査における監査テーマとして選定した。

4.監査対象期間

原則として、令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。

5.監査対象機関

農林水産局

農林水産局に関連する地方機関

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会

6.監査の実施期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで

よって、令和 6 年 1 月 1 日以後に生じた事象については、報告書へ反映していない。

7.補助者の氏名及び資格

見之越常治 弁護士

石橋祥英 公認会計士

椎野年雄 税理士

林内律之 税理士

吉本訓枝 税理士

8.利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本件監査対象とした事件（テーマ）について地方自治法 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第 2 外部監査の要点

本監査は、主として以下のような観点から監査を行った。

1.監査の要点

(1) 合規性，経済性，効率性，有効性

財務事務の執行及び事業の管理が法令その他の規定に適合しているか（合規性），無駄な支出を行っていないか，または財源確保に努めているか（経済性），成果に対して最少の費用・労力で事業が執行されているか（効率性），目的に見合った成果が表れているか（有効性）という観点から監査を行った。

(2) 財務状況

- ① 法令，地方公営企業会計基準，広島県公営企業財務規程等に準拠した会計処理及び開示ができていないか
- ② 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団及び一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会について，企業会計基準，会計計算規則等に従った会計処理及び開示ができていないか
- ③ 公共の福祉と経済性の観点から，健全に運営されているか

(3) 財産

- ① 林業保有財産の管理が規程通りに実施されているか
- ② 網羅的な固定資産及び貯蔵品の把握は出来ているか
- ③ 不要な余剰資産を抱えていないか
- ④ 減損の検討は適宜適切に実施しているか

(4) 補助金

- ① 法令，要綱その他の基準，規程等に準拠しているか
- ② 要綱において要件が適切に定められているか
- ③ 補助対象となる経費は適切か

④ 事業実績見込みの確認が十分なされているか

⑤ 周知方法が有効，適切か

⑥ 補助金の使途を確認しているか

⑦ 成果を確認しているか

(5) 契約

① 契約締結までの手続が法令や県の定める要領，手引に従っているか

② 入札，随意契約，プロポーザル方式等，当該方法を採用した根拠が適切か

③ 不適切な再委託はされていないか

④ 予定価格が適切に積算されているか

⑤ 見積合わせの場合，参加者の選択，参加者数は適切か

⑥ プロポーザル方式の場合，委託する業務等の内容が慎重に検討されているか

⑦ 契約完了後，契約条件にしたがって完了したか否かを確認しているか

⑧ 必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか

⑨ 出資法人につき，契約手続きにおいて法令や法人内部規程等が順守されているか

(6) 保険

① 保険契約締結の手続が法令や県の定める要領，手引等に従っているか

② 森林資産への将来の損害に対する保険加入が適切に行われているか

(7) システム

① 各システムの使用状況やシステムの構築等，互換性はどうか

② 業務システムに係るセキュリティ等のIT全般統制が適切に整備・運用されているか

③ システム障害に係る対策は取られているか

④ システムの操作等の研修を行っているか

(8) 税務申告

① 法人税（財団のみ）消費税の税務申告が適切に行われているか

② 消費税の納税額を最少にする申告方法が選択されているか

③ インボイスの適用について準備がしっかりとされているか

④ 過年度の包括外部監査の意見に対して対応されているか

(9) 特別会計

① 法令，要領その他の基準，規程に準拠しているか

② 県営林中期管理経営計画に基づいた実施がなされているか

③ 県営林事業費特別会計に係る貸借対照表が適切に作成されているか

④ 旧センター分収造林事業の経営改革への取組の実施と県民への情報開示が適切にとられているか

(10) ひろしま森づくり県民税・森林環境譲与税

① 法令，要領その他の基準，規程に準拠しているか

② 両事業に関する取組や手続き等が適正に行われているか

③ 基金に対する状況確認と運営が適正に行われているか

④ 両制度に関する県民への周知等は適正に行われているか

2.主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。

(1) 予備調査

関連資料を入手・分析するとともに，質問・資料依頼により，事業の現状と課題を把握した。

(2) 本監査

予備調査に基づき，以下の手続を実施した。

① 関連法令・条例・規則，予算書，事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・依頼・分析，証憑との突合

② 担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等

③ 現場視察

④ その他必要と認めた監査手続

第3 監査の結果について

1.指摘, 意見及びその他

監査の過程で発見された事項については, 「指摘」, 「意見」, 「その他」の3つに分類し, 以下のような判断基準によった。

指摘・・・違法(法令, 条例, 規則等の違反)なもの

または不当(法令等が予定するものでない, 運用方法が不十分または不適切, 社会通念上適切でない)もの

<根拠条文>地方自治法 252 条の 37 第 5 項

意見・・・違法または不当なもの以外で, 組織及び運営の合理化, より経済的, 効率的, 効果的な事業となるように改善や検討が望まれるもの

<根拠条文>地方自治法 252 条の 38 第 2 項

その他・・・監査人が, 事案が監査対象年度に含まれない, 監査対象局・団体を超えているもの, または指摘や意見とまでは言えないもののうち, 今後の事業取り組みにおいて, 有意義と判断したもの

2.数値について

報告書の数値は端数を切捨て又は四捨五入して表示していることがあるため, 合計が一致しない場合がある。

3.略語について

名 称	略 語
広島県	県
広島県農林水産局	県農林水産局
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	財団
一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会	協会
2020広島県農林水産業チャレンジプラン	チャレンジプラン
一般財団法人広島県農林振興センター	旧センター
県に移管した分収造林	旧センター林
地方自治法	自治法
地方自治法施行令	施行令
ひろしま森づくり県民税	森づくり県民税
広島県森林情報共有システム	森林情報共有システム
広島県森林計画情報システム	森林計画情報システム
適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ	控除対象外仕入れ
適格請求書発行事業者の登録申請書	登録申請書

第 4 本外部監査の監査結果及び監査手続の概要

1.監査結果の一覧

(1) 指摘, 意見, その他の件数

本外部監査の指摘及び意見などの件数は次のとおりである。

区分	指摘	意見	その他	合計
農林水産局	3 件	52 件	16 件	71 件

一般財団法人広島県 森林整備・農業振興 財団	2件	7件	1件	10件
一般社団法人広島県 山行苗木残苗補償協 会	0件	4件	1件	5件
合計	5件	63件	18件	86件

(2) 意見, その他の一覧

指摘, 意見, その他の一覧は次のとおりである。

監査の結果 (概要)			
区分	項目	概要	頁
第7 広島県の林業事業に係る決算について			
意見	財産台帳に 取得価格や 資本的支出 情報を記載 すること	<p>緑化推進事業費について、緑化センター長寿命化対策事業として緑化センターの施設内トイレの大規模改修工事が実施されたが、森林保全課で管理している財産台帳のうち、建物台帳には、上記トイレ工事をはじめ、追加工事の記録等は記載されていなかった。また、建物自体の取得価格は全て0円で表示されていた。</p> <p>建物自体の取得価格及び資本的支出（既存の固定資産の価値を増加させ、耐久性を増すための改修工事等）の内容及び金額を、財産台帳に記載することで、固定資産台帳と財務情報を紐づけて網羅的に管理することができるものとする。</p> <p>また、県の総務局財政課では、総務省が公表している統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿った県全体の決算書を作成しており、財産台帳に取得価格や資本的支出の情報を記載しておけば、総務局財政課への情報提供もよりスムーズに行えるのではないかと考える。</p>	41
意見	幹線林道整備事業費負担金に係る契約書の所在不明	<p>国立研究開発法人森林研究・整備機構へ負担金を償還することを取り決めた際の契約書や負担金契約締結をすることについての根拠規程等の所在が確認できなかった。</p> <p>県と機構との具体的な取り決めがわかる契約書等は取引終了まで適切に保管しておくことが必要である。</p>	42
その他	幹線林道整備事業費負担金の繰上返済について	<p>幹線林道整備事業費負担金は、予算及び返済予定表通りに支払いがなされているが、負担金が繰上償還できれば利息を圧縮できることから、検討してはどうか。</p>	49

その他	幹線林道整備事業負担金の繰上返済について	幹線林道整備事業費負担金は、予算及び返済予定表通りに支払いがなされているが、負担金が繰上償還できれば利息を圧縮できることから、検討してはどうか。	49
意見	治山事業における入札不調と今後の展望について	治山費は、最終予算額約90億円に対し、決算額約50億円、繰越額約38億円であった。実に予算の4割が入札不調等の原因で翌事業年度に治山事業が繰り越されていることになる。資材高騰、人材不足、高齢化は近年加速の一途であり、計画した治山事業の多くが実施できない状況は続くと思込まれる。治山事業のうち特に入札不調となる事業はどこなのか、またその理由や改善策を模索するとともに、県として今まで通りの治山事業が継続できるのか、抜本的に事業内容や県の役割を見直す時期に来ていると思われる。	49
第8 財産			
意見	取得原価算定について	県営林森林資産管理簿を見ると、県は令和4年度年度算定の取得原価1,497万3,169円をすべての事業地に振り分けている。県は財団に保育間伐・事業地調査を業務委託しており、令和4年度に事業を実施した事業地を把握できるのであるから、事業実施にかかった経費を事業地毎に割り振るなど、取得原価の計上方法の改善が必要と考える。	57
意見	森林保険と正味売却価額について	県営林の正味売却価額の算定方法は、県営林の齢級別植栽面積に森林保険金額（上限額）を乗じ、その上で森林保険金額（上限額）と実勢価格との比率をかけているが、この過程は分かりにくく、誤解を生みやすいものとなっている。そのため、森林保険金額は算定の過程から除外し、県営林で毎年行っている主伐の立木販売価格に基づき、直接的に実勢価格を算定するのが妥当ではないかと考える。	58
意見	債権放棄額の表示	県の旧センターの民事再生に伴う県の債権放棄額は33,864百万円である。財務諸表の注記の金額33,264百万円と記載されており、差額が600百万円発生している。この差額は、センター森林資産の県への代物弁済額6.4億円から民事再生手続中の発生利息（申立て後に生じた約定利息）0.4億円を除いたものである。注記の正しい情報を認識するためには、過去の事象についての表記も必要であると考え。	60
意見	変更契約と最終精算額	財団への一括委託業務費は、県営林の森林資産の取得原価を構成する金額である。 財団との契約において、業務委託変更契約は業務内容の変更に基づいた減額変更であるが、変更に基づく契約金額と財団の決算整理により最終契約金額が変更するのであれば、契約履行期間の終了間際に業務委託変更契約を締結しても意義がない。	61
意見	実績と損益計算書	財団が令和4年度県営林事業委託森林整備等業務予算別委託料内訳（変更）の書面を作成しているが、これは森林整備、調査管理、木材販売、諸経費等、消費税及び地方消費税の内訳で、業務に関する委託料が記載されており、実績報告書としてはこちらの方が望ましい形式と思われる。 委託料の精算上、県の報告書は業務区分や委託区分の名目が異なるため、表示等がより適正な財団の内訳書等の様式に合わせるべきである。 ただし、当該報告書には、財団の決算整理によって変更された精算額の内訳書等が作成されていないため、業務委託変更契約から最終の精算確定額まで経緯が分からない。そのため、どのように変更となったかを確認できる書面の作成が必要であると考え。	62
意見	委託料と実績報告書の精算額表記について	財団は消費税について税込処理方式を採用しているため、租税公課勘定科目内の納付消費税額を決算において正味財産増減計算書で共通配賦するのは理解できる。 しかしながら、社会通念上、請求書や領収書等で表記する消費税額（うち消費税額等の表現）は、本来課税対象となった金額の部分の消費税額を表記することから、これは不適切であると考え。 実際には、県と財団との精算額の算定上、人件費等の非課税経費項目の消費税額が加味されているわけではない。しかし、実績報告書では、あたかもそれが含まれて精算されているかのように見えるため、様式修正の検討が必要である。	63

		また、消費税の記載を行うのであれば、課税区分（10%、軽減税率8%、非課税、不課税）をしっかりと把握し、算定して表記すべきである。	
意見	分収造林事業について	<p>巨額の税金を投入して分収造林事業として森林の整備等を行っており、伐採の時期が到来している森林をいち早く伐採し、一般会計からの繰入が当たり前になっている分収造林事業及び分収造林契約を終了させることを念頭に置き、少しでも高値で森林資産を換価することを考え、投入した税金の回収を行うべきである。</p> <p>毎年、財団に森林の整備事業を一括委託しているが、森林資産の取得原価が毎年増額されていることを理解し、収益をあげるために必要な森林整備等かどうかの判断が必要ではないかと考える。</p> <p>主伐に関して、県で機械化できる時代がくるかもしれないとの期待もあるが、実際には主伐には人力が必要であり、人口減が叫ばれるなか、一刻も早く県産材の供給先を確保し、主伐を行うべきである。</p>	64
意見	分収林契約について	<p>令和6年から森林環境税が導入され、市町が主体となる。平成31年4月1日から経営管理制度が導入され、経営管理権や経営管理実施権の権利も整備されている。</p> <p>県と市町が締結した分収造林契約については、その対象が保安林や公衆用道路の管理が目的であるならば、その必要性があるかどうかを今一度検討すべきである。</p>	65
第9 契約			
意見	木造建築アドバイザーについて	<p>非住宅建築物の木造・木質化及び県産材利用の促進を図ることを目的とするための相談体制について、平日4日で従事者1名を置くこととすることと比して、相談件数の数値目標が50件は低いものといえる。</p> <p>また、アドバイザーによる助言は、あくまで相談者がアドバイザーによる助言を求めた場合に限定されるのに、アドバイザーによる助言を数値目標とすることは、かえって、希望しないアドバイザー派遣を無理に設定せざるを得ない可能性をはらむ。</p> <p>そこで、相談受付件数50件を目標の場合には週に1件程度と考えられ、そうであれば平日4日もの相談窓口対応は不要であり平日1～2日の相談受付日を設定すれば足りると考えられる（これによる事業費の削減も見込まれる）。仮に、現行の平日4日の常時の相談窓口の設置を前提とするのであれば、更なる数値目標の上積みを検討していく必要があるのではないかと考える。また、相談受付件数に応じてアドバイザーによる助言件数が増加することの一定の相関が認められるとしても、相談者が希望しないアドバイザーによる助言まではアドバイザーによる助言件数に数値目標まで掲げることまでは不要ではないかと考える。</p>	68
意見	別途契約を検討すべき	<p>本契約の業務内容は、その業務対象地域が当初契約とは異なる地域をも加える形となったために、業務期間の延長と委託料の増加という変更契約となっている。</p> <p>業務対象地域が当初契約とは異なるのであり、本契約の業務を同一事業者担当させる合理的理由もうかがえない。そのため、追加される業務対象地域について、新たに別途契約を締結すべきであり、一般競争入札を行うか、随意契約の該当事由の有無を検討されるべきである。</p>	69
指摘	再委託契約禁止の形骸化	<p>入札制度において、入札資格や契約内容及び業務仕様書等に基づいて入札するのであり、非常に重要な情報である。本契約では、業務仕様書において再委託等の禁止が明示され、再委託に際して発注者との間で協議し承諾が得られなかった場合が例外として認められる場合があるだけであって、発注者からの承諾が得られないことを想定して入札するのが通常である。</p>	70

		<p>ところが、本契約では、令和2年度及び令和3年度も同一業者が研修実施していることを理由に、契約締結後のわずか1週間後に再委託が承諾されていることからすると、落札業者が再委託を行うことを前提としていたと想定できる。さらに、再委託先の選定理由として、落札業者において①次世代林業経営者研修業務をなぜ担当できないかの理由についての言及が一切ない。また、当該委託先が令和2年度、令和3年度も良好に研修を実施していたことを再委託契約理由として挙げていることから見ると、過去の再委託契約に至った事象についての検証と改善を行っていないように考える。</p> <p>このような状況では、新規参入者の入札を潜在的に阻害させてしまう恐れがあるため問題であると考えられる。</p> <p>そもそも、①次世代林業経営者研修、②管理部門職員研修、③コーチング能力養成研修のうち①研修について再委託が可能なのであれば、①次世代林業経営者研修と、②管理部門職員研修及び③コーチング能力養成研修とを分ける形で、「①研修」「②研修と③研修」に業務を二分し、それぞれ入札を実施することにより、委託料の低減化を図ることも考えられる。再委託契約禁止を形骸化させないためにも、再委託契約についての詳細な理由書や再委託に至った経緯等を検証し改善していくことが必要である。</p>	
意見	契約変更金額について	<p>最低価格方式による入札であったはずが、変更工事部分は事実上、見積合わせのない随意契約と同視できることとなり、県に過大な財政負担を生じさせる事態は、避けなければならない。</p> <p>請負工事においては、多くの場合、執行中の建設業務と分離して執行できることが著しく不適当な建設業務に該当するケースは多いことが考えられ、安易に工事変更（とりわけ請負金額の変更）を許容することは、その落札時のモラルハザード（当初契約は最低価格で落札しておき、契約変更時に利益を回収することを念頭に置いた入札）を招く。</p> <p>そうであれば、安易に工事変更が認められるべきではなく、そもそも十分な事前調査を行った上で参考価格が定められるべきである。</p> <p>また、事前調査を行ったにもかかわらず、平成10年2月13日林務部長通知「設計変更に伴う契約変更基準」に沿った軽微な設計変更に伴うもの以外のもの（ア 建設工事：変更請負代金額が3,000万円又は当初請負代金額に対して30%を越える増額。）に該当した場合には、その様な事態に陥らないための再発防止策が具体的に検討されるべきである。</p>	71
その他	裁判管轄について	<p>定型の業務委託契約約款及び建設工事請負契約約款のいずれにも、訴訟による紛争解決となった場合の裁判所として、広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所（民事訴訟法11条参照）とする旨の条項を加えるべきである。</p>	72
意見	随意契約5号について	<p>緊急性が認められるのであれば、その被害の拡大防止等の意味において早急に対応されるべきであって、数か月もの時間的猶予があることは、かえって緊急性の要件を欠くとも考えられる。</p> <p>随意契約の5号事由である緊急性があるのであれば、それに応じた契約等の手続が行われるべきであって、入札手続きに付したが応札者がいなかった場合でもないのに緊急を要する災害の発生から相当期間が経過している場合にまで緊急性と評価することは適切ではない。その場合には、原則通り迅速に競争入札手続を行うべきである。</p>	74
意見	随意契約1号について	<p>少額であるがゆえに随意契約が認められたことの趣旨からすれば、その後契約が変更された結果、1号事由に該当しなくなったことが判明した場合には、随意契約締結の前提を欠くのであるから、そもそも安易に変更契約を許容するべきではない。</p> <p>変更契約を要する場合には、施行令167条の2第1項1号以外の事由の該当性の有無も含めて、変更契約の可否を検討する等の慎重な対応が望まれる。</p>	75

意見	入札後の変更契約金額の増額	<p>令和4年度の公共事業の執行については、令和4年3月31日付の農林水産局長通知により変更契約基準が定められており、調査した限りでは、いずれの契約もこの基準に沿っている。</p> <p>とはいえ、当初請負代金の30%を越える額になる場合が多く認められるところであり、その件数の多さや何度も変更されている契約も散見されることからすれば、競争入札時の予定価格を算定する際の調査が不十分であることの証左といえる。</p> <p>最低価格方式の入札手続の場合、低価格の落札業者が、事後的な変更契約時に競争とならないがゆえに、その変更時に利益を回収する様な方法を探り得ることも考えられる。</p> <p>そのため、具体的に、令和4年3月31日付の農林水産局長通知が、2億円を請負額の基準の一つとして設定しているが、同基準が高額に過ぎ、また同通知が平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨に伴う災害の早期復旧が求められる中での公共事業の円滑かつ効率的な推進が重要な課題となったが故の暫定的な通知と解すれば、令和5年度以降は、同通知を廃止することも含めた、抜本的な変更を検討すべきである。</p>	77
意見	工事執行伺について	<p>工事執行伺は、県が行う工事の名前・工期・内容・工事区域等の記載がある行政文書である。工期が予定期間であるとしても、手書きでの修正または補足等は、いつ誰が行ったのか分からない。したがって、当該文書は過去の契約状況等を確認するためにも見返すこともあるから、修正・補足等を行う場合には、訂正日付や訂正印の押印等を行い対応していくことが必要である。</p>	78
意見	事業費の単価基礎額の算定データについて	<p>県からの回答は、マニュアル改正版が出ていないためこの資料を使用しているとのことであるが、10年以上前の平成24年での社会情勢に基づくデータを現在の算定額として使用することに疑問を感じる。より現在価値に等しいデータを使用できるよう働きかけることが重要であると考え。</p>	78
第10 補助金			
意見	森林境界について	<p>土地の個人所有者が森林境界を明確化することは困難であり、当該補助金事業によって境界が明確化されることで、森林整備地域活動支援事業をスムーズに行えることができる。一方、同意書の間伐同意期間中に土地所有者が変更、または土地売却等の変更があった場合でも、事業目的への協力を約する条項や同条項を設ける等を国及び林野庁へ働きかけていくことが必要であると考え。</p>	83
意見	林業リーディングモデル事業について	<p>(1) 林業経営者は、持続的に林業を経営すべく事業計画を立案検討することを当然に行っている。それにもかかわらず、補助事業として経営コンサルタント等へ多額の補助金を交付して経営戦略の策定等をするのは、本来、林業経営者が負担すべきところである。</p> <p>したがって、その利益は、補助事業者に全て帰属するのであるから、「実行管理計画等」についていえば、要する経費の2分の1とする等相応額の自己負担を補助事業者に求めることが必要であると考え。</p> <p>(2) 本事業は、そもそも中長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成する事を目的としている。実施要領では、事業完了年度の翌年度から起算して3年間の経営改善等の取組を継続して実施し報告することを原則とするが、中長期的な視点で策定されたはずの取組が3年（最長5年）では、短期に過ぎる。</p> <p>中長期的視点に基づいた事業計画が策定されるはずであるから、少なくとも10年間の報告を義務付けるべきである。</p>	86

意見	予算と決算	当初の政策遂行のために策定された予算編成や当該事業を遂行すべき需要の乏しさに原因があるのか検証し、乖離の少ない予算を策定されるべきである。	90
意見	交付決定後の変更について	ひろしまの森づくり事業（交付金事業）の交付決定額の増減の変更がない場合であっても、事業毎に、その実績が交付決定額と異なるのであれば、なぜ、そのような変更が生じたのか、単に事業実績に留まらず、交付先に報告を求めるべきである。 加えて、交付決定額の増加のみならず減少の場合にまで、県知事の承認を要する変更にあたることは、その手続きの煩雑さから必要以上の事業費の費消の動機付けとなり得る。ひろしまの森づくり事業費の財源が、ひろしまの森づくり県民税条例に基づき徴税している、ひろしまの森づくり県民税であるという性質からしても事業費支出は、抑制的に考えられるべきであって、交付決定額の減少の場合には県知事の承認を不要とする等、無駄な事業費支出とならないよう、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領の改訂も検討されるべきである。	94
その他	事業の内容と目的について	県が、緑化活動推進事業として行っているのが、この2団体のみであり、今後他の団体への加入等がないことから、負担金の内容を必要に応じて県民へ周知していく必要がある。	98
第12 森林保険			
意見	森林保険の加入について	県と土地所有者が、森林保険に加入する根拠が明らかになっていない。災害等への対策として、森林保険への加入を積極的に行うための、両者の協議を取り決めていただきたい。	121
意見	付保率について	森林保険に加入することは大変意義があると考えますが、付保率がまちまちで、災害に備えるというよりは、予算に応じてという側面が色濃く出ている。 災害に備える意味においては付保率100%で森林保険に加入すべきではないかと考える。県営林は現在約2万haが森林保険契約を締結している県営林の面積は702.16haとなっている。 森林保険に加入する理由として、利用間伐後は風害に遭いやすいとのことであるが、平成30年の豪雨災害のように予期せぬ災害に遭う可能性も存在する中、利用間伐後の事業地のみ森林保険に加入することが、妥当であるかどうかデータで確認されていない。予算に応じて保険に加入するのであれば、実際に災害が起こった時に、これまで投入された税金が最大限補填されない可能性がある。 森林保険に加入して災害に備える事は意義があるが、加入方法や根拠を整理する必要がある。	121
第13 平成30年7月豪雨災害の現況の検討			
その他	災害対策について	平成30年7月豪雨災害発生時の災害発生個所において、適切な間伐が実施された箇所と実施されなかった箇所とで何らかの差異があるかについて、「当該災害が発生した周辺箇所では、立木の根系が及ぶ範囲より深い部分で崩壊が発生しており、森林の有する山地災害防止機能の限界を超えて大規模な山腹崩壊が起こったと考えられ、間伐の有無よりも、地形、地質、降雨量の状況により災害が発生するものと考えられる。」とのことであった。 確かに広島県では、尾根地形に偏って崩壊が発生しており、地形条件等の影響が大きいと考えられる。とはいえ、森林の有する山地災害防止機能を最大限発揮するための日々の努力は無駄ではない。	134

		<p>周知のとおり、火山噴出物、崖錐堆積物等の脆弱な地質地帯では、地下水の上昇により土層が著しく飽和し、山腹崩壊が発生して崩壊土砂・土石により直下の人家等に被害を与えることになる。</p> <p>このため、脆弱な地質地帯においては、森林の山地災害防止機能を最大限に発揮するため、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び落石防止保安林の適正な配備とともに、指定施業要件を適切に定め、山腹斜面の非皆伐施業を進める。</p> <p>また、間伐等による森林の適切な密度管理を行い、根系や下層植生の発達を促すとともに、立木間に根系による土壌の緊縛効果等が及ばないすき間が生じる恐れがある場合は、当該林分の後継樹ともなりうる木本類を導入し、森林の山地災害防止機能を持続的に発揮させる。</p> <p>このように森林域全体で山地災害防止機能を引き上げることを基本とし、保安林の適正な配備、根系や下層植生の発達等を促す森林の整備を引き続き行っていくことは大変重要である。日常的に実施されている施業には重要な意味があることから、継続した施業実施につき心より感謝するとともに応援の念を送る次第である。</p>	
その他	災害対策と治山事業	<p>災害の発生予防策と治山の関連性について、「治山事業は、治山ダム等を整備することにより、森林の維持造成を通じて、山地災害防止など、森林の有する公益的機能の発揮を図ることを目的としている事業であり、災害の発生予防策につながる事業であると考え。」とのことであった。</p> <p>指摘の通り、平成30年7月豪雨により被災した、東広島市黒瀬の既設治山ダム（昭和57年施工）直上のダム袖部付近の溪岸の浸食量と、治山ダムの影響を受けない下流域の溪床・溪岸の浸食量を比較したところ、治山ダムのある方が浸食量は半分程度に軽減されていることが確認された。すなわち、溪流全域に、同程度の浸食に抑える規模の治山ダムをきめ細かく階段状に施工すれば、溪流全体としても浸食量を半減し、流出土砂量を抑制する効果を得る可能性がある。</p> <p>県では治山ダム被災原因調査を行っており、その原因を踏まえて、今後の対策として、①溪床勾配を緩和するため、治山ダムを階段状に設置する、②施工後に、満砂状態となるようにする、③堆砂が浸食又は流動化するおそれがある場合、または満砂状態とならない場合は、流体力を考慮した堤体構造とする、④袖や伸縮継目・水平内継目は、継手や挿し筋等で補強する、⑤設置個所の決定に当たっては、土石流の流心や流下勾配を考慮する、⑥設置個所は堅固な地盤を選び、根入れ深や袖の突っ込みを十分に確保する、という6点を提案している。</p> <p>治山ダムは一定の効果を生んでおり、その存在意義は大変大きい。上記の提案に沿った対策を引き続き実施していただきたい。</p>	135
第14 特別会計			
意見	記載単位の不明瞭性	<p>情報開示は必要であるが、県ホームページに掲載されている「各年度県営林事業の実施状況について」の同ページ内に掲載のある「収支計画と実績」（単位：千円）と「分収林事業費の経営改革に伴う一般会計の負担」（単位：百万円）及び「貸借対照表」（単位：百万円）の記載単位が異なっており、明瞭性に欠けていると考えられる。特に「分収林事業費の経営改革に伴う一般会計の負担」は県民の将来負担となるものであるので、実際は第三セクター等改革推進債累計が117億円を超えており、併せて記載のある332億円超の県債権放棄額も寡少に見えてしまうので、単位を揃えて作成するのが望ましいのではないかと考える。</p>	141

意見	バランスシートの信ぴょう性	<p>バランスシート作成の意義としては、作成自体は大変評価ができると思われる。勘定科目で注視すべき項目として、負債の部で賞与引当金を計上している。これは県職員の賞与引当金（翌年度6月賞与の12～3月分）が計上されており、貸借対照表の作成が検討された中で、引当金に計上すべき項目として該当していると判断され採用されている。</p> <p>数字の信ぴょう性という観点では、森林資産の計上金額の信ぴょう性については再考の余地があると思われる。主には「地方公会計基準」を重視しているとの回答であったが、森林資産の計上にあたっては「林業公社会計基準」を用いている。バランスシート作成・公表後、県監査委員からこのような指摘を受けて作成したと回答があったが、作成にあたってのマニュアル等の作成は無く、県営林事業は超長期にわたっての事業であることから、今後時間が経過すれば内容を理解せずに前例踏襲といった機械的に作成される可能性が発生する。また、作成担当者レベルでこれまでの経緯を整理したものやマニュアル作成が必要と思われる。</p> <p>今後も、バランスシート作成により県民への説明責任を果たす観点からも、広島県農林振興センターの民事再生により県営林化され引き継いだ分収造林事業の収益性を明らかにして、経営改善を図りつつ県民に対して経営状況を明確に提示していくことが必要である。</p>	141
第15 税務申告とインボイス制度			
指摘	勘定科目内訳書	<p>勘定科目内訳書は決算書を分析する上で非常に有益な書類であり、経営計画・資金計画・融資等の財務諸表分析の資料としても活用されるものである。税務上は法人税法に基づいて作成の必要性が求められており、財産目録を代用しているとしても、収益事業の貸借対照表の勘定科目「苗木」「未払金」のみで資料不足は認めない。民間企業は、「預貯金等の内訳書」から始まり「雑益、雑損失等の内訳書」で終わる16種類の勘定科目内訳書を必要に応じて添付書類として税務申告とともに作成し提出するのが通常の手続きである。財団については、資料請求した「法人事業概況説明書」には「役員報酬」の金額が記載されているにもかかわらず、「役員給与等の内訳書」等の重要な内訳書を作成していない。</p> <p>公益性、公共性の立場からも、作成資料の見直しを改善すべきである。</p>	144
意見	消費税申告書の記載事項の不備	<p>昨年度の包括外部監査報告書でも記載があったが、消費税申告の県全体での取り組み状況は、各部局が申告業務を独自に行っており、県全体での統一した仕組みが無いことが問題である。</p> <p>それぞれ納税額には直接的には影響は無いものの、付記事項、参考事項のうち、とりわけ基準期間の課税売上高の記載を誤れば、判断を誤り、また不利益を被る可能性もあるため、正確な記載をお願いしたい。また、現在のところ、課税売上高が5億円以下又は課税売上割合95%以上のため、全額控除に該当しているが、課税売上高が5億円を超えてくると、個別対応方式か一括比例配分方式のどちらかを選択する必要がある。現在のやり方であれば、一括比例配分方式を選択すると思われるが、一般的に個別対応方式の方が有利である場合が多い。</p> <p>県は消費税申告書の作成を1名で行っており、資料の確認は4名で行っているとの回答であったが、誤りが発生している状況では、マニュアル等を整備し、不明点等があるのであれば、税理士等の専門家に委託するのも必要ではないかと考える。</p>	153

指摘	消費税申告書の第一表の付記事項、参考事項の記載漏れ・誤記載	現在のところ、納税額には直接的には影響は無いものの、付記事項、参考事項のうち、とりわけ基準期間の課税売上高の記載を誤れば、判断を誤り、不利益を被る可能性もあるため、正確な記載をお願いしたい。	153
意見	仕入税額控除額算定における計算方式の検討	現在の「基準期間の課税売上高」であれば、全額控除となり納税額に影響は無い。現状の事務手続きであれば、一括比例配分方式を選択すると思われるが、一般的に個別対応方式の方が有利である場合が多い。 有利不利の選択以外にも職員の事務負担等も考慮しつつ、将来の課税売上高が増加した場合の対応に備えるべきである。	154
その他	消費税申告に係る県全体の取組について	県全体の取り組みは特になく、各部局で個別に対応しており、しかも関与している人員も少数であり、消費税申告の実務ノウハウが共有化されていない。 申告期限は県の場合は課税期間終了後6か月以内となっており、通常の民間企業と比較しても納付期限にはかなり余裕があると思われる。消費税の申告実務は特殊かつ専門性が必要になるため、消費税に詳しい職員の育成・配置も必要と考えられ、県としてのチェック体制の一元化も必要となってくる。さらに、場合によっては専門家の関与も必要ではないかと考える。	154
意見	補助金申請・実績報告書の記載内容について	「令和3年度スマート技術林業技術等導入支援事業の事業実績書」の「3. 経費の配分及び負担区分」において、備考欄で消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入が求められるが、報告されているすべての事業実績書が空欄の状態であり、記載欄があるのであればコメント及び正確な金額の記載が求められる。元来不要であるならば、記載欄自体も簡素化したほうが望ましいと思われる。	154
意見	確認のための消費税申告書控の提出	平成24年度の広島県の包括外部監査結果報告書で、「補助金に対する消費税の取り扱い」について指摘されていた。 それは①補助金額の決定に際して、補助基準額と比較する実行経費は税抜金額で計算すべきところ、税込金額を基に計算し補助されているものがあつた旨の指摘や、②事業の実施を外部へ委託しているものを、実行経費の集計段階で、外部からの税込の請求額の総額に対し、補助団体で更に消費税等を計上しているため、消費税等も二重計上されているといったものもあつた。 今回の監査では、各補助金は申請段階において税抜金額で申請されており、金額が未確定な場合にも、のちに正確な税抜金額が決定した段階で、すみやかに再申請をしている旨が確認できた。 ただし、もう一段踏み込んだ手続きとして、補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに補助事業者から報告が求められるべきである。というのも消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない補助事業者（免税事業者）でない限り、課税売上に係る消費税額（預り消費税）から課税仕入等に係る消費税額（支払消費税）を、消費税の確定申告により控除できる制度であり、補助金は、消費税法上非課税売上に該当するため、預り消費税の対象にはならないが、一方で補助事業の経費に係る消費税については、補助事業以外における支払消費税と併せて仕入税額控除することが可能である。このため、事業者が補助金の交付を受けるとともに消費税還付等の利益を受けることがないようにすべきである。	154

		部局ごとに作成されている県の補助金交付要綱において、事業完了後に消費税の確定申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには「仕入控除税額報告書」により報告することとなっており、林業課の補助金交付要綱においては、そのような記載はないため、消費税確定申告書の第一表の控の提出を求めるべきである。多くの補助金・助成金はそのような規定を設けており、事業報告においては場合により消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還いただくことがあるとされているため、補助金交付要綱の追加改定・見直し等が必要である。	
第16 ひろしまの森づくり県民税			
意見	基金期末残高について	ひろしまの森づくり基金は、ひろしまの森づくり県民税を財源とする基金であり、広島県民から徴収された税金である。ひろしまの森づくり県民税収と基金の取崩額傾向を見ていくと、数年後には基金残高は不足の状態になると考えられる。 人口減少等の要因により、税収の見込みが落ちることも考えられるから、今一度、事業費等の検討の必要性がある。	157
意見	間伐後の木材の所在	各市町の実績報告書では、森林の間伐が行われているが、伐採後の木材の処分に関しての記載がない。 ひろしまの森づくり事業の環境貢献林整備事業の実施に関する協定書によれば、(事業の内容)の4条2項において、市町は、整備により伐採した樹木を、森林所有者及び事業実施主体が協議のうえ自らの責任と費用で搬出・利用することを妨げないとある。	162
意見	人工林健全化事業について	森林を所有する場合、本来は森林所有者が適切な手入れを行う責任がある。しかしながら、森林の公益性を考えれば、ある程度の助成が必要であるとは考えるが、一方では、森林所有者が手入れをせず放置している現状を見ると、森林所有者の自己負担金額について、今一度検討する必要があるのではないかと考える。 また、地域において間伐事業の金額に隔たりがあることを県が持つ情報として市町に周知させることが必要ではないかと考える。	164
意見	森林整備事業実績報告書について	一般的には、実際に事業に要する経費と知事が定める標準経費の額がすべて同額になることはないと思われる。同額であれば、そもそも比較する意味がなく、事業費を算定する必要もない。実績報告書であれば、実際に事業に要した経費の額を事業主体者からの請求書等で確認する等、改善を検討されたい。	166
意見	流通履歴書の補正計数について	流通履歴書にある補助対象材積について、補正係数の1.15については、現在の価値に適切に対応できるよう引き続き一定期間毎に検討することが必要であると考えます。	167
意見	人工林健全化事業との関連	環境貢献林事業の人工林健全化事業との違いがわかりにくい。森林所有者負担が生ずる人工林健全化事業と森林所有者負担が生じない里山林整備事業の違いをはっきり定義するべきである。	169
第17 森林環境譲与税			
その他	意向調査について	意向調査の進捗率は、令和5年度末で12万haが解析済みとなり、85%を超える数値となっている。しかしながら、残り2万haの解析には、今から7年後の令和12年度で完了する予定である。残された面積を考えた上で、計画完了までの期間が長期間であると思われる。これまで県、市町、森林組合等において個別に管理運営されていた森林情報を一元的に管理する森林情報共有システムが利用・整備されており、より一層の活用促進とブラッシュアップをはかりつつ効率的な調査をお願いしたい。	176

意見	需用費について	<p>県の回答の一部としては、『令和元年がリーディングモデルの初年度であり、「経営戦略の策定プラス働きやすい職場づくり」が事業目的であり、「働きやすい職場づくり」のため必要であるという理由で採択した』ということであるが、翌年度以降はそのような需用費（装備費）への支出は見られない。</p> <p>確かに林業リーディングモデル養成事業において、新規就業者確保するためには、労働負荷の軽減や労働安全対策などが重要であると考えている。今後も機械工具等の林業の業務に直接関係あるものだけに支出する取組を継続的に行っていただきたい。</p>	178
その他	県の対応等について	<p>全国の都道府県のみならず市町村からも続々と、森林の多い地域が必要な整備ができるよう実態を踏まえた配分を求める意見書が提出されている中、県議会で「令和5年9月定例会の意見書（森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書）」（令和5年10月2日可決）が作成され国会へ提出された。</p> <p>審議会で意見を述べられている通り、税金として投入されているものであるから、執行に関しても偏在がないように、全市町で使えるように支援をより積極的に行っていくべきではないか。また、県に譲与された森林環境譲与税は「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされているが、実際に市町では利用されていないところもあり、3E（経済性、効率性、有効性）に合致していない使途も見受けられる。これらを活用支援・指導するべきである県の役割は重要であり、県が単に国と市町を繋ぐ中間組織となってはいけないと考える。</p> <p>令和元年度から4年度にかけて県内23市町に配分された森林環境譲与税額のうち、約3割が利用されないまま積み残され、そのほとんどが基金になっている。</p> <p>森林環境譲与税を利用する場合、多くは林業にかかわる企業へのコンサルタント料に使われ、森林保全や整備等への利用が少ないことから、森林環境譲与税の配分方式を今一度の検討を希望したい。森林環境譲与税の配分については、国において、来年度から人工林の多い自治体に多く配分されるよう配分基準が見直されることが決定しており、さらなる森林整備の促進が見込まれている。</p>	179
意見	ひろしまの森づくり県民税との関連について	<p>まず下記の「森づくり県民税と森林環境税・森林環境譲与税の比較表」を見れば、その使途について重複する部分が見受けられる。一見すれば、二重課税のようにも思える。県民が両税を理解する際に、適正に理解することができるよう、更なる整理が必要であると考えている。</p> <p>また、前述したように両税の仕組みについても、事業が混在しているようにも見られ、理解することが難しいものとなっている。やはり、県民が正しくかつ容易に理解することができるよう、さらなる周知と仕組みの簡潔化、使途の明確な区別等を行っていただきたい。</p>	181
第18 システム			
意見	森林情報共有システムのシステム改良フローについて	<p>森林情報共有システムのシステム改良フローについて、自動車二税申告書に関するフローではなく、システム上のフローを適切に認識するためにも当該システムの改良フローを仕様書に使用すべきと考える。</p>	204

その他	森林情報共有システム以外のシステムにおける登記情報の反映	森林情報共有システム以外のシステムでも、登記情報のデータを取り込む方法で所有者情報を各システムが持つ形で運用することについても検討してはどうか。コスト面でそれが困難な場合、森林情報共有システムにアクセスすることで登記情報をベースにした所有者情報を取得できる枠組みを構築することについても検討してはどうかと考える。	204
意見	森林情報共有システムに登録されていない情報について	森林情報共有システムは、「これまで各ユーザ（県、市町、森林組合等）において管理していた森林情報を一元的に管理する」ことを目的としていることから、県で管理している保安林台帳等共有できるデータについてもシステムに取り込み利用できる状態を作出すべきである。 これら以外にも各ユーザが独自に保有している情報がある場合、積極的に共有を図ることが肝要である。共有すべき情報であるかどうかの検討につき、経済性の観点や階層性をどのように持たせるかといった観点も必要になってくるが、今後のより良いシステム構築のため、情報の洗い出しと整理について、より一層の尽力をいただきたい。	205
意見	森林情報共有システムにおける二次データベースへの展開	森林情報共有システムでは現在一次データベースしか取り扱っていないが、システム内で一定の階層を設け、ID・パスワードでログインできる領域を制限するなどの方法により二次データベースも取り扱えるようなシステム構築を検討すべきであり、林野庁森林整備部計画課の補助事業の「森林情報高度活用技術開発事業」における「森林クラウドシステム標準化事業」の成果である「森林クラウドシステムに係る標準仕様書」では二次データベースへの展開が想定されている。	207
その他	森林情報共有システムの一般利用について	デジタル化アクションプランに基づき、全ての県民に優しい行政手続を実現するため、たとえば森林簿の閲覧申請について一般の県民も利用できるように改善することについて検討が必要である。個人情報の取扱い等のセンシティブな問題があるため実現に向けて困難な問題もあると推測するが、利用者IDに権限の階層性を持たせるなどの工夫により、県民に開かれたシステム構築を目指していただきたい。	208
意見	治山台帳管理システムにおける一元的なデータ管理	治山台帳管理システムが実現した一元的なデータ管理とは、従来2台のノートパソコンで管理されていた情報を県のサーバで管理するようになったことを指すが、システム構築費用に見合う成果であったか、今後のシステム改修に向けて検討を要する。	209
意見	治山台帳管理システムが保有する所有者情報の在り方について	治山台帳管理システムが保有する所有者情報は更新されておらず、必ずしも現状の所有者と一致していない。そのため、所有者情報を確認するには、森林情報共有システムに個別にアクセスする必要がある。担当課ごとの縦割りの観点で近視眼的にシステムを構築するのではなく、一つの入り口から様々な情報にアクセスできる、幅の広い構造のシステム設計を目指すべきである。	209
意見	治山台帳管理システムとDoboxとの連携について	治山台帳管理システムはDoboxとの連携を視野に入れている。農林分野と土木分野とは別部署であるとはいえ、密接に関連する部分も存在することから、関連部署が幅広く使用できる横断的なシステムの構築に期待したい。	210
意見	森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携	現状では、森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携はなされていないが、被災時の迅速な情報共有等を視野に入れ、早期の連携実現に期待する。	211

意見	治山台帳管理システムにおける今後のクラウドサービス利用について	治山台帳管理システムは、現状県のデータセンターにサーバを置いているが、今後はAWS等のクラウドコンピューティングサービスを利用し、ハードウェアの経費削減を検討しているとのことであった。県庁のデータセンターにサーバを置いて管理する際のコストと外部のクラウドサービスを利用する際のコストとを精緻に比較し、セキュリティ面の課題も克服しながら総合的な検討を進めていただくことに期待する。	211
その他	森林情報共有システムに参画する林業事業者について	森林情報共有システムに参画する林業事業者は、能力の高い事業者として県が認定した事業者である。森林情報共有システムは、利用者のすそ野の広さを確保すべきであると同時に、情報セキュリティを確保するためにも参画する者の信頼性を確保しなければならない。 参画する者が扱うデータ領域によってその厳格さに差異を設けることはよいが、県・市町・林業事業者は当該システムの構成上最もコアな領域に存在することから、最も厳格な認定基準を適用すべきところである。このことから、県が厳格な認定基準により参画する事業者を管理していることは評価できる。	212
意見	YouTubeの林業課アカウントにおける研修動画について	YouTubeに林業課のアカウントがあり、森林情報共有システムの操作方法について詳しく解説された動画が公開されている。しかしながら、現状では県民へのシステム使用等はできないことから、一般公開ではなく、一部URLを周知したものだけに公開できる限定公開にすべきでないかと考える。今後も個人情報の保護に関して細心の注意を払いつつ、ICTを活用した研修は充実させていただきたい。	213
その他	森林情報共有システムのデータを外部媒体に持ち出す際の操作履歴について	森林情報共有システムでは、データを抜き出してCD等の媒体に保存することが可能である。この場合、各ユーザのログイン履歴は記録されるが操作履歴は記録されないことから、データを外部媒体に持ち出す場合の操作履歴が記録される方向のシステム改修に期待する。	213
その他	森林情報共有システム関連の紙媒体の資料について	森林情報共有システムについて、システム化以前から存在する紙媒体の資料について、旧システム（森林計画システム）導入後、順次紙媒体の資料を廃棄しており、令和4年の森林情報共有システム導入時には廃棄済みである。現在県が紙媒体で管理している帳簿は保安林台帳のみである。紙媒体の資料を整理・廃棄しICT化が進んでいる状況について評価できる。	214
その他	クラウド技術の高度化とそれに伴うセキュリティについて	今後、森林情報共有システムを運用する上で、クラウド技術の高度化とそれに伴うセキュリティについて、緻密かつ網羅的に対策を考えており、大変評価できる。今後のよりオープンなシステム構築に向け、アクセス権を適切に管理しつつ、県民に開かれたシステム構築を進めていくことを希望する。治山台帳管理システムについては、今後オープンデータとして運用する場合は、新しくセキュリティ対策を講じる必要があると考えているという状態であった。今後の森林情報共有システム等との連携を視野に入れ、セキュリティに関する基本的な考え方を整理しておくべきである。	215
意見	財団の森林情報共有システムへのアクセスについて	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団は森林情報共有システムにアクセスする権限を持っておらず、業務遂行上必要な情報取得につき非効率な状況である。県営林に係る情報全般にアクセスできるように、広範なアクセス権限を認める方向で検討すべきである。	215

意見	水源の森の管理システムについて	水源の森事業は、財団が独自で行う事業であるにもかかわらずまた、これを管理するシステム自体がないことは問題である。	216
意見	森林台帳管理システムの帰属について	森林台帳管理システムは財団独自のシステムであるにもかかわらず、県のIDが当初から設定されており使用できる状況である。県営林を主体的に管理運営しているのは県であるから、自らの財産を責任もって管理する意味でも、当該システムを財団から買い取る方向で検討を進めるべきである。	216
意見	森林台帳管理システムが有する情報の森林情報共有システムへの連携について	森林台帳管理システムが保有する施業地の地積に関する情報を森林情報共有システムに共有できていない状況は非効率である。公図の形状や登記上の地積は必ずしも正確とはいえないため、今後両システムが密接な連携関係を築くことを希望する。	217
その他	造林事業関係システムと森林情報共有システムとの連携状況及び今後の展開について	造林事業関係システムは森林情報共有システムと連携するシステムである。一般の申請者が森林情報共有システムの恩恵を受けることができるようになることは大変望ましい展開である。今後、森林情報共有システムが、造林事業関係システム以外の森林システムと連携できる流れが加速することを希望する。	218
第19 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団			
意見	引当資産及び積立資産の計上区分誤り	農林業担い手育成等事業引当資産及び事業体質強化積立資産は、特定の目的のために保有する預金及び有価証券であり、その他固定資産の区分で計上されている。 この点、公益法人会計基準の注解4の3では、「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」とされており、特定資産の区分で計上すべきである。	228
意見	林業育成確保事業の採算性について	令和4年度の林業育成確保事業に係る委託料収益2,142万円、一方の林業従事者育成確保事業費は3,978万円となっており、赤字事業となっている。赤字分については、農林業担い手育成等事業引当資産の取崩しによって賄われているが、直近で農林業担い手育成等事業引当資産が大きく減少していることから、当該事業の採算性について改めて検証が必要ではないかと考える。 なお、林業従事者育成確保事業費の6割が財団の人件費である。また、財団では役員報酬を各事業に配賦し、一般管理費として計上しているが、当該事業と県営林木材生産販売等受託事業でのみ一般管理費とは別の役員報酬が計上されていることから、他の事業より事業費が多く計上されている原因となっているものと思われる。これについては、実態に応じた人件費の配賦が適切になされているのか、検証が必要であると思われる。 実態に応じた人件費が配賦されているのならば、事業費に見合った委託料が確保出来ていないこととなる。委託者に対し、過度なディスカウントが行われていないか検証を行い、委託料の価格交渉や、事業内容、事業自体の見直しを図り、資産流出を食い止める必要があるのではないかと考える。	233
意見	経常費用の表示方法の誤り	財団では、正味財産増減計算書の経常費用を、実施した事業活動を示す科目名で表示しているが、現行の公益法人会計基準では、「旅費交通費」や「消耗品費」といった費用の具体的な内容を示す科目名で表示することとなっている（「公益法人会計基準」の運用指針12.財務諸表の科目）。 財団では、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行、すなわち公益法人会計基準に基づき経理するものとしている（定款10条、財務規程3条）ため現状では定款や財務規程に規定されている公益法人会計基準に基づいた決算書が作成されているとはいえない。	234

		<p>林業公社が準拠するものとして定められている林業公社会計基準における財務諸表標準様式では、財団の表示のとおり、事業活動を示す科目名での表示を規定しており、実際に他県の林業公社は、林業公社会計基準に従って決算書を作成している。また、県の特別会計の貸借対照表形式の情報開示も林業公社会計基準を参考に作成されている。</p> <p>改めて財団としての経理処理の拠るべき会計基準を見直すべきであると考え。</p>	
意見	分収林費用負担金の会計処理について	<p>旧財団法人広島県造林公社が、市町村に対して造林整備資金の貸付を行っていたが、昭和62年3月31日に貸付を受けている市町村長の申請により、貸付金の全額を公社が費用負担したものとみなすこととされた。</p> <p>公社としては、追加的な費用負担額が生じることとなったが、その額を「分収林費用負担金」として資産計上している。また対象となる分収造林が伐採され、分収造林契約が満了となった時点で「分収林費用負担金除却損」として損失計上される。この処理は財団に引き継がれ、現在の決算状況となっている。</p> <p>この点、上記追加費用だけを別の勘定科目で表示しているため、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額とは別の資産を保有しているかのような誤解を与える表示となっている。追加的な費用負担額であれば、造林費及び造林整備にかかる費用の累積額である森林経営勘定として計上し、分収造林伐採時には、原価として費用計上する処理が適切であると考え。</p> <p>ちなみに令和4年度の財務諸表に対する注記では、森林経営勘定に係る補助金等による圧縮記帳の実績が記載されており、令和4年度末で17億1,976万円の圧縮累計額があり、森林経営勘定残高8千円との合計額が、発生した造林費及び造林整備にかかる費用の累積額であるとして表示されているが、この中に分収林費用負担金は含まれていないため、実際の造林費及び造林整備にかかる費用の累積額は、さらに3億1,606万円を加算した20億3,582万円である。</p>	238
意見	森林経営勘定の樹種等を把握していない	<p>森林経営勘定については、森林管理システムなどは整備されておらず、樹種、樹齢、面積等の確認がされていない。これらの情報は森林整備に不可欠であると思われるため、早急に情報をまとめる必要があると考え。</p> <p>□なお、県営林事業の受託業務で利用している森林管理システムがあるので、水源の森事業でも利用できれば、余分なコストはかからないものと考え。</p>	239
意見	森林勘定引当金としての計上の妥当性について	<p>森林勘定引当資産は、将来の森林造成整備費用の財源に充てるよう県から指示を受けて保有されている資産であり、森林勘定引当金と森林勘定引当資産の関係性を考えると、森林勘定引当金として負債計上するのではなく、指定正味財産残高として表示するのが公益法人会計基準に沿った計上方法なのではないかと考える。</p>	240
意見	森林勘定引当金取崩額の計上の妥当性について	<p>森林勘定引当金として負債計上するのではなく、指定正味財産残高として表示するのが公益法人会計基準に沿った計上方法なのではないかと考える。指定正味財産残高とするならば、当期に用途の解除がなされた場合の一般正味財産増減の部における収益科目としては、「受取補助金等振替額」が適切である。</p>	242
指摘	資料作成について	<p>今後の資料作成にあたっては、計算誤りのないよう、複数のチェック体制により連動する図表までの確認作業もお願いしたい。</p>	243

指摘	随意契約について(工事請負契約・業務委託契約共通)	<p>工事請負契約及び委託契約のいずれも、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」(施行令167条の2第1項2号)を念頭に置いていることがうかがえるが、その具体的な理由が示されていないことは、随意契約の事由に該当した契約とみなすことは出来ないであり自治法234条1項に違反する。</p> <p>県が行う契約は、当然に自治法を遵守することが求められ法に違反する以上、財団の財務規程44条1項に違反する。</p> <p>よって、財団は、工事請負契約と委託契約のいずれも一般競争入札を原則として実施する様に改善すべきであり、仮に随意契約とせざるを得ない場合には、施行令167条の2第1項1号～9号の事由に該当するか否か十分な検討が不可欠である。</p>	244
その他	裁判管轄の規定について(業務委託契約)	<p>訴訟による紛争解決となった場合に備えて、広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所(民事訴訟法11条参照)とする旨の条項を加えるべきである。</p>	245
第20 一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会			
その他	会員増強の必要性	<p>協会では、会員増強への取組として、苗木生産に関する講習会の開催などにより、新規参入者の増加・定着を促しているところではあるが、事業の成果である一般正味財産増減額が毎年マイナスとなっており、保有資金も目減りしている現状において、優良苗木の需給安定、苗木生産経営の健全な発展を継続していくためには、より多くの生産者や賛同者を集め、補償内容や苗木活用策についても検討が必要である。</p>	250
意見	補償事業の継続性が乏しい	<p>協会の主要事業である会員への補償事業について、令和2年度の補償実績が3万円、令和4年度は13万円、令和3年度には補償実績はない。一方で、年間の調査費は、200万円から300万円、管理費も併せると270万円から380万円のコストが発生しており、補償額に対して、每期必要な経費が過大である。調査と法人維持のために資金を費消している状態であり、補償に回る資金は今後10年で枯渇し、本来取り崩すことのない基本財産を取り崩さなければ、補償事業が継続できない。</p> <p>残苗補償対象となるか否かを協会が多大なコストをかけて実施する必要があるのか、法人維持に不必要な支出はないか、事業の在り方の見直しを実施し、補償事業が継続できるよう施策を講じる必要がある。</p>	251
意見	監事の理事会の欠席について	<p>令和4年5月及び令和5年2月に開催された理事会にて、監事が出席していなかった。</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律101条では、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。」とされている。また、定款17条では監事の職務が記載されており、3号に「理事会に出席し、意見を述べること」と規定されている。</p> <p>体調不良による急遽の欠席であれば、監事を増員することも検討すべきである。</p>	252
意見	監事の社員総会の欠席について	<p>令和4年5月に開催された社員定期総会にて、監事が出席していなかった。</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律53条では、「理事(監事設置一般社団法人にあっては、理事及び監事)は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。」とされており、監事は社員総会への出席義務があるものと解する。また、社員総会規則7条でも「理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。」と規定されている。</p>	253

		監事の社員総会欠席は、体調不良による急遽の欠席であり、社員総会規則で定める「やむを得ない事由」に該当すると考えるが、監事が確実に社員総会に出席するよう措置を講じるべきである。	
意見	契約の目的条項について	第1条の規定に従えば、乙（広島県樹苗農業協同組合）が甲（協会）に応分の負担を支払うことを目的とされているが、契約の実態と異なっている。 甲と乙の記載を正しく変更されるべきである。	254
第21 盛り土問題について			
その他	今後について	盛土の問題は、豪雨等による災害により、森林資産の損失、治山施設の新設による負担や地域住民への被害が発生するため、慎重な対応が必要である。前項で述べた法と制度は両方ともに森林に関連するものである。 今後このような問題が発生しないように厳格な法及び制度の適用が望まれる。	258

2.監査のプロセス

概ね次のような経過で監査を実施した。

令和5年4月～5月 事前ヒアリング

6月1日 テーマ決定，包括外部監査実施計画提出

6月より 対象部局に概要説明及び資料提供の依頼

7月～12月 対象部局からの回答，回答に対する質問，資料提供依頼のやりとり，現場視察の実施

令和6年1月 対象部局及び監査委員事務局に包括外部監査報告書案を提示
対象部局による事実関係の確認及びこれをふまえた修正

第5 総括

本監査のテーマ選定のきっかけは、森林環境譲与税について疑問を感じたことから始まった。本稿でも述べたが、すでにひろしまの森づくり県民税が平成19年より課税されており（令和8年まで課税期間が延長），さらに森林環境譲与税が令和元年から前倒しで行われ、二重の課税制度に違和感を覚えたからである。

そして、本監査を進めていくうえで、林業事業がいかに難しい問題を抱えているか、そして重要であるかを考えさせられた。林業は、苗木を植え、育てて、収穫するまでの期間が非

常に長いことから、林業経営に大きく負担がかかる。収穫までの期間でかかる費用が大き
く、その間にまとまった収入を得られないという特殊な商売である。

林業界では過去、国産の木材価格の低迷が続き、それにより林業従事者が減少、また林業
従事者の高齢化も伴って、戦後に植林した木材資産が主伐の時期に係るときに、人材等が不
足しているという悪循環を起こしている。

また、林業は公益的な機能も有している。森林による自然災害等の防止や水源を確保する
機能、そして二酸化炭素を抑制するという側面を持ち、我々の社会に大きくかかわる。

前述した林業の課題を解決するために、県では主に「森林経営管理事業」、「ひろしまの
森づくり事業」、「林業・木材産業等競争力強化対策事業」そして「県営林事業費特別会
計」にて対策を講じている。

「森林経営管理事業」は、森林環境譲与税を活用し、森林事業地所有者の施業意思がない
森林や、森林所有者の特定が困難なもの、自らが森林経営管理できていない事業地を適切に
管理していくために森林整備とその促進を図るための施策である。

「ひろしまの森づくり事業」は、森づくり県民税をもとに、森林事業地の保全や水源かん
養などの公益的機能維持を図りながら、間伐や県産材の利用促進、鳥獣対策等を行い、県営
林を県民全体で守り育てる事業として推進している。

「林業・木材産業等競争力強化対策事業」は、木材需要の創出や、県産材の安定的・効率
的な供給体制の構築のために行われている。

「県営林事業費特別会計」は、県営林の利用間伐、林道開設、保育等の木材安定供給と公
益的機能の維持ために行われている。

こうした事業を行っていく上で、次のような問題点が発生していると考え。1つは、森
づくり県民税と森林環境譲与税の2つの税制について、その使途が似ているまたは区別が
つきにくい、事業内容の理解がしにくいこと等、県民に分かりづらいものとなっている。

さらに、林業事業のサイクルは、植林→保育→間伐→主伐→再生林の流れであり、県もこ
れに沿った事業を行っている。しかしながら、これだけでは収益に結びつきづらい。林業で
一番の問題は林業の所得の増加を図ることにあるのではないかと考える。確かに森林の公益
的機能を図ることも重要であるが、運搬・加工（加工業者や木材工場）、販売（ハウスメ
ーカー等）へのマッチング支援施策をさらに行うことで、受注からの木材需要を増やし、林業
収入を上げ、林業従事者の増加をもたらす、それによって林業事業を発展させていくことが
可能になるのではないかと考える。したがって、県が行う事業の方向性を主伐後から先の森
林資産の流れについても、今一度検討することを望む。

最後に，本監査では，対象部局・団体関係者の方々に，また，監査委員事務局の方々にも監査にあたり，多大なご協力をいただいた。心から感謝申し上げます。

令和5年度 包括外部監査結果報告書

(林業事業に係る財務事務の執行及び経営管理について)

広島県包括外部監査人
松 浦 隆 敏

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 監査対象期間	2
5. 監査対象機関	2
6. 監査の実施期間	2
7. 補助者の氏名及び資格	2
8. 利害関係	3
第2 外部監査の要点	4
1. 監査の要点	4
2. 主な監査手続	6
第3 監査の結果について	7
1. 指摘，意見及びその他	7
2. 数値について	7
3. 略語について	8
第4 本外部監査の監査結果及び監査手続の概要	9
1. 監査結果の一覧	9
2. 監査のプロセス	13
第5 広島県の対象事業について	14
1. 林業事業とは	14
2. 広島県の林業状況	17
3. 今後の林業の一般的な課題	20
第6 広島県とビジョンの策定	22
1. 「ひろしま未来チャレンジビジョン」	22

2. 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン	24
3. 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン【広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略】	26
4. 2020 広島県農林水産業チャレンジプランアクションプログラム	27
5. ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）	29
6. 2025 広島県農林水産業 アクションプログラム	32
7. 地域森林計画	34
8. 基金について	37
第7 広島県の林業事業に係る決算について	38
1. 広島県の歳入歳出の過年度状況について	38
2. 問題点・課題（工事請負費と固定資産について）	41
3. 意見（財産台帳に取得価格や資本的支出情報を記載すること）	41
4. 問題点・課題（幹線林道整備事業費負担金の契約書類について）	42
5. 意見（幹線林道整備事業費負担金に係る契約書の所在不明）	42
6. 令和4年度最終予算と実績について	47
7. 問題点・課題（幹線林道整備事業費負担金について）	49
8. その他（幹線林道整備事業費負担金の繰上返済について）	49
9. 問題点・課題（治山費の繰越額について）	49
10. 意見（治山事業における入札不調と今後の展望について）	49
第8 財産	50
1. 森林資産	50
2. 県営林の沿革	53
3. 県営林の現況	54
4. 県営林の目的	54
5. 県営林事業特別会計	55

6. 課題・問題点（取得原価算定について）	57
7. 意見（取得原価算定について）	57
8. 課題・問題点（森林保険と正味売却価額について）	58
9. 意見（森林保険と正味売却価額について）	58
10. 課題・問題点（債権放棄額の表示）	59
11. 意見（債権放棄額の表示）	60
12. 課題・問題点（変更契約と最終精算額・実績報告と損益計算書）	61
13. 意見（変更契約と最終精算額）	61
14. 意見（実績と損益計算書）	62
15. 課題・問題点（委託料と実績報告書の精算額表記について）	62
16. 意見（委託料と実績報告書の精算額表記について）	63
17. 分収造林事業	63
18. 課題・問題点（分収造林事業について）	64
19. 意見（分収造林事業について）	64
20. 課題・問題点（分収林契約について）	65
21. 意見（分収林契約について）	65
第9 契約	66
1. 調査の概要	66
2. 委託・工事等契約に関して適用される規程	66
3. 課題・問題点（木造建築支援業務）	67
4. 意見（木造建築アドバイザーについて）	68
5. 課題・問題点（既契約の業務内容と別業務）	69
6. 意見（別途契約を検討すべき）	69
7. 課題・問題点（再委託契約について）	69
8. 指摘（再委託契約禁止の形骸化）	70

9. 課題・問題点（十分な事前調査による参考区画の設定）	71
10. 意見（契約変更金額について）	71
11. 課題・問題点（裁判管轄の規定）	72
12. その他（裁判管轄について）	72
13. 課題・問題点（随意契約5号について）	73
14. 意見（随意契約5号について）	74
15. 課題・問題点（随意契約1号について）	74
16. 意見（随意契約1号について）	75
17. 課題・問題点（契約金額の増額について）	76
18. 意見（入札後の変更契約金額の増額）	77
19. 課題・問題点（工事執行伺について）	77
20. 意見（工事執行伺について）	78
21. 課題・問題点（事業費の単価基礎額の算定データについて）	78
22. 意見（事業費の単価基礎額の算定データについて）	78
第10 補助金	79
1. 補助金・負担金について	79
2. 調査の概要	80
3. 森林整備活性化資金利子補給事業	81
4. 森林整備地域活動支援事業	82
5. 課題・問題点（森林境界について）	83
6. 意見（森林境界について）	83
7. 苗木生産体制整備事業	83
8. 森林経営管理推進事業	84
9. 課題・問題点（林業リーディングモデル事業について）	85
10. 意見（林業リーディングモデル事業について）	86

11. 林業・木材産業等競争力強化対策事業	87
12. 林道整備事業	88
13. 育成林整備事業（林道）	88
14. 育成林整備事業（造林）	89
15. 課題・問題点（予算と決算）	90
16. 意見（予算と決算）	90
17. 機能回復整備事業（造林）	90
18. ひろしまの森づくり事業	91
19. 課題・問題点（交付決定後の変更について）	93
20. 意見（交付決定後の変更について）	94
21. 小規模崩壊地復旧事業	94
22. 過年発生災害林道復旧事業	95
23. 現年発生災害林道復旧事業	95
24. 幹線林道整備事業	96
25. 民有林直轄治山事業	96
26. 緑化活動推進事業	97
27. 課題・問題点（事業の内容と目的について）	97
28. その他（事業の内容と目的について）	98
29. その他の補助金事業について	98
第 11 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況の検討	99
1. 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況	100
第 12 森林保険	113
1. 森林保険契約の概要	113
2. 契約内容	113
3. 保険金の支払い	115

4. 課題・問題点（森林保険の加入について）	120
5. 意見（森林保険の加入について）	121
6. 課題・問題点（付保率について）	121
7. 意見（付保率について）	121
第 13 平成 30 年 7 月豪雨災害の現況の検討	122
1. 平成 30 年 7 月豪雨による被災状況	122
2. 「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」中間取りまとめ	123
3. 「平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」の策定	125
4. 復旧・復興プランの進捗状況	130
5. その他（災害対策について）	134
6. その他（災害対策と治山事業）	135
第 14 特別会計	136
1. 県営林の概要	136
2. 県営林事業の実施状況	138
3. 意見（記載単位の不明瞭性）	141
4. 意見（バランスシートの信ぴょう性）	141
第 15 税務申告とインボイス制度	143
1. 法人税	143
2. 課題・問題点（勘定科目内訳書）	144
3. 指摘（勘定科目内訳書）	144
4. 消費税	144
5. 適格請求書保存方式（インボイス制度）	146
6. 課題・問題点（消費税申告書の記載事項の不備）	152
7. 意見（消費税申告書の記載事項の不備）	153
8. 指摘（消費税申告書の第一表の付記事項、参考事項の記載漏れ・誤記載）	153

9. 意見（仕入税額控除額算定における計算方式の検討）	154
10. その他（消費税申告に係る県全体の取組について）	154
11. 意見（補助金申請・実績報告書の記載内容について）	154
12. 意見（確認のための消費税申告書控の提出）	154
第16 ひろしまの森づくり県民税	156
1. 概要	156
2. 課題・問題点（基金期末残高について）	157
3. 意見（基金期末残高について）	157
4. ひろしまの森づくり事業の概要	158
5. 課題・問題点（実績報告書の記載）	162
6. 意見（間伐後の木材の所在）	162
7. 課題・問題点（人工林健全化事業について）	162
8. 意見（人工林健全化事業について）	164
9. 課題・問題点（森林整備事業実績報告書について）	164
10. 意見（森林整備事業実績報告書について）	166
11. 県産材消費拡大支援事業	166
12. 課題・問題点（流通履歴書の補正計数について）	167
13. 意見（流通履歴書の補正係数について）	167
14. 里山林整備事業	167
15. 課題・問題点（人工林健全化事業との関連）	169
16. 意見（人工林健全化事業との関連）	169
第17 森林環境譲与税	170
1. 概要	170
2. 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み	171
3. 全国における取組状況	172

4. 森林環境譲与税に関する広報・情報提供	172
5. 県の取組事例.....	174
6. 課題・問題点（意向調査について）	176
7. その他（意向調査について）	176
8. 課題・問題点（需用費について）	177
9. 意見（需用費について）	178
10. 課題・問題点（審議会での提案）	178
11. その他（県の対応等について）	179
12. 森林環境譲与税とひろしまの森づくり県民税との比較.....	180
13. 課題・問題点（ひろしまの森づくり県民税との関連について）	181
14. 意見（ひろしまの森づくり県民税との関連について）	181
第 18 システム.....	183
1. はじめに.....	183
2. 森林情報共有システム	184
3. 治山台帳管理システム	194
4. 造林事業関係システム	201
5. 森林台帳管理システム	202
6. 課題・問題点（森林情報共有システム）	203
7. 意見（森林情報共有システムのシステム改良フローについて）	204
8. 課題・問題点（森林情報共有システム）	204
9. その他（森林情報共有システム以外のシステムにおける登記情報の反映）	204
10. 課題・問題点（森林情報共有システム）	205
11. 意見（森林情報共有システムに登録されていない情報について）	205
12. 課題・問題点（森林情報共有システム）	205
13. 意見（森林情報共有システムにおける二次データベースへの展開）	207

14. 課題・問題点（森林情報共有システム）	208
15. その他（森林情報共有システムの一般利用について）	208
16. 課題・問題点（治山台帳管理システム）	208
17. 意見（治山台帳管理システムにおける一元的なデータ管理）	209
18. 課題・問題点（治山台帳管理システム）	209
19. 意見（治山台帳管理システムが保有する所有者情報の在り方について）	209
20. 課題・問題点（治山台帳管理システム）	209
21. 意見（治山台帳管理システムと Dobox との連携について）	210
22. 課題・問題点（治山台帳管理システム）	210
23. 意見（森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携）	211
24. 課題・問題点（治山台帳管理システム）	211
25. 意見（治山台帳管理システムにおける今後のクラウドサービス利用について）	211
26. 課題・問題点（森林情報共有システム）	211
27. その他（森林情報共有システムに参画する林業事業者について）	212
28. 課題・問題点（森林情報共有システム）	212
29. 意見（YouTube の林業課アカウントにおける研修動画について）	213
30. 課題・問題点（森林情報共有システム）	213
31. その他（森林情報共有システムのデータを外部媒体に持ち出す際の操作履歴について）	213
32. 課題・問題点（森林情報共有システム）	213
33. その他（森林情報共有システム関連の紙媒体の資料について）	214
34. 課題・問題点（セキュリティ）	214
35. その他（クラウド技術の高度化とそれに伴うセキュリティについて）	215
36. 課題・問題点（森林情報共有システム）	215
37. 意見（財団の森林情報共有システムへのアクセスについて）	215

38. 課題・問題点（森林台帳管理システム）	216
39. 意見（水源の森の管理システムについて）	216
40. 課題・問題点（森林台帳管理システム）	216
41. 意見（森林台帳管理システムの帰属について）	216
42. 課題・問題点（森林台帳管理システム）	217
43. 意見（森林台帳管理システムが有する情報の森林情報共有システムへの連携について）	217
44. 課題・問題点（造林事業関係システム）	217
45. その他（造林事業関係システムと森林情報共有システムとの連携状況及び今後の展開について）	218
第 19 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	219
1. 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団の概要	219
2. 業務内容	220
3. 森林の保全整備・林業担い手育成支援等に関する事業について	220
4. 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業	222
5. 県との関連	223
6. 一般財団法人広島県農林振興センターからの事業譲渡	223
7. 決算の状況について	224
8. 一般会計の貸借対照表	226
9. 問題点・課題（引当資産及び積立資産の計上区分）	228
10. 意見（引当資産及び積立資産の計上区分誤り）	228
11. 一般会計の正味財産増減計算書	229
12. 問題点・課題（林業育成確保事業の赤字について）	232
13. 意見（林業育成確保事業の採算性について）	233
14. 問題点・課題（経常費用の表示方法について）	233

15. 意見（経常費用の表示方法の誤り）	234
16. 水源の森事業特別会計の貸借対照表	235
17. 問題点・課題（分収林費用負担金の内容と会計処理について）	237
18. 意見（分収林費用負担金の会計処理について）	238
19. 課題・問題点（森林経営勘定の管理について）	239
20. 意見（森林経営勘定の樹種等を把握していない）	239
21. 問題点・課題（森林勘定引当金の計上について）	239
22. 意見（森林勘定引当金としての計上の妥当性について）	240
23. 水源の森事業特別会計の正味財産増減計算書	241
24. 問題点・課題（森林勘定引当金取崩額の計上について）	242
25. 意見（森林勘定引当金取崩額の計上の妥当性について）	242
26. 問題点・課題（資料作成について）	243
27. 指摘（資料作成について）	243
28. 財団の契約について	243
29. 課題・問題点（随意契約について（工事請負契約・業務委託契約共通））	243
30. 指摘（随意契約について（工事請負契約・業務委託契約共通））	244
31. 課題・問題点（裁判管轄の規定について（業務委託契約））	244
32. その他（裁判管轄の規定について（業務委託契約））	245
第 20 一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会	246
1. 一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会の概要	246
2. 事業内容	246
3. 県との関連	247
4. 決算について	247
5. 問題点・課題（会員増強について）	250
6. その他（会員増強の必要性）	250

7. 問題点・課題（補償実績と事業コストについて）	251
8. 意見（補償事業の継続性が乏しい）	251
9. 問題点・課題（監事の理事会の欠席について）	252
10. 意見（監事の理事会の欠席について）	252
11. 問題点・課題（監事の社員総会の欠席について）	252
12. 意見（監事の社員総会の欠席について）	253
13. 協会の契約について	253
14. 課題・問題点（契約の目的条項について）	253
15. 意見（契約の目的条項について）	254
第 21 盛り土問題について	255
1. 問題の所在	255
2. 今後の対応について	256
3. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）	257
4. 林地開発許可制度	258
5. その他（今後について）	258
第 22 総括	259

第 1 外部監査の概要

1.外部監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2.選定した特定の事件（監査のテーマ）

「林業事業に係る財務事務の執行及び経営管理について」

3.特定の事件を選定した理由

我が国の国土面積は 3,780 万 ha あり,その国土の 2/3 にあたる約 2,500 万 ha は森林面積である。OECD 加盟国における森林面積がフィンランド, スウェーデンに続く第 3 位である。広島県では, 県土面積 85 万 ha のうち 61 万 ha が森林面積となり, 国有林が 8%, 公有林が 11%, 私有林が 81%で, スギ・ヒノキ・アカマツ等で樹木構成されている。

林業事業においては, 人口減少, 木材価格の下落, 森林所有者が不明, 生産性の低下, 林業従事者の高齢化等の様々な課題があり, また近年では新型コロナウイルス感染症の影響も受け, 林業を取り巻く情勢はますます厳しい現状となっている。

そこで県は, まず平成 22 年 10 月に策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づき, 平成 22 年に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定, その 3 年後に TPP をはじめとした国際化による環境変化に対応するため平成 26 年に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン・アクションプログラム」を策定し, 平成 30 年には計画が終期をむかえることから新たに「ひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラム」を, 更に令和 3 年に「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」を策定して, 新たな経済成長としての森林資源経営サイクルの構築, 森林資源利用フローの推進, また, 豊かな地域づくりとしての森林の公益的機能の維持を目標としている。

これは, 県の基本計画「安心 誇り 挑戦 ひろしまビジョン」のもと, 農林水産業の中長期的な目指すべき姿の目標（指標）や具体的な取組方針をここで定めている。

また, これに基づき県では, 地域森林計画書を森林計画区別（太田川森林計画区, 江の川上流森林計画区, 瀬戸内森林計画区, 高梁川上流森林計画区）に 5 年ごと 10 年を 1 期として計画を立てている。県の森林事業の方向性や伐採・造林・林道・保安林の整備目標

等を明らかにし、広島県森林づくり 50 年構想をもとに、森林資源経営サイクルやその利用フロー推進、災害防止の取組のほか森林の公益的機能維持を目標としている。

以上のことから、県の農林水産局特に林業事業における財務事務の執行及び経営管理の状況について法令等の合規性だけでなく、経済性・有効性・効率性の観点から検討をおこなうことは有意義であると判断し、令和 5 年度包括外部監査における監査テーマとして選定した。

4.監査対象期間

原則として、令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。

5.監査対象機関

農林水産局

農林水産局に関連する地方機関

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会

6.監査の実施期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで

よって、令和 6 年 1 月 1 日以後に生じた事象については、報告書へ反映していない。

7.補助者の氏名及び資格

見之越常治 弁護士

石橋祥英 公認会計士

椎野年雄 税理士

林内律之 税理士

吉本訓枝 税理士

8.利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本件監査対象とした事件（テーマ）について地方自治法 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 外部監査の要点

本監査は、主として以下のような観点から監査を行った。

1. 監査の要点

(1) 合規性，経済性，効率性，有効性

財務事務の執行及び事業の管理が法令その他の規定に適合しているか（合規性），無駄な支出を行っていないか，または財源確保に努めているか（経済性），成果に対して最少の費用・労力で事業が執行されているか（効率性），目的に見合った成果が表れているか（有効性）という観点から監査を行った。

(2) 財務状況

- ① 法令，地方公営企業会計基準，広島県公営企業財務規程等に準拠した会計処理及び開示ができていないか
- ② 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団及び一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会について，企業会計基準，会計計算規則等に従った会計処理及び開示ができていないか
- ③ 公共の福祉と経済性の観点から，健全に運営されているか

(3) 財産

- ① 林業保有財産の管理が規程通りに実施されているか
- ② 網羅的な固定資産及び貯蔵品の把握は出来ているか
- ③ 不要な余剰資産を抱えていないか
- ④ 減損の検討は適宜適切に実施しているか

(4) 補助金

- ① 法令，要綱その他の基準，規程等に準拠しているか
- ② 要綱において要件が適切に定められているか
- ③ 補助対象となる経費は適切か
- ④ 事業実績見込みの確認が十分なされているか
- ⑤ 周知方法が有効，適切か
- ⑥ 補助金の使途を確認しているか

⑦ 成果を確認しているか

(5) 契約

① 契約締結までの手続が法令や県の定める要領，手引に従っているか

② 入札，随意契約，プロポーザル方式等，当該方法を採用した根拠が適切か

③ 不適切な再委託はされていないか

④ 予定価格が適切に積算されているか

⑤ 見積合わせの場合，参加者の選択，参加者数は適切か

⑥ プロポーザル方式の場合，委託する業務等の内容が慎重に検討されているか

⑦ 契約完了後，契約条件にしたがって完了したか否かを検査しているか

⑧ 必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか

⑨ 出資法人につき，契約手続きにおいて法令や法人内部規程等が順守されているか

(6) 保険

① 保険契約締結の手続が法令や県の定める要領，手引等に従っているか

② 森林資産への将来の損害に対する保険加入が適切に行われているか

(7) システム

① 各システムの使用状況やシステムの構築等，互換性はどうか

② 業務システムに係るセキュリティ等のIT全般統制が適切に整備・運用されているか

③ システム障害に係る対策は取られているか

④ システムの操作等の研修を行っているか

(8) 税務申告

① 法人税（財団のみ）消費税の税務申告が適切に行われているか

② 消費税の納税額を最少にする申告方法が選択されているか

③ インボイスの適用について準備がしっかりとされているか

④ 過年度の包括外部監査の意見に対して対応されているか

(9) 特別会計

- ① 法令，要領その他の基準，規程に準拠しているか
- ② 県営林中期管理経営計画に基づいた実施がなされているか
- ③ 県営林事業費特別会計に係る貸借対照表が適切に作成されているか
- ④ 旧センター分収造林事業の経営改革への取組の実施と県民への情報開示が適切にとられているか

(10) ひろしま森づくり県民税・森林環境譲与税

- ① 法令，要領その他の基準，規程に準拠しているか
- ② 両事業に関する取組や手続き等が適正に行われているか
- ③ 基金に対する状況確認と運営が適正に行われているか
- ④ 両制度に関する県民への周知等は適正に行われているか

2.主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。

(1) 予備調査

関連資料を入手・分析するとともに，質問・資料依頼により，事業の現状と課題を把握した。

(2) 本監査

予備調査に基づき，以下の手続を実施した。

- ① 関連法令・条例・規則，予算書，事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・依頼・分析，証憑との突合
- ② 担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等
- ③ 現場視察
- ④ その他必要と認めた監査手続

第3 監査の結果について

1.指摘, 意見及びその他

監査の過程で発見された事項については, 「指摘」, 「意見」, 「その他」の3つに分類し, 以下のような判断基準によった。

指摘・・・違法(法令, 条例, 規則等の違反)なもの

または不当(法令等が予定するものでない, 運用方法が不十分または不適切, 社会通念上適切でない)もの

<根拠条文>地方自治法 252 条の 37 第 5 項

意見・・・違法または不当なもの以外で, 組織及び運営の合理化, より経済的, 効率的, 効果的な事業となるように改善や検討が望まれるもの

<根拠条文>地方自治法 252 条の 38 第 2 項

その他・・・監査人が, 事案が監査対象年度に含まれない, 監査対象局・団体を超えているもの, または指摘や意見とまでは言えないもののうち, 今後の事業取り組みにおいて, 有意義と判断したもの

2.数値について

報告書の数値は端数を切捨て又は四捨五入して表示していることがあるため, 合計が一致しない場合がある。

3.略語について

名 称	略 語
広島県	県
広島県農林水産局	県農林水産局
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	財団
一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会	協会
2020広島県農林水産業チャレンジプラン	チャレンジプラン
一般財団法人広島県農林振興センター	旧センター
県に移管した分収造林	旧センター林
地方自治法	自治法
地方自治法施行令	施行令
ひろしま森づくり県民税	森づくり県民税
広島県森林情報共有システム	森林情報共有システム
広島県森林計画情報システム	森林計画情報システム
適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ	控除対象外仕入れ
適格請求書発行事業者の登録申請書	登録申請書

第4 本外部監査の監査結果及び監査手続の概要

1. 監査結果の一覧

(1) 指摘, 意見, その他の件数

本外部監査の指摘及び意見などの件数は次のとおりである。

区分	指摘	意見	その他	合計
農林水産局	3 件	52 件	16 件	71 件
一般財団法人広島県 森林整備・農業振興 財団	2 件	7 件	1 件	10 件
一般社団法人広島県 山行苗木残苗補償協 会	0 件	4 件	1 件	5 件
合計	5 件	63 件	18 件	86 件

(2) 意見, その他の一覧

指摘, 意見, その他の一覧は次のとおりである。

項目	頁	結果	
第7 広島県の林業事業に係る決算について	41	意見	財産台帳に取得価格や資本的支出情報を記載すること
	42	意見	幹線林道整備事業費負担金に係る契約書の所在不明
	49	その他	幹線林道整備事業費負担金の繰上返済について
	49	意見	治山事業における入札不調と今後の展望について
第8 財産	57	意見	取得原価算定について
	58	意見	森林保険と正味売却価額について
	60	意見	債権放棄額の表示
	61	意見	変更契約と最終精算額
	62	意見	実績と損益計算書
	63	意見	委託料と実績報告書の精算額表記について
	64	意見	分収造林事業について
	65	意見	分収林契約について
第9 契約	68	意見	木造建築アドバイザーについて
	69	意見	別途契約を検討すべき
	70	指摘	再委託契約禁止の形骸化
	71	意見	契約変更金額について
	72	その他	裁判管轄について
	74	意見	随意契約5号について
	75	意見	随意契約1号について
	77	意見	入札後の変更契約金額の増額
	78	意見	工事執行伺について
	78	意見	事業費の単価基礎額の算定データについて
第10 補助金	83	意見	森林境界について
	86	意見	林業リーディングモデル事業について
	90	意見	予算と決算
	94	意見	交付決定後の変更について
	98	その他	事業の内容と目的について
第12 森林保険	121	意見	森林保険の加入について
	121	意見	付保率について
第13 平成30年7月豪雨災害の現況の検討	134	その他	災害対策について
	135	その他	災害対策と治山事業
第14 特別会計	141	意見	記載単位の不明瞭性
	141	意見	バランスシートの信ぴょう性

第15 税務申告 とインボイス制 度	144	指摘	勘定科目内訳書
	153	意見	消費税申告書の記載事項の不備
	153	指摘	消費税申告書の第一表の付記事項, 参考事項の記載漏れ・誤記載
	154	意見	仕入税額控除額算定における計算方式の検討
	154	その他	消費税申告に係る県全体の取組について
	154	意見	補助金申請・実績報告書の記載内容について
	154	意見	確認のための消費税申告書控の提出
第16 ひろしま の森づくり県民 税	157	意見	基金期末残高について
	162	意見	間伐後の木材の所在
	164	意見	人工林健全化事業について
	166	意見	森林整備事業実績報告書について
	167	意見	流通履歴書の補正計数について
	169	意見	人工林健全化事業との関連
第17 森林環境 譲与税	176	その他	意向調査について
	178	意見	需用費について
	179	その他	県の対応等について
	181	意見	ひろしまの森づくり県民税との関連について
第18 システム	204	意見	森林情報共有システムのシステム改良フローについて
	204	その他	森林情報共有システム以外のシステムにおける登記情報の反映
	205	意見	森林情報共有システムに登録されていない情報について
	207	意見	森林情報共有システムにおける二次データベースへの展開
	208	その他	森林情報共有システムの一般利用について
	209	意見	治山台帳管理システムにおける一元的なデータ管理
	209	意見	治山台帳管理システムが保有する所有者情報の在り方について
	210	意見	治山台帳管理システムとDoboxとの連携について
	211	意見	森林情報共有システムと治山台帳管理システムとの連携
	211	意見	治山台帳管理システムにおける今後のクラウドサービス利用について
212	その他	森林情報共有システムに参画する林業事業者について	

第18 システム	213	意見	YouTubeの林業課アカウントにおける研修動画について
	213	その他	森林情報共有システムのデータを外部媒体に持ち出す際の操作履歴について
	214	その他	森林情報共有システム関連の紙媒体の資料について
	215	その他	クラウド技術の高度化とそれに伴うセキュリティについて
	215	意見	財団の森林情報共有システムへのアクセスについて
	216	意見	水源の森の管理システムについて
	216	意見	森林台帳管理システムの帰属について
	217	意見	森林台帳管理システムが有する情報の森林情報共有システムへの連携について
	218	その他	造林事業関係システムと森林情報共有システムとの連携状況及び今後の展開について
第19 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	228	意見	引当資産及び積立資産の計上区分誤り
	233	意見	林業育成確保事業の採算性について
	234	意見	経常費用の表示方法の誤り
	238	意見	分収林費用負担金の会計処理について
	239	意見	森林経営勘定の樹種等を把握していない
	240	意見	森林勘定引当金として計上の妥当性について
	242	意見	森林勘定引当金取崩額の計上の妥当性について
	243	指摘	資料作成について
	244	指摘	随意契約について(工事請負契約・業務委託契約共通)
245	その他	裁判管轄の規定について(業務委託契約)	
第20 一般社団法人広島県山行苗木残苗補償協会	250	その他	会員増強の必要性
	251	意見	補償事業の継続性が乏しい
	252	意見	監事の理事会の欠席について
	253	意見	監事の社員総会の欠席について
	254	意見	契約の目的条項について
第21 盛り土問題について	258	その他	今後について

2.監査のプロセス

概ね次のような経過で監査を実施した。

令和5年4月～5月 事前ヒアリング

6月1日 テーマ決定，包括外部監査実施計画提出

6月より 対象部局に概要説明及び資料提供の依頼

7月～12月 対象部局からの回答，回答に対する質問，資料提供依頼のやりとり，現場視察の実施

令和6年1月 対象部局及び監査委員事務局に包括外部監査報告書案を提示
対象部局による事実関係の確認及びこれをふまえた修正

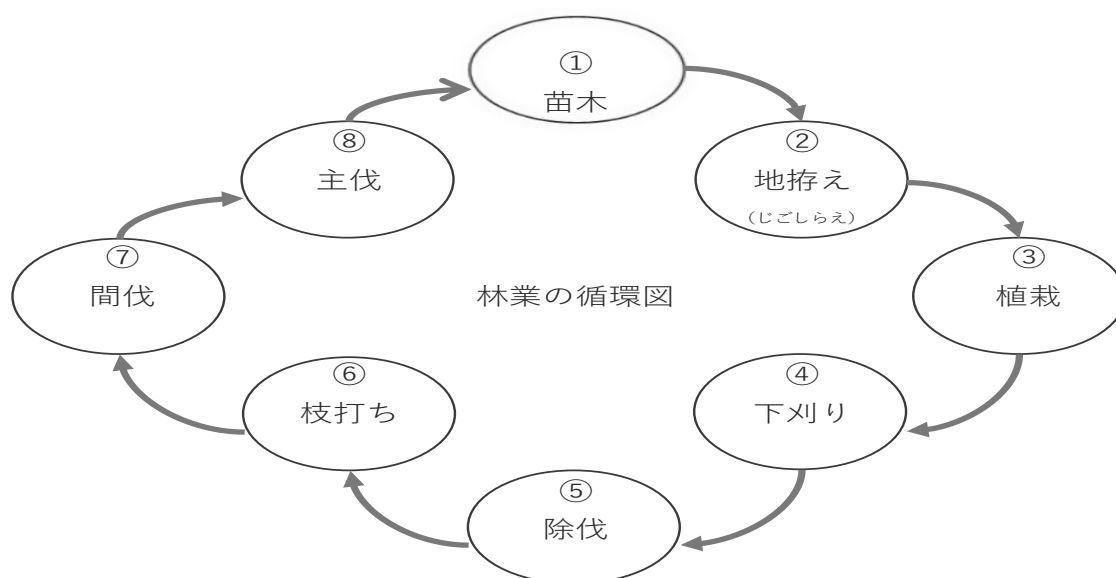
第5 広島県の対象事業について

1. 林業事業とは

我が国の国土の2/3は森林である。その森林のうち、約4割が人工林¹である。現在、日本では戦後の造林によって育てられた人工林が本格的な利用時期に到来し、その資源量は年々増加している。しかしながら、木材の利用は十分には進んでいない。

林業は、第一次産業である。森林を資産として経済的利用を目的としている。樹木を植林し育成管理を行い、木材等を生産する産業である。苗木を植えてその世話をを行い、育てて収穫する林業では山を作業場としており、収穫＝主伐は約50年から60年ほどかかる。

<林業のサイクル>



①苗木

森林のもととなる移植するために育てた樹木の苗をいう。通常、苗場（苗畑）で約1年から3年間程度育ててから山に植栽する。我が国ではスギ・ヒノキ・カラマツが主な樹種である。

¹ 木材の生産目的のため人が種を植え、苗木を植栽して育てる森林のことをいう。

②地存え

苗木の生育環境のために雑草や灌木²を取り除く行為をいう。林業事業では、林地を整理して植栽場所を確保するための造林作業である。

③植栽（しょくさい）

植栽とは、苗木を造林地に植え付ける作業をいう。一般的には苗木は山の斜面などに1本1本手作業で植えられる。植栽時期は、主に春先（4から5月頃）が多い。

④下刈り（したかり）

苗木の成長を妨げる植物を除去することを下刈りという。これは、苗木の周囲に生えた雑草や雑木が影となって光が届かないなど、地中の水を別の植物に奪われる等で枯れる恐れがあるからである。

⑤除伐

除伐とは樹木が成長する過程で幼齢木を守るため、育成する木以外のものを切り取ることをいう。除伐された木は木材として利用されることなく、そのまま廃棄される。

⑥枝打ち

苗木は成長すると4から8cmほど成長するとともに、樹木に枝がついてくることで、周りの木が重なり合い、光が届かなくなり成長を阻害したり、枯れたりするなどの問題を防ぐことが目的である。

⑦間伐

植栽木が20年から30年経過すると森林は木々同士込み合う状態になる。そのままの状態では、樹木の生長が阻害され、病虫害も発生して健康に育たなくなる。そうならないためにも植樹した本数を減らす代わりに、残った木が健全に育つようにする。なお、除伐との違いは、間伐は処理した木を木材利用することに違いがある。

⑧主伐

主伐とは、伐採時期を迎えた木を収穫する作業のことをいう。なお、樹木の収穫時期を標準伐期齢といい、各市町の市町村森林整備計画において定められ、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である。

² 「かんぼく」低木。人の高さよりも低い木をいう。

(単位：標準伐期齢)

樹種		マツ	スギ	ヒノキ	その他 針葉樹	主として萌芽に よって生立する 広葉樹	主として植栽又 は下種によって 生立する広葉樹												
上高梁川	神石高原町	30	35	40	40	20	45												
	三次市																		
江の川上流森林計画区	庄原市	30	35	40	40	20	45												
								安芸高田市											
								太田川	35	35	40	40	20	45					
								広島市											
								五日市							30	35	40	40	20
	高陽																		
	白木																		
	森							35	35	40	40	20	45						

(広島県内標準伐期齢一覧表抜粋)

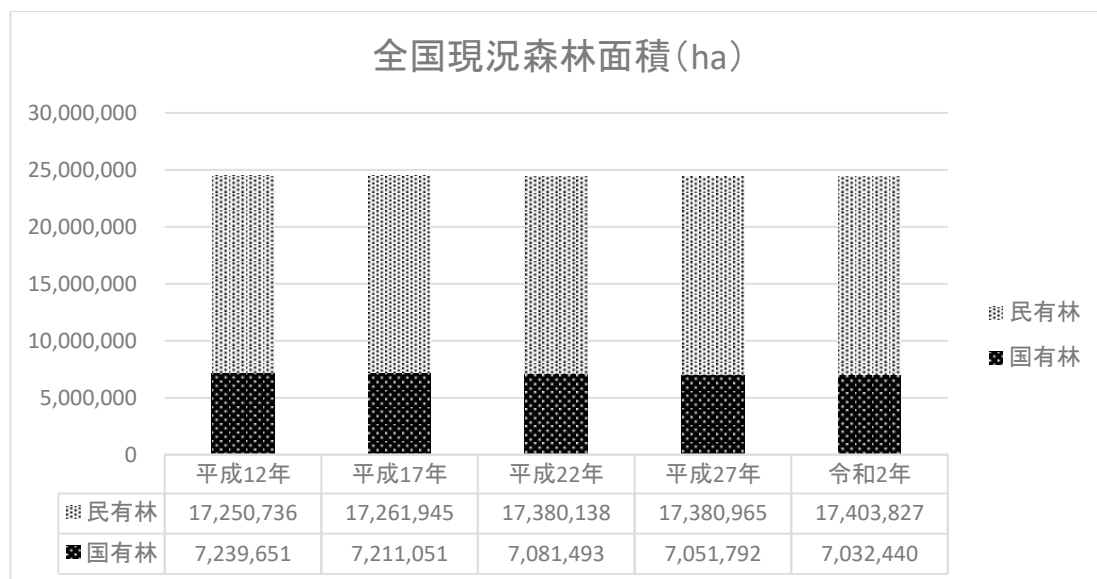


(林野庁ホームページより)

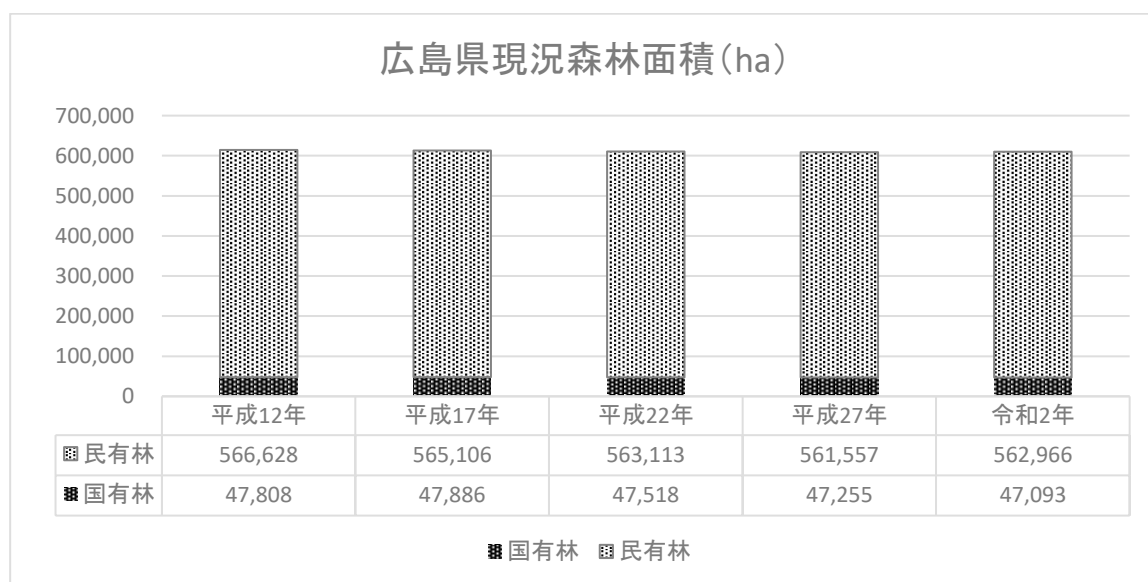
2.広島県の林業状況

(1) 森林面積と推移

令和2年度の広島県の森林面積は610,059haであり、全国10位である。うち、民有林の面積は562,966haで全国10位、国有林は20位、民有林は6位であった。

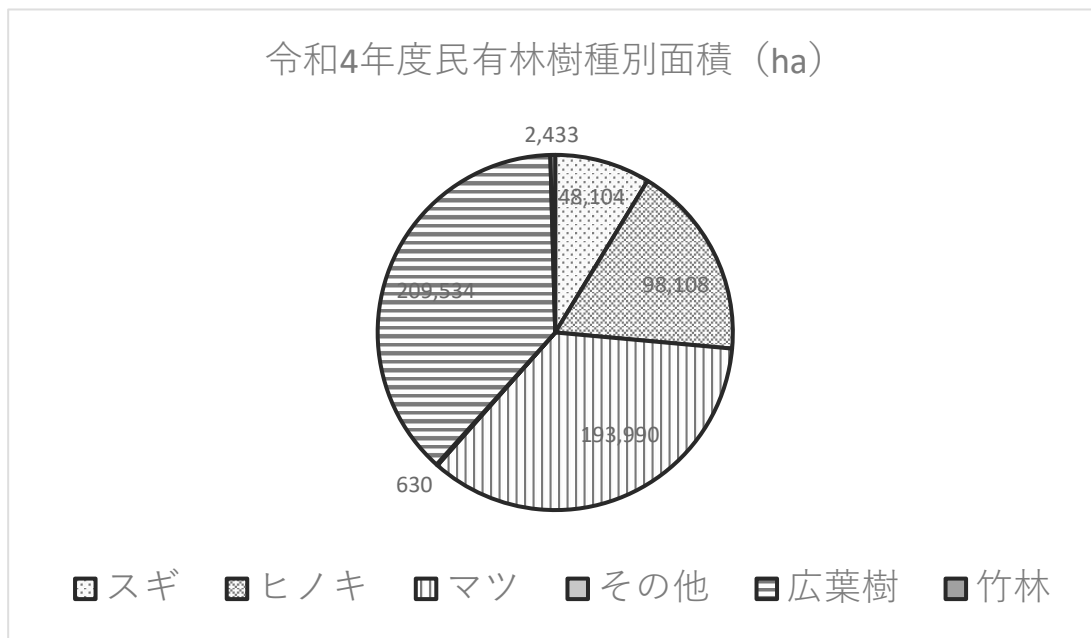


(農林水産省ホームページより作成)



(農林水産省ホームページより作成)

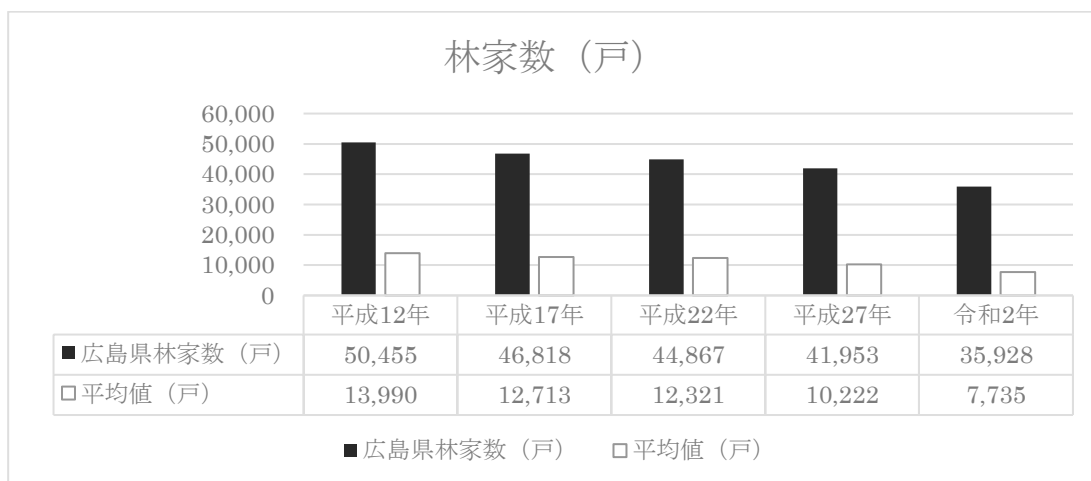
なお、民有林の植栽樹種は、ヒノキが 98,108ha、スギが 48,104ha、マツが 193,990ha、広葉樹が 209,534ha、竹林 2,433ha である。割合では、広葉樹が 37.9%で次にマツの 35.09%で竹林は 0.44%であった。



(広島県農林水産業の動きより)

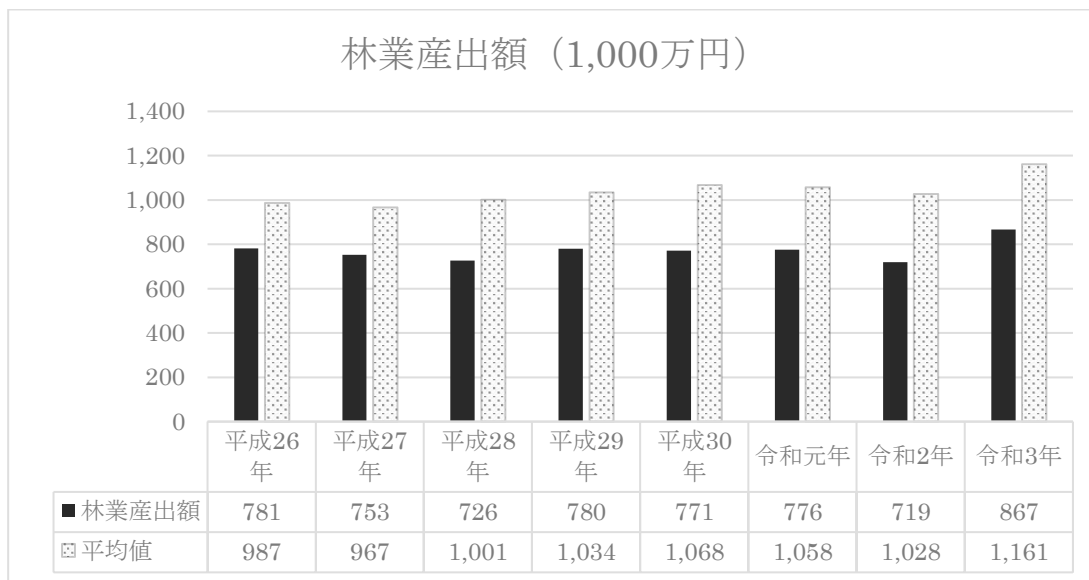
(2) 林業従事者数と林業産出額

県の林業従事者を表す林戸数は、平成 12 年度では 50,455 戸であった。しかしながら、直近の令和 2 年度では 35,928 戸と徐々に減少していく傾向にある。減少率は約 28%である。



(農林水産省農林業センサスより)

林業の生産の実態を金額で評価する林業産出額では、県は令和3年度では、86億7千万円であり、全国平均額の116億1千万円より下回るが、平成26年度からみれば、増加している。



（農林水産省農林業センサスより）

（3）木材需要状況と資産受託量

県の木材需要量は令和3年度で2,033千 m^3 であり若干増加している。需要量の内訳は、製材用・チップ用合わせて1,889千 m^3 で全国第3位である。また、県外移出量は144千 m^3 で年々増加傾向にある。

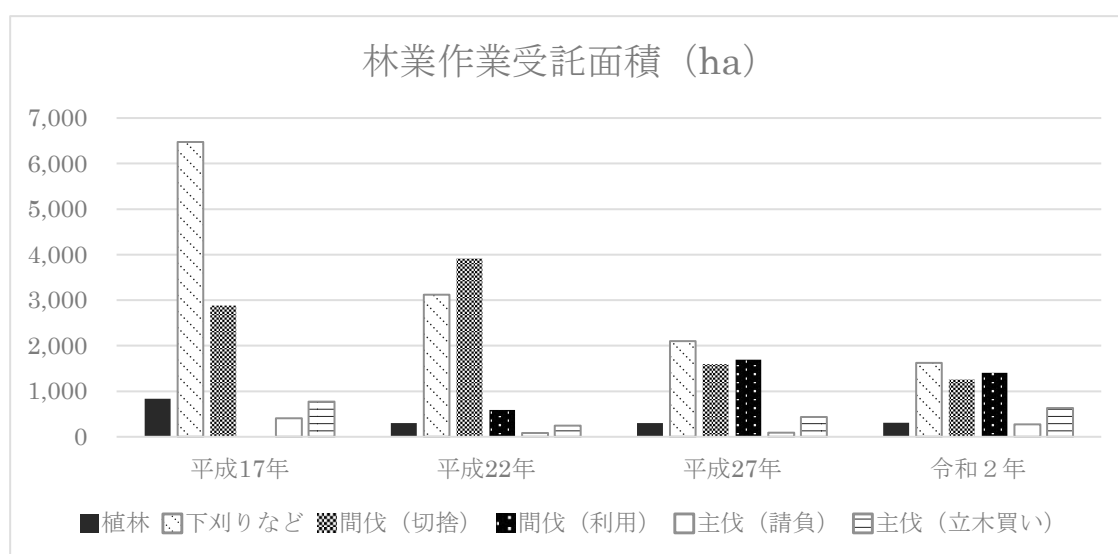
一方供給量は、令和3年度で2,033千 m^3 であり、内訳としては、県内生産量は347千 m^3 で全国第20位、輸移入量は国産186千 m^3 であり外材は1,500千 m^3 であった。なお、外材依存率は73.8%で全国第1位であり、依然として大きい。

年次	需要量（千 m^3 ）							供給量（千 m^3 ）				
	計	製材用	合板用	チップ用	その他	県外移出量	国内素材生産量	県内輸移入量		外材依存率（%）		
								国産材	外材			
平成28	2,201	2,137	1,947	0	190	0	64	2,201	339	92	1,770	80.4
平成29	2,158	2,080	1,881	0	199	0	78	2,158	373	94	1,691	78.4
平成30	2,154	2,071	1,890	0	181	0	83	2,154	339	130	1,685	78.2
令和元	1,926	1,840	1,675	0	165	0	86	1,926	331	143	1,452	75.4
令和2	1,826	1,730	1,606	0	124	0	96	1,702	295	120	1,287	75.6
令和3	2,033	1,889	1,782	0	107	0	144	2,033	347	186	1,500	73.8

（広島県農林水産業の動きより）

次に県の林業受託作業面積について、植林・下刈り・間伐・主伐に区分して集計した結果、令和2年度では植林309ha、下刈り1,620ha、間伐（切捨）1,260ha、間伐（利用）1,407ha、主伐（請負）は275ha、主伐（立木買い）は629haであった。

平成17年度と比較すると、総面積では令和2年度5,500ha、平17年度11,366haであり、約51%の減少率である。

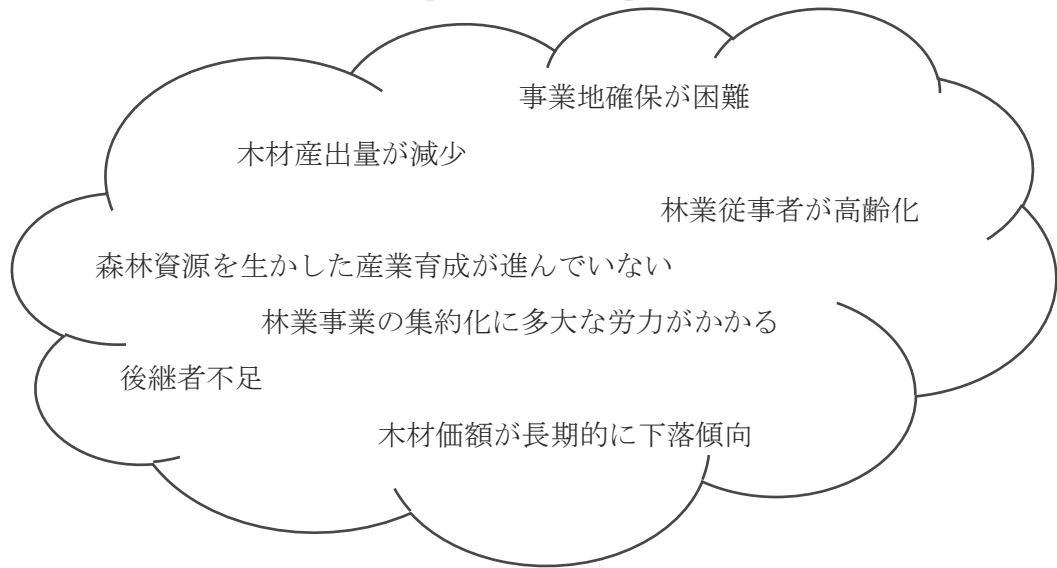


(農林水産省農林業センサスより)

3. 今後の林業の一般的な課題

我が国では、戦後復興の一環として木材需要が急増した。しかしながら、戦時中の森林の乱伐による荒廃や自然災害などの発生により、十分な木材供給が追いつかず、一時木材は不足し、価格高騰が続くという状況になった。国はこのような状況に対して、木材の生産力を伸ばし、木材の大量確保のため「拡大造林政策」を推進した。その一環として建築用木材として価値が高いスギやヒノキなどの針葉樹の植林を進めた。一方では、木材の需要をまかなうために木材輸入の自由化を始めた。そのため、安価で安定的な供給ができる「外材」の需要が高まり、日本の林業は衰退したのである。以下、林業事業における課題である。

【今後の課題】



第6 広島県とビジョンの策定

1. 「ひろしま未来チャレンジビジョン」

県は当時、人口減少・少子高齢化、経済活動を始めとするグローバル化の進展など課題に直面していた。これら課題に対して、おおむね10年後を展望（2010～2020年）することで目指す姿、将来像を明確にし、現状と将来への推移や社会生活に与える影響を考えるため、求められる施策の方向性を示し、平成22（2010）年10月に策定された。

<基本理念>

将来にわたって、
『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』
と心から思える広島県の実現



（ひろしま未来チャレンジビジョンより）

これらのビジョンの実現のために4つの挑戦「人づくり」への挑戦、「新たな経済成長」への挑戦、「安心な暮らしづくり」への挑戦、「豊かな地域づくり」への挑戦を掲げている。そして、これら4つの政策分野をもとに県の強みを最大限生かすために様々な挑戦を行ってその実現に向かっている。

「4つの挑戦」について

(1) 「人づくり」への挑戦

これからの本県を内外から支える人材の育成、人をひきつける就業機会の創出など全ての県民が輝く環境の整備により、人が集まり、育ち、生き生きと活躍している³。

³ ひろしま未来チャレンジビジョン P12。

教育，多様な主体の社会参画，人が集まり定着する環境整備の項目を設計し，目標と取組の方向性そして指標を掲げている。

(2) 「新たな経済成長」への挑戦

新たな挑戦を行う企業や人が活発に活動し，イノベーションを通じて新しい経済成長のステージが生まれることで，魅力のある雇用・労働環境が創出され，県民が将来に向けて大きな希望が持てる強固な経済基盤が整っている⁴。

新たな産業，基幹産業，農林水産業，観光，産業人材・就労，交流・連携基盤の項目を設計し，目標と取組の方向性そして指標を掲げている。

(3) 「安心な暮らしづくり」への挑戦

医療，福祉・子育てなど，県民生活に直結した課題について，企業，団体，県民などの様々な主体と連携して，社会全体でその課題解決に取り組み，全ての県民が安心して生活し，幸せを実感できる環境が整っている⁵。

医療，健康，福祉・介護，子育て，環境，防災・防疫，消費生活，治安の項目を設計し，目標と取組の方向性そして指標を掲げている。

(4) 「豊かな地域づくり」への挑戦

それぞれの地域が県民や市町を始め企業や地域活動団体とも連携しながら，自らの創意工夫で多様性の中から新たな活力を生み出し，住みやすく個性ある豊かな地域になっている⁶。

県民主役型地域社会，地域資源活用・地域情報化，都市地域，中山間地域，平和貢献の項目を設計し，目標と取組の方向性そして指標を掲げている。

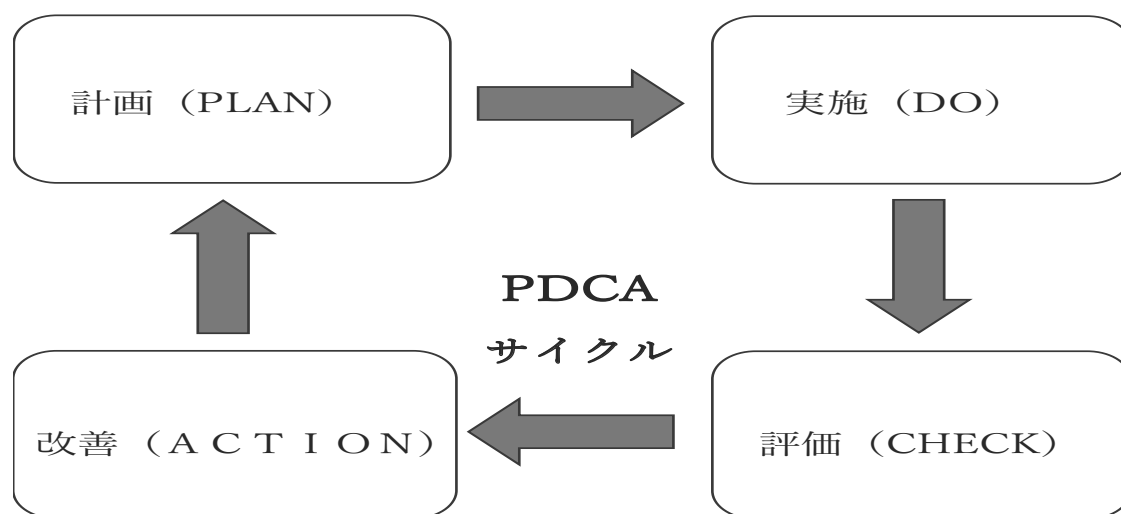
なお，実効性のある「4つの挑戦」を行うための行政の体制整備を図る観点から，国と地方のあるべき姿を明らかにし，新たな広域自治体を目指すとともに，経営という視点で，県の財政面，行政面での基盤づくりを進める。

⁴ ひろしま未来チャレンジビジョン P13。

⁵ ひろしま未来チャレンジビジョン P13。

⁶ ひろしま未来チャレンジビジョン P13。

また、施策の実施効果を点検評価し、必要な改善を加えながら、施策がより効果的になるよう持続的に改善していく仕組み、いわゆる「PDCA サイクル」をシステム化し、ビジョンに掲げた目標の達成状況、それを確認するために参考とする指標の推移、主な取組、社会経済情勢の変化や県民ニーズなどを把握し、総合的な点検・評価を行い、施策や事業の改善に反映させていく。



2.安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン

(1) 概要

ひろしま未来チャレンジビジョンの計画期間が令和2年度で終了した。これまでの成果を検討し、次の10年間でも目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を県民に示して、新たな広島県づくりを推進するために令和2年（2020）10月に策定された。

具体的には、ビジョンの計画期間を令和3年から令和12年度として、実現に向けた取組の方向性を示している。

そして、このビジョンの実効性を確保するため、取組の具体的な内容を記載した令和3年から令和7年度の5年間のアクションプランを別に策定している。

(2) 17の施策領域

ひろしま未来チャレンジビジョンに基づくこれまでの取組成果や新たな芽を最大限活用しつつ、目指す姿の実現に向けて、新たな社会潮流などを踏まえ構築した「17の施策領域」により、それぞれの施策を関連させ、相乗効果を生み出しながら、県民一人一人が抱く「夢や希望」の実現に向けて、「安心」と「誇り」を高め、新たな「挑戦」を後押しする取組を総合的に推進していくとしている。

<目指す姿>

県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています
～仕事も暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～

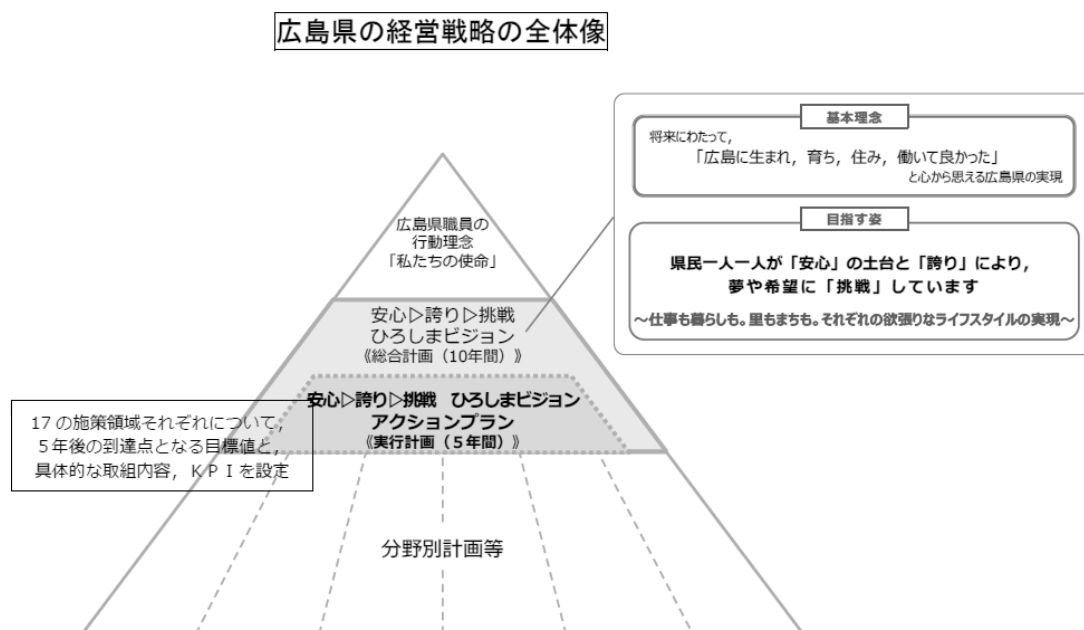
(安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン P15 より)

17の施策領域		
子供・子育て	治安・暮らしの安全	平和
教育	働き方改革・多様な主体の活躍	持続可能なまちづくり
健康	産業イノベーション	中山間地域
医療・介護	農林水産業	交流・連携基盤
地域共生社会	観光	環境
防災・減災	スポーツ・文化	

3.安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン【広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略】

県では、ビジョンの実効性を確保するため、令和3年度から令和7年度までの5年間の具体的な取組とKPI（重要業績評価指標）⁷を明らかにしている。

アクションプランは、前述した17の施策領域の課題と取組の方向性を踏まえ、目指す姿に至るまでの手法を戦略化し、着実に推進していくための実行計画である。



（安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン【広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略】P4）

⁷ 組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握できるようになること。

4.2020 広島県農林水産業チャレンジプランアクションプログラム

(1) チャレンジプランアクションプログラム

農林水産業を取り巻く環境の変化に対応するために「ひろしま未来チャレンジビジョン」の農林水産分野に関する計画である，2020 広島県農林水産業チャレンジプランの目標をより着実に実現していくため，具体的な取組を進めるアクションプログラムを平成 26（2014）年 11 月に策定している。当該プログラムは，担い手が将来の生活設計を描ける経営の確立を目指し，平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で重点的に取り組むことを定めている。

(2) アクションプログラムでの林業事業

① 県産材の需要拡大

(ア) 既存需要の拡大

- ・住宅における県産材の需要拡大を推進すること
- ・住宅メーカー等が標準仕様に県産材製品を採用するよう図ること
- ・スギ曲材・大径材を梱包材工場に対して安定的に供給することで需要を拡大すること

(イ) 新規需要の創出

- ・木造・木質化を促進した環境を整備するために中大規模木造建築物の知識やスキルを有した建築士を育成すること
- ・公共建築物の木造・木質化を県産材で推進すること

② 効率的な流通・加工体制の構築

(ア) 安定供給協定の拡大による最適な流通体制の構築

- ・製材工場等との協定に基づき，工場が求めるニーズを林業事業体に伝達し，安定供給を行う需給マッチングを推進すること
- ・木材の搬出の際に，中間土場等で仕分けを行うことで，直接工場へ出荷できるよう推進すること
- ・県営林を協定取引等により流通の効率化と，販売ルートの開拓を図ること

(イ) 県産材の競争力強化につながる加工体制の整備

- ・大規模木材工場等で県産材の安定供給される仕組みを構築すること（製材工場の二交替勤務の常態化）
- ・必要な加工施設整備を支援すること
- ・曲材といった木材が、運搬経費の負担が増えることで、収益性を下げないためにも、県内での有効活用を検討すること

③ 安定的な木材生産体制の構築

（ア）需要に対応できる木材生産の拡大

- ・主伐到来期に備えるために、地域ごとの効率的な作業工程モデルを提示して、地域単位で木材の生産体制を確立すること
- ・林業事業体の間で施業地情報を共有するためのネットワークを構築すること
- ・製材工場等のニーズに対応するため、事前に出材の規格や量を把握できるナビゲーション技術を検証・導入すること

（イ）林業事業体の規模拡大に向けた環境整備

- ・林業事業体の経営改善と効率的な木材生産を行うため、高性能林業機械の導入そして人材の育成と確保の支援を行うこと
- ・林業事業体の経営安定化のため、地方自治体からの早期な事業情報提供や事業発注によって県内事業量の安定化を図ること
- ・民間事業体の新規参入・規模拡大のための事業地を提供する支援方法を検討すること

④ 資源循環利用による持続的な林業経営の確立

- ・10年後の主伐到来期に向け、森林情報の明確化を図り、苗木の生産体制を整備し、森林所有者が経営意欲を高めるための再造林コスト等の削減を確立させ、森林資源の循環利用を促進する仕組みを構築すること

目標数値

項目	H25	H29	H32
木材安定供給協定による取引量(千m ³ /年)	59	120	180
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量(万m ³ /年)	21.7	33.8	40
木材生産5千m ³ /年以上の林業事業体数	6	14	16
森林経営計画作成面積(ha)	7,069	36,000	60,000

(2020 広島県農林水産業チャレンジプランアクションプログラム P75)

5.ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）

(1) アクションプログラム（第Ⅱ期）

前述のアクションプログラムは、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの 3 年間で第Ⅰ期として策定し、この間の成果と課題を検証しながら残りの平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間で第Ⅱ期として県の実行計画を平成 30（2018）年 3 月に策定した。

(2) アクションプログラム（第Ⅱ期）での林業事業

当計画の概要は、県産材生産量を平成 28 年度 32 万 m³から平成 32 年度 40 万 m³に増大させ、毎年 40 万 m³の県産材生産ができる体制を整備するとともに、安定的な需要を確保させることで、製材品の県内消費量の割合を平成 28 年の 17%から平成 32 年の 20%の向上を目標としている。また、本計画は経営サイクルの構築と利用フローの推進を取組の方向性としている。

① 経営サイクルの構築

(ア) 主伐・再造林の促進

主な取組は以下のとおりである。

- ・利益の確保が見込める林業経営に適した事業地を特定すること

- ・新たな森林管理システムを活用して、木材生産が可能となる規模にまで林業経営適地を集積・集約化し、施業計画地として設定すること
- ・林業経営者が、計画的に主伐・間伐を行うことができる仕組みを構築すること
- ・主伐後の再生林が確実に実施できる仕組みを構築すること

【指標】

項目	現状 (H28)	H30	H31	H32	備考
県産材生産量 (スギ・ヒノキ) (万m ³)	32.0	35.8	37.7	40.0	
森林経営計画 作成面積 (ha)	29,428	44,000	52,000	60,000	

(ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム (第II期) P69)

(イ) 現場技術者の確保・育成

主な取組は以下のとおりである。

- ・関係機関と連携して新規の就業者の確保に取り組むとともに、就業者の教育訓練(林業作業士研修、現場管理責任者研修、統括現場管理責任者研修等)を行うことで、現場技能者の確保・育成を図ること
- ・就業条件の改善を進め、定着率の向上を図ること

(ウ) 安定的な生産体制の構築

主な取組は以下のとおりである。

- ・林業経営者に対して、「主伐・再生林の促進」の取組により、安定的な事業地が確保できる仕組みを構築すること (工程管理システムの普及)
- ・生産の効率化による収支の改善を支援することで、林業経営者の生産規模拡大を進めること (高性能林業機械の導入支援)

【目標】

項目	現状 (H28)	H30	H31	H32	備考
木材生産 5千m ³ /年以上 の林業経営者数 (社)	11	15	15	16	

ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム (第II期) P71)

② 利用フローの推進

(ア) 効率的な流通・加工体制の構築

主な取組は以下のとおりである。

- ・ 中間土場⁸を整備・活用するとともに、流通コーディネート機能を強化し、需要者ニーズの把握と各林業経営者からの木材生産量を取りまとめることにより、年間を通じた安定的な出荷量を確保し、有利な販売を目指すこと
- ・ 林業経営者の共同出荷等への取組を支援し、流通コストの縮減を図ること

【目標】

項目	現状 (H28)	H30	H31	H32	備考
木材安定供給協定による取引量 (万m ³ /年)	10.1	14	16	18	

ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム (第II期) P72)

(イ) 生産量の増加に応じた需要の確保

主な取組は以下のとおりである。

- ・ 県産材が原木の規格に応じて有効に活用されるよう、規格に適した県産材の利用拡大が図られるよう取り組むこと

⁸木材の輸送や保管のために利用する木材の集積場所のこと。

- ・直材・小曲材の需要確保に向けて木造建築物（住宅，非住宅）への県産材利用を推進すること
- ・大径材⁹・低質材の需要確保に向けた新たな需要先（梱包材工場，発電所）への安定調達を支援すること
- ・曲材の需要開拓を支援すること

【目標】

項目	現状 (H28)	H30	H31	H32	備考
製材品の県内消費量における県産材割合 (%) (シェア)	16.6	18.3	19.2	20.0	

ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）P74)

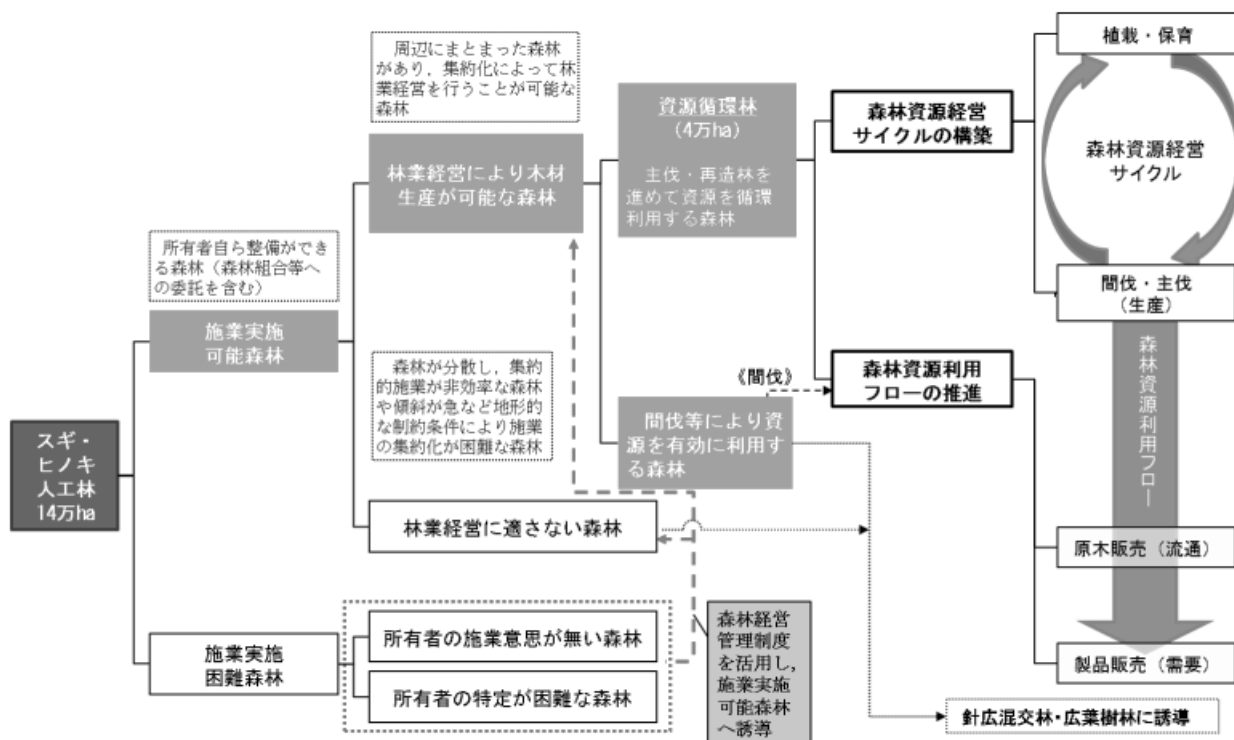
6.2025 広島県農林水産業 アクションプログラム

(1) アクションプログラム

平成 22 年 12 月に策定した 2020 広島県農林水産業チャレンジプランに基づき，平成 27 年度に達成すべき目標を掲げて取組を進めてきた。その後，第Ⅰ期計画，第Ⅱ期計画と進められた。当初のチャレンジプランは平成 2 年度の将来像を目指していたが，事業計画期間の終了を迎えたため，県の次期総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の 10 年後の目指す姿を見据え，新たな実行計画として令和 3（2021）年 3 月に策定している。このアクションプログラムは，「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における農林水産業等の分野別計画として位置づけ，計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間としている。

⁹ たいけいざいという。丸太の最小径が 30 センチメートル以上のもの。

(2) アクションプログラムでの林業事業



【図1 森林資源経営サイクルと森林資源利用フロー】

① 森林資源経営サイクルの構築

生産基盤の整備として林業経営に適した事業地の確保を行い、林業経営適地の集約化を図る。また、林業の担い手の確保として林業経営体の育成と林業従事者の確保・育成を行う。さらに情報基盤の整備（林地台帳，航空レーダー計測データの解析）と技術基盤の整備（シカ被害抑制対策の推進，苗木の安定供給体制の構築，低コスト施業技術の推進）を図る。

以下は林業事業での森林資源経営サイクルの構築の指標である。

【指標】

項目	現状 (R1)	R3	R4	R5	R6	R7
集約化された林業経営適地の面積 (万 ha)	—	0.2	0.6	1.0	1.4	1.8
経営力の高い林業経営体数 (社)	2	7	9	11	13	15

(2025 広島県農林水産業 アクションプログラム P95)

② 森林資源利用フローの推進

年間 40 万 m³を生産していく中で、今後は主伐が増加し、製材用に適した規格の出材量が増加する一方で、コロナ禍や人口減少が影響し、新設住宅着工戸数の減少等木材需要の落ち込みが予測される。今後は、安定的に県産材を供給することで、工場の稼働を高めて安定的な流通・加工体制の構築を行う。

さらに、県産材の生産に応じた需要の確保を行う。製材用需要の住宅分野では、引き続き外材から県産材への転換を進め、住宅以外の建築物分野では、木造化・木質化の促進や、家具等の新たな需要先の創出など、生産された木材が用途に応じて適切に利用されるよう、需要先を確保する。また、梱包・合板・チップなどの製材用以外の需要についても引き続き安定的な供給体制を構築していく。

以下は林業事業での森林資源利用フローの推進の指標である。

【指標】

項目	現状 (R1)	R3	R4	R5	R6	R7
安定供給協定による取引量 (万m ³)	15.6	18.5	19.0	19.5	20.0	20.5
建築物等の県産材利用量 (万m ³)	6.3	7.8	8.0	8.3	8.5	8.8

(2025 広島県農林水産業 アクションプログラム P101)

7.地域森林計画

国は、農林水産大臣を通して、森林法 4 条の規定に基づき森林・林業基本計画に即して、5 年ごとに 15 年間で 1 期として全国森林計画を打ち立てている。この計画は、都道府県知事が策定する地域森林計画等の指針として使用され、森林整備・保全の目標や伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を示すものである。

県では、森林法 5 条の規定に基づき、県の森林施策の方向性、伐採・造林・林道・保安林の整備目標等を地域森林計画で明らかにしている。また、市町村森林整備計画の指針等を決める民有林計画では、森林計画区別に 10 年を一期として 5 年ごとに打ち立てる計画である。

なお、アクションプログラムにおいて、農林水産業の目指すべき姿の目標（指標）や具体的な取組方針を定め、このアクションプログラムに沿った内容を地域森林計画書に記載している。

本計画では、森林経営計画や一般の森林所有者が森林経営を行う上で、森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めたもので、市町の森林づくりの長期的な構想である。

4つの区ごとの森林計画書

- ・地域森林（変更）計画書（江の川上流森林計画区）

計画期間：令和2年4月1日から令和12年3月31日

- ・地域森林（変更）計画書（高梁川上流森林計画区）

計画期間：令和3年4月1日から令和13年3月31日

- ・地域森林（変更）計画書（太田川森林計画区）

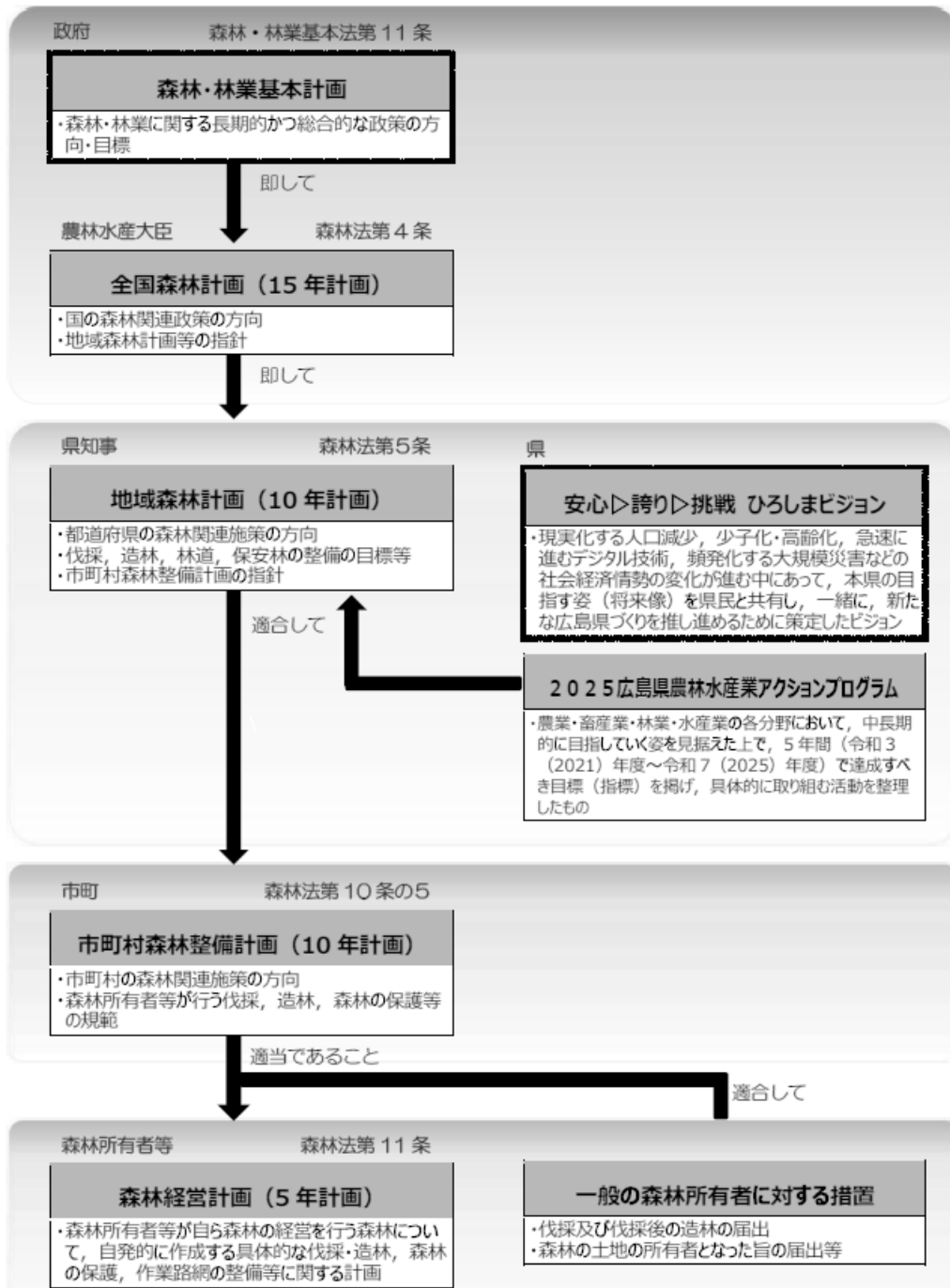
計画期間：平成31年4月1日から令和11年3月31日

- ・地域森林計画書（瀬戸内森林計画区）

計画期間：令和4年4月1日から令和14年3月31日



< 地域森林計画の流れ >



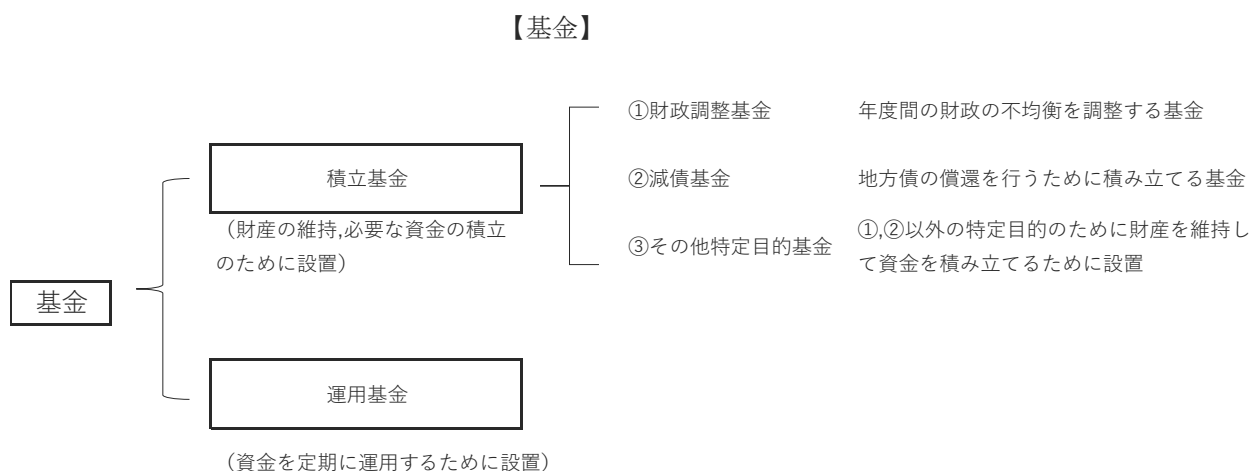
(地域森林計画書 P10 より)

8.基金について

基金とは、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産である。

基金は任意に設置できるが、特定の目的が必要とされる。

基金は、積立基金と運用基金に分けられる。そして、積立基金はさらに①財政調整基金②減債基金③その他特定目的基金に区別される。



第7 広島県の林業事業に係る決算について

1. 広島県の歳入歳出の過年度状況について

過去3年間の林業事業に係る一般会計の概要は以下に示すとおりである。

					(単位:千円)				
款	項	目	細目	細々目	事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
					林業費	13,996,549	11,116,946	11,858,697	
					林業総務費	2,128,957	2,086,935	2,135,563	
				1	職員給与費	職員給与費	1,503,954	1,451,637	1,478,595
				2	緑化推進事業費	緑化センター管理費(単県)	82,728	93,092	114,846
					緑化センター長寿命化対策事業				
					緑化活動推進事業(単県)				
				3	林業金融対策費	森林整備活性化資金利子補給事業(単県)	542,273	542,205	542,120
					木材産業等高度化推進資金事業(単県)				
				4	農林水産振興資金特別会計繰出金	農水産振興資金特別会計繰出金(林業改善資金)(単県)	0	0	0
					林業振興指導費	236,300	211,732	186,099	
				1	林業活性化推進費	林業労働安全等対策事業(一部国庫)	273	236	284
				2	林業技術指導費	林業技術改善普及費(一部国庫)	3,585	3,893	4,810
				3	森林計画樹立費	地域森林計画編成費(一部国庫)	21,872	25,813	26,581
				4	森林整備地域活動支援事業費	森林整備地域活動支援事業(一部国庫)	25,425	20,634	17,555
				5	幹線林道整備事業費負担金	幹線林道整備事業費負担金(単県)	185,143	161,155	136,867
					森林整備費	4,495,302	4,353,407	4,607,538	
				1	単独事業	47,109	60,805	49,083	
				(1)	林道整備事業費	林道整備事業費	47,109	60,805	49,083
				2	公共事業	2,040,356	1,989,429	1,832,732	
				(1)	育成林整備事業費	1,253,663	1,087,406	1,161,211	
				ア	林道事業	育成林整備事業費 林道 県営	472,147	240,899	355,789
					育成林整備事業費 林道 団体営				
				イ	造林事業	育成林整備事業費 造林	781,516	846,507	805,422

		(2) 機能回復整備事業費		39,732	12,914	12,541
		ア 林道事業		23,170	0	0
		イ 造林事業	機能回復整備事業費 造林	16,562	12,914	12,541
		(3) 森林居住環境整備事業費		746,961	889,109	658,979
		ア 林道事業	森林居住環境整備事業費 林道 県営	746,961	889,109	658,979
			幹線林道整備事業 県営			
	3	優良種苗確保事業費	広島優良種苗林木育種事業(一部国庫)【一部新規】 林業団体育成強化事業費(単県)	14,129	14,397	19,875
	5	森林病害虫防除事業費	森林病害虫駆除事業(単県)	3,500	3,152	0
	6	森林獣害対策事業費	ニホンジカ被害拡大対策抑制対策事業(一部国庫)	35,836	29,504	15,806
	7	ひろしまの森づくり事業費	ひろしまの森づくり事業(単県)	895,709	912,611	944,302
	8	ひろしまの森づくり基金積立金	ひろしまの森づくり事業(単県)	880,114	893,830	881,866
	9	林業・木材産業等競争力強化対策事業費	林業・木材産業等競争力強化対策事業(一部国庫)	209,500	116,017	513,713
	10	森林経営管理推進事業費	森林経営管理推進事業(単県)	100,772	142,752	138,313
	11	森林環境譲与税基金積立金	森林経営管理推進事業(単県)	127,206	127,374	128,189
	12	県営林事業費特別会計繰出金	県営林事業費特別会計繰出金(単県)	141,068	63,531	83,656
		治山費		7,135,988	4,464,871	4,929,495
	1	治山施設維持修繕費	治山施設機能強化事業費	355,491	402,747	271,359
	2	単独事業		511,490	453,135	390,454
		(1) 小規模崩壊地復旧事業費	小規模崩壊地復旧事業費	511,490	453,135	390,454
	3	公共事業		5,599,879	3,435,633	4,018,411
		(1) 山地治山事業費	山地治山事業費	1,266,711	1,125,070	949,987
		(2) 水源地域等保安林整備事業費	水源地域等保安林整備事業	6,300	4,263	1,373
		(3) 離島振興対策治山事業費	離島振興対策治山事業費	0	0	17,333
		(4) 治山激甚災害対策特別緊急事業費	治山激甚災害対策特別緊急事業費	1,583,813	2,286,418	2,833,190

		(5) 災害関連緊急治山事業費	災害関連緊急治山事業費	2,698,545	19,881	216,526
		(6) 林地崩壊防止事業費	林地崩壊防止事業費	44,508	0	0
		4 直轄治山事業費負担金	直轄治山事業費負担金	649,060	161,417	233,156
		5 保安林整備管理費	保安林整備管理費(一部国庫)	20,067	11,938	16,113
災害復旧費				1,378,383	1,426,173	1,358,171
農林水産施設災害復旧費				1,378,383	1,426,173	1,358,171
農林水産施設災害復旧費				1,378,383	1,426,173	1,358,171
1 単独事業				563,087	466,371	586,298
		(1) 過年発生災害農林水産施設復旧費	過年発生災害農林水産施設復旧費	557,884	368,722	352,998
		(2) 現年発生災害農林水産施設復旧費	現年発生災害農林水産施設復旧費	5,203	97,649	233,300
2 公共事業				815,295	959,802	771,873
		(1) 過年発生災害林道復旧費	過年発生災害林道復旧費	155,262	837,567	390,142
		(2) 現年発生災害林道復旧費	現年発生災害林道復旧費	463,786	122,235	381,731
		(3) 過年発生災害治山施設復旧費	過年発生災害治山施設復旧費	0	0	0
		(4) 現年発生災害治山施設復旧費	現年発生災害治山施設復旧費	196,247	0	0
合 計				15,374,933	12,543,120	13,216,868

各事業の主な増減は以下の通りである。なお、[]内は科目区分の節を示している。また林業事業ではない項目は説明を省略する。

【林業総務費】

緑化推進事業費が令和2年度は約8,200万円、令和3年度は約9,300万円、令和4年度は約1億1,400万円と増加傾向で推移している。緑化推進事業費の主な内容としては、緑化センターの管理委託料〔委託料〕、施設改修費用等〔工事請負費〕やそのための測量設計費〔委託料〕、広島県みどり推進機構への会費〔負担金、補助及び交付金〕であるが、増加傾向にある原因としては、工事請負費の内容によるものである。令和2年度及び令和3年度では排水施設再整備、加えて令和3年度では高圧受電設備等改修を行い、令和4年

度では施設内トイレ改修工事を実施し、その過程でアスベストが発生したことにより工事請負費が多額に計上されることとなった。

林業金融対策費は、直近3年間は5億4,200万円程度で推移している。主な内容としては、木材産業等高度化推進資金事業による独立行政法人農林漁業信用基金への預託原資の短期借入返済額及び各金融機関への預託による支出である。なお、独立行政法人農林漁業信用基金からの借入及び各金融機関への預託はいずれも4月1日から3月31日の1年間の契約であり、当該支出額と同額の収入額が計上されている。

2.問題点・課題（工事請負費と固定資産について）

緑化推進事業費について、緑化センター長寿命化対策事業として緑化センターの施設内トイレの大規模改修工事が実施された。施設内各所にあるトイレの設備を撤去、電気設備や天井・床等も一度解体し、新調した設備や新たな電気設備工事を実施し、床・天井の新規内装工事も実施した大掛かりな工事であった。

森林保全課で管理している財産台帳のうち、建物台帳には、緑化センターにある施設が建物名称ごと（本館やレストハウス等）に記録されているが、上記トイレ工事をはじめ、追加工事の記録等は記載されていなかった。また、建物自体の取得価格は全て0円で表示されていた。

建物自体の取得価格及び資本的支出（既存の固定資産の価値を増加させ、耐久性を増すための改修工事等）の内容及び金額を、財産台帳に記載することで、固定資産台帳と財務情報を紐づけて網羅的に管理することができるものとする。

ちなみに、県の総務局財政課では、総務省が公表している統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿った県全体の決算書を作成しており、そのための固定資産情報を各部局から収集している。農林水産局では、財務会計システムで記録した収支や財産台帳の情報と、総務局財政課から照会依頼のある固定資産一覧とを照合し、増減内容を報告している。財産台帳に取得価格や資本的支出の情報を記載しておけば、総務局財政課への情報提供もよりスムーズに行えるのではないかと考える。

3.意見（財産台帳に取得価格や資本的支出情報を記載すること）

緑化推進事業費について、緑化センター長寿命化対策事業として緑化センターの施設内トイレの大規模改修工事が実施されたが、森林保全課で管理している財産台帳のうち、建物

台帳には、上記トイレ工事をはじめ、追加工事の記録等は記載されていなかった。また、建物自体の取得価格は全て0円で表示されていた。

建物自体の取得価格及び資本的支出（既存の固定資産の価値を増加させ、耐久性を増すための改修工事等）の内容及び金額を、財産台帳に記載することで、固定資産台帳と財務情報を紐づけて網羅的に管理することができるものとする。

また、県の総務局財政課では、総務省が公表している統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿った県全体の決算書を作成しており、財産台帳に取得価格や資本的支出の情報を記載しておけば、総務局財政課への情報提供もよりスムーズに行えるのではないかと考える。

【林業振興指導費】

森林計画樹立費は、令和2年度は約2,100万円、令和3年度は約2,500万円、令和4年度は約2,600万円で推移している。地域森林計画（都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区(全158計画区)別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画。都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの）の編成費として、主に森林情報共有システムの構築や運用保守費用〔委託料〕が計上されている。

4.問題点・課題（幹線林道整備事業費負担金の契約書類について）

国立研究開発法人森林研究・整備機構へ負担金を償還することを取り決めた際の契約書や負担金契約締結をすることについての根拠規程等の所在が確認できなかった。

昭和48年から実施している工事であり、機構の解散や法律改正での組織変更、権利義務関係の混乱があったことは理解できた。また、担当部署では、根拠となる法令などは把握し、法令等に基づいて負担金の納付業務をしていることも確認できたが、やはり県と機構との具体的な取り決めがわかる契約書等は取引終了まで適切に保管しておくことが必要である。

5.意見（幹線林道整備事業費負担金に係る契約書の所在不明）

国立研究開発法人森林研究・整備機構へ負担金を償還することを取り決めた際の契約書や負担金契約締結をすることについての根拠規程等の所在が確認できなかった。

県と機構との具体的な取り決めがわかる契約書等は取引終了まで適切に保管しておくことが必要である。

【森林整備費】

公共事業の育成林整備事業費のうち、林道事業は令和2年度は約4億7,200万円、令和3年度は約2億4,000万円、令和4年度は約3億5,500万円で推移している。

このうち県営事業として実施している工事請負費は令和2年度は約3億2,700万円、令和3年度は約1億4,800万円、令和4年度は約2億4,700万円で推移している。これらの工事は地方創生整備推進交付金として国から交付された交付金と県債を主な財源として林道整備を行っている事業であり、当該交付金は「地域再生計画」に基づき県の判断によって年度や対象施設を柔軟に選択・充当できるのが特徴である。

一方、団体営事業として実施している補助金支出額〔負担金、補助及び交付金〕は、令和2年度は1億2,100万円、令和3年度は7,800万円、令和4年度は9,000万円で推移している。主な補助金の内容としては、育成林整備事業補助金及び農山漁村地域整備交付金などである。

育成林整備事業補助金は、国の育成林整備事業（国が育成林整備事業の補助金として造林又は林道整備の経費補助を都道府県に実施するもの）のうち林道整備に係る補助金を財源として、県が市町に補助金を交付するものである。

農山漁村地域整備交付金は、県が策定した「広島県森林林業農山漁村地域整備計画（第3期）」（計画期間 令和2年度～令和6年度）に基づき実施している森林林業基盤整備に要する経費に充てるため、国が都道府県又は市町村に対して交付する交付金をいう。当事業として計上されているものは、農山漁村地域整備交付金のうち、県が取得した補助金を財源として、市町に補助金を交付するものである。これらは市町からの交付金申請金額に応じて変動している。

公共事業の育成林整備事業費のうち、造林事業は令和2年度は約7億8,100万円、令和3年度は約8億4,600万円、令和4年度は約8億500万円で推移している。内容は、森林環境保全直接支援事業補助金支出額〔負担金、補助及び交付金〕であり、上述した育成林整備事業補助金のうち造林整備に係る補助金を財源として、県が市町に補助金を交付するものである。

公共事業の森林居住環境整備事業費は、令和2年度は約7億4,600万円、令和3年度は約8億8,900万円、令和4年度は約6億5,800万円で推移している。内容としては、森林を基

軸とした居住環境整備を目的として県が事業主体として実施する林道や幹線林道の整備費〔工事請負費〕やそのための測量設計費〔委託料〕であり、地方創生整備推進交付金や農山漁村地域整備交付金、森林資源循環利用林道整備事業交付金と県債を主な財源とする事業である。

なお、森林資源循環利用林道整備事業は、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（効率的施業区域）や森林資源が充実している生産基盤強化区域内等において、路網ネットワークを重点的に整備するため、基幹となる林業生産基盤整備道等の整備を国が県・市町村・森林組合等に支援する事業である。

森林病虫害防除事業費は、令和２年度及び令和３年度は約 300 万円あったが、令和４年度は 0 円となっている。令和３年度までは、森林病虫害等駆除事業で樹幹注入、ひろしまの森づくり事業で樹幹注入以外の事業と区別して事業を実施していたが、令和４年度からはひろしまの森づくり事業に一体化したため、令和４年度は当該事業費が発生していない。

森林獣害対策事業費は、令和２年度は約 3,500 万円、令和３年度は約 2,900 万円、令和４年度は約 1,500 万円と減少傾向で推移している。内容はニホンジカ捕獲試験実施及びマニュアル化の業務委託費用〔委託料〕である。

県は令和２年度から「ニホンジカ被害拡大抑制対策事業」を実施し、令和２年度から３年間、捕獲技術の確立や捕獲人材の育成等を目的に、モデル地区での試行的な捕獲検証、知識の共有及び検証結果を踏まえた技術共有（マニュアル化）を進めていた。令和２年度及び令和３年度での捕獲試験実験を基に令和４年度でマニュアルを完成し事業が完了したため、事業費が減少している。

ひろしまの森づくり事業費は、令和２年度は約 8 億 9,570 万円、令和３年度は約 9 億 1,261 万円、令和４年度は約 9 億 4,430 万円で推移している。

ひろしまの森づくり事業費の内訳のほとんどは、補助金及び交付金である。補助金としては、森林病虫害被害対策事業や環境貢献林整備事業といった市町に対するものがある。また交付金としては、ひろしまの森づくり事業交付金や里山防災林整備事業、里山課題解決推進事業、森林林業体験活動支援事業などの市町に対する交付金が主な支出項目となっている。基本的には市町が提出する計画書や交付申請状況に応じて変動している。

ひろしまの森づくり基金積立金は、ひろしまの森づくり基金条例で規定されている基金へ当該税の収納額相当を積み立てることとされているものである。直近３年間では約 8 億 8 千万円から約 8 億 9 千万円で推移しており、ほぼ年間税込額と一致している。

林業・木材産業等競争力強化対策事業費は、令和2年度は約2億950万円、令和3年度は約1億1,601万円、令和4年度は約5億1,371万円で推移している。内容としては林業・木材産業等競争力強化対策事業補助金やスマート林業技術等導入支援事業補助金といった国庫財源の補助事業であり、国の予算に連動して事業費が推移している。

森林経営管理推進事業費は、直近3年間で1億円から1億4,000万円程度で推移している。当該事業は、森林環境譲与税（市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されるもの）を財源とする事業であり、県は森林集積に関する専門家を市町へ派遣し、人材育成や低コスト再造林技術の研修などを事業内容としている。令和4年度の事業費の内容としては、森林資源等状況調査や林業就業希望者への個別支援業務や研修業務、低コスト再造林実証業務などの委託料が8割以上を占めている。

森林環境譲与税基金積立金は、広島県森林環境譲与税基金条例で規定されている基金へ国から譲与された森林環境譲与税相当額を積み立てることとされているものである。直近3年間では1億2,000万円程度で推移している。

【治山費】

治山施設維持修繕費は、令和2年度は約3億5,549万円、令和3年度は約4億274万円、令和4年度は約2億7,135万円で推移している。内容としては、治山機能強化のための維持修繕工事に加え、近年では災害関連の緊急事業も多い。平成30年の豪雨災害や、令和2年及び令和3年にも大雨災害が立て続けに発生したこともあり、特に金額が大きくなっている。令和4年度でも激甚災害対策事業費などの災害関連事業がある。

単独事業（小規模崩壊地復旧事業費）は、令和2年度は約5億1,149万円、令和3年度は約4億5,313万円、令和4年度は約3億9,045万円で推移している。当該事業は県の独自事業であり、荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事又は松くい虫被害等のため倒木により災害を助長するおそれのある箇所の予防的工事について市町が負担する経費に対し、補助金を交付する事業である。市町からの申請状況に連動して推移している。

公共事業費は、令和2年度は約55億9,987万円、令和3年度は約34億3,563万円、令和4年度は約40億1,841万円で推移している。山地や水源地域、離島などの治山工事や災害対策工事を実施している。

直轄治山事業費負担金は、国直轄事業に対して県が一部負担金を負担している。民有林における治山事業は基本的に都道府県が実施するが、大規模な山地災害が発生し、事業の規模

が著しく大きい場合、高度な技術を要する場合等で国土保全上特に重要であるものは、国（林野庁）が直轄で事業を実施する。広島森林管理署では、平成30年7月の集中豪雨により激甚な被害を受けた東広島地区の3区域（高屋区域，八本松区域，黒瀬区域）において、令和元年度から民有林直轄治山事業を実施している。

6.令和4年度最終予算と実績について

令和4年度の林業事業に係る一般会計の予算と決算の状況は以下に示すとおりである。

令和4年度 予算とその実行額の表

(単位:千円)

款	項	目	細目	当初予算	最終予算(繰越含む)	決算額	決算額-最終予算
	林業費			10,637,816	17,719,521	11,858,697	(5,860,823)
	林業総務費			2,145,488	2,195,522	2,135,563	(59,958)
	1	職員給与費		1,469,813	1,518,794	1,478,595	(40,198)
	2	緑化推進事業費		132,781	133,834	114,846	(18,987)
	3	林業金融対策費		542,894	542,894	542,120	(773)
	4	農林水産振興資金特別会計繰出金		0	0	0	0
	林業振興指導費			187,757	187,757	186,099	(1,657)
	1	林業活性化推進費		387	387	284	(102)
	2	林業技術指導費		5,959	5,959	4,810	(1,148)
	3	森林計画樹立費		26,988	26,988	26,581	(406)
	4	森林整備地域活動支援事業費		17,555	17,555	17,555	0
	5	幹線林道整備事業費負担金		136,868	136,868	136,867	0
	森林整備費			4,347,264	6,406,260	4,607,538	(1,798,721)
	1	単独事業		45,705	49,083	49,083	0
		(1)	林道整備事業費	45,705	49,083	49,083	0
	2	公共事業		1,624,009	3,122,365	1,832,732	(1,289,633)
		(1)	育成林整備事業費	950,214	1,815,639	1,161,211	(654,427)
		(2)	機能回復整備事業費	4,545	15,727	12,541	(3,185)
		(3)	森林居住環境整備事業費	669,250	1,290,999	658,979	(632,020)
	3	優良種苗確保事業費		23,688	20,259	19,875	(383)
	5	森林病虫害防除事業費		0	0	0	0
	6	森林獣害対策事業費		16,662	15,933	15,806	(126)
	7	ひろしまの森づくり事業費		1,015,063	969,822	944,302	(25,519)
	8	ひろしまの森づくり基金積立金		889,764	881,867	881,866	0
	9	林業・木材産業等競争力強化対策事業費		330,642	951,714	513,713	(438,001)
	10	森林経営管理推進事業費		143,280	139,860	138,313	(1,546)
	11	森林環境譲与税基金積立金		127,604	128,604	128,189	(414)
	12	県営林事業費特別会計繰出金		130,847	126,753	83,656	(43,096)
	治山費			3,957,307	8,929,981	4,929,495	(4,000,485)
	1	治山施設維持修繕費		255,434	488,651	271,359	(217,292)
	2	単独事業		325,020	690,025	390,454	(299,570)
	3	公共事業		3,028,732	7,377,286	4,018,411	(3,358,874)
	4	直轄治山事業費負担金		330,000	355,896	233,156	(122,740)
	5	保安林整備管理費		18,121	18,121	16,113	(2,007)
	災害復旧費			691,100	1,659,321	1,358,171	(301,150)
	農林水産施設災害復旧費			691,100	1,659,321	1,358,171	(301,150)
	農林水産施設災害復旧費			691,100	1,659,321	1,358,171	(301,150)
	1	単独事業		0	636,907	586,298	(50,609)
	2	公共事業		691,100	1,022,414	771,873	(250,541)
	合計			11,328,916	19,378,842	13,216,868	(6,161,974)

最終予算と決算額とで差異があった項目のうち、主なものは以下のとおりである。

【林業総務費】

職員給与費について、不用額¹⁰が 4,019 万円発生している。これは災害が発生した場合に備えた多めの予算編成を行ったためである。公共事業の人件費予算を超えた人件費が発生した場合には、林業総務費の当該予算を充当することとなるが、令和 4 年度では公共事業の予算を超過する人件費が、想定よりも少なかったため、結果的に当該不用額が発生している。

緑化推進費については、繰越額が 1,826 万円発生している。緑化センター施設に係る工事等の設計と工事請負費を予算計上していたが、工事部分が来期に繰り越されたことにより発生した。

【森林整備費】

公共事業費は、12 億 7,000 万円超の繰越額が発生した。平成 30 年度災害以降、災害復旧工事が著しく増加し、施工業者不足が深刻になっている。同時に請負業者や労働者不足も発生しており、事業が計画通りに執行できない状況が続いている。

また林業特有の事情として、林業経営体による森林所有者の同意取得に多くの日数が必要となった事情があり、年度内の業務完了とならなかったものもあった。

そのほか、林道工事の施工中に、台風に伴う豪雨により現場への侵入路が崩壊し、工事中断を余儀なくされたため、1,000 万円程度の不用額も発生している。

林業・木材産業等競争力強化対策事業費は、4 億 3,800 万円の繰越額が発生しているが、国の補正予算の影響で、翌年度へ事業が繰り越されたためである。

【治山費】

治山費全体で繰越額が 37 億 9,029 万円発生しており、このうち治山施設維持修繕費で 1 億 7,139 万円、単独事業で 2 億 9,957 万円、公共事業で 31 億 9,658 万円発生している。これらの繰越発生の原因は、全て入札不調等により工事に遅れが生じたためである。

¹⁰ 歳出予算の経費の金額のうち、結果として使用する必要がなくなった額で、当該年度の歳出予算現額から支出済歳出額及び翌年度への繰越額を控除した残額。財務省 (mof.go.jp)

【災害復旧費】

災害復旧費のうち林業関係での繰越額は2億7,345万円であり、例えば市町において林道の災害復旧工事を施工していたところ、土質や岩盤の露出状況等が当初計画と異なっている等の理由で、工法の見直しや追加工事が必要となり、工期の延長を行うなどの事情が生じたことにより繰越が生じた。

7.問題点・課題（幹線林道整備事業費負担金について）

林業振興指導費のうち、幹線林道整備事業費負担金は、上述したとおり、旧独立行政法人緑資源機構（現在は国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所が事業承継）が林道等を整備し、その費用を受益地の都道府県が負担金として支払っているものである。

8.その他（幹線林道整備事業費負担金の繰上返済について）

幹線林道整備事業費負担金は、予算及び返済予定表通りに支払いがなされているが、負担金が繰上償還できれば利息を圧縮できることから、検討してはどうか。

9.問題点・課題（治山費の繰越額について）

治山費は、最終予算額約90億円に対し、決算額約50億円、繰越額約38億円。実に予算の4割が入札不調等の原因で翌事業年度に治山事業が繰り越されていることになる。資材高騰、人材不足、高齢化は近年加速の一途であり、計画した治山事業の多くが実施できない状況は続くと見込まれる。

10.意見（治山事業における入札不調と今後の展望について）

治山費は、最終予算額約90億円に対し、決算額約50億円、繰越額約38億円であった。実に予算の4割が入札不調等の原因で翌事業年度に治山事業が繰り越されていることになる。資材高騰、人材不足、高齢化は近年加速の一途であり、計画した治山事業の多くが実施できない状況は続くと見込まれる。治山事業のうち特に入札不調となる事業はどこなのか、またその理由や改善策を模索するとともに、県として今まで通りの治山事業が継続できるのか、抜本的に事業内容や県の役割を見直す時期に来ていると思われる。

第 8 財産

1. 森林資産

(1) 概要

広島県の県土面積 85 万 ha のうち、61 万 ha が森林である。県内 61 万 ha の森林のうち国有林が 8%、公有林（県、市町、財産区）11%、私有林（個人、会社、旧公団等）81%、個人有林が全体の 69%にのぼる。

県所有の森林とは、県有林及び分収造林である。

分収造林とは、明治 40 年から県土の保全や県民の緑化意識の啓発を目的として始まった。土地所有者は県に対して、無償で造林するための地上権を 50 年から 100 年間で設定することで、県は所有者に代わり、植栽、保育、管理、間伐、主伐などの造林を行うことができる。そして将来そこから得る収益を両者で分け合う仕組みのことをいう。

また県の分収造林及び県有林のことを県営林といい、県が分収造林契約を締結した既存の県営林と平成 25 年度に、一般財団法人広島県農林振興センター（以下「旧センター」という）から県に移管した分収造林（以下「旧センター林」という）がある。

① 既存県営林

設置された時代の要請や目的に応じて、7 種類の県行造林と県有林に区分されている。

<既存県営林の種類>

区 分	内 容
模範林 (7事業地)	健全な森林を造成するため、明治40年から公有林野（地方公共団体が所有する森林）に対し造林を実施したもの
公有林野県営造林 (12事業地)	町村財政上造林ができない公有林野を対象として、大正10年から造林を実施したもの
行啓記念造林 (15事業地)	大正15年の皇太子殿下（昭和天皇）の本県行啓を記念して、昭和2年度から造林を実施したもの
御大典記念造林 (9事業地)	昭和天皇即位の御大典を記念して、昭和4年から造林を実施したもの
皇太子殿下誕生記念 造林（11事業地）	昭和8年の皇太子殿下（現在の明仁上皇）御誕生を記念して、昭和10年から造林を実施したもの
試験林 (2事業地)	県林業試験場（現林業技術センター）が設定した早成林試験地の試験研究が終了したため、昭和54年に県営林に移管したもの
パルプ資源林 (2事業地)	パルプ資源としての木材確保のため、昭和14年から造林を実施したもの
県有林 (7事業地)	県土緑化や県財政の基盤強化のため、昭和31年から県が林地を買い上げて造林を実施したもの（土地も木も県が所有）

② 旧センター林

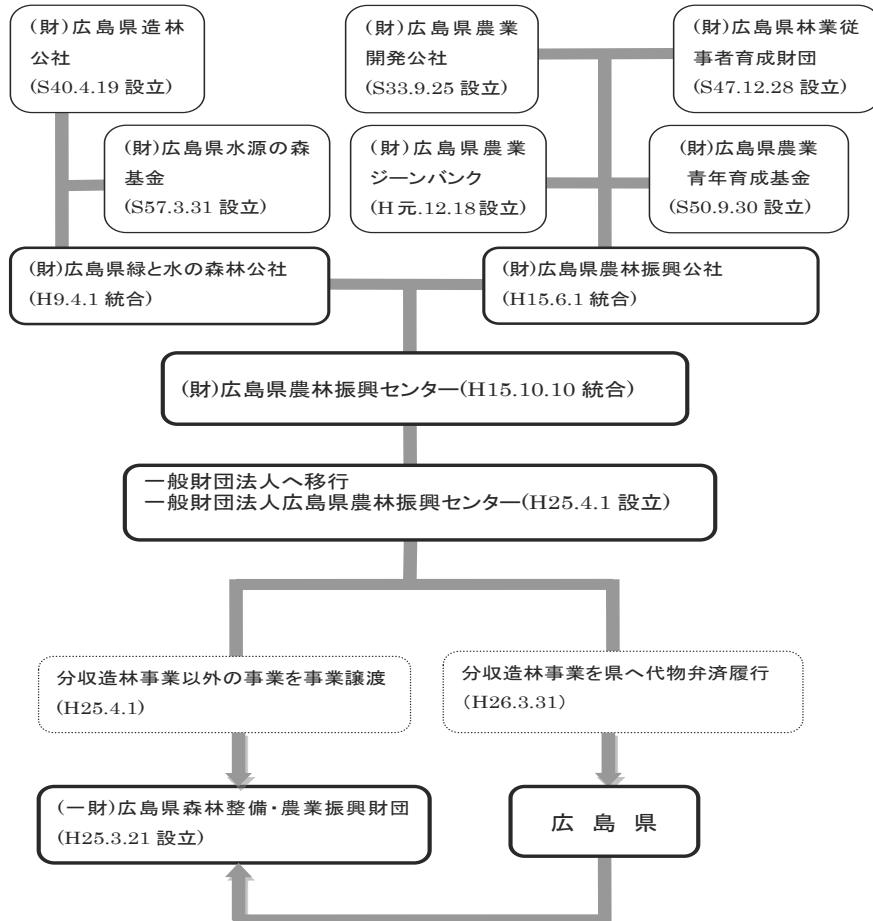
木材資源の確保、県土の保全及び山村地域における雇用の確保を目的として、県が昭和40年に造林公社を設立し、同公社が土地所有者と分収造林契約を結び、造林を進めたものであり、同公社は、平成15年度に他の公社と統合して「旧センター」となり、平成25年度にはセンター造林を県に移管した上で負債を整理し、平成30年4月をもって解散された。

旧センター林とは、以下の図に示すように旧センターから県に平成25年に代物弁済された分収造林である。

県は、旧センターへの昭和40年度から平成24年度までの貸付金及び未収利息338億6,453万円の債権放棄を行っており、また旧センターの株式会社日本政策金融公庫からの借入金129億3,171万円の債務保証を行っていたため、第3セクター等改革推進債を国から128億3,700万円借り入れた上で、代位弁済し、令和5年度まで償還を行っている。

さらに、旧センターが民事再生を行った際に、468億4,244万円の森林経営勘定¹¹が計上されていたが、県が代物弁済により評価した金額は6億3,952万円であった。

¹¹ 森林経営勘定に詳述 P236。



※ 1 県の条例に基づき県営林の木材生産・販売等を一括して受託 (H26.4.1 付で契約)
 2 農地中間管理機構の指定(H26.3.26 付)

(2) 県営林の事業地，面積

<県営林の事業地数，面積及び材積> (平成 29 年度末現在)

区分	事業地数	契約面積 (ha)	植栽面積 (ha)	材積 (m ³)
既存県営林	65	5,713	5,032	1,157,784
旧センター林	479	16,555	14,011	1,578,883
計	544	22,268	19,043	2,736,667

2. 県営林の沿革

既存県営林は昭和 30 年代から昭和 60 年代にかけて 1 回目の伐採を行い、この間は高度経済成長期で木材の需要が見込まれたことから、契約期間を延長し再造林を実施している。しかし輸入木材により県産材の価格が下落し、平成 11 年度には基金が底をつき、新たな植林は中止している。

昭和 40 年から設置された旧センター林も、木材価格の下落により、累積債務の問題が顕在化し、平成 11 年度以降新たな植林を中止していた。

< 県営林の沿革 >

区分	既存県営林	旧センター林
明治 40 年～	・ 県行造林事業を開始	
昭和 31 年～	・ 県有林を設置	
昭和 30～ 60 年代	・ 1 回目の伐採を実施（契約期間を延長し再造林を実施）	
昭和 39 年～	・ 立木売却収入の基金への積立を開始（収入の一部は一般会計へ繰出し）	
昭和 40 年～		・ 財団法人広島県造林公社を設立 ・ 分収造林事業を開始
～木材価格の下落～		
昭和 57 年～	・ 一般会計への繰出しを休止	
平成 11 年度～	・ 基金が底をつく ・ 一般会計からの繰入れ開始 ・ 新たな植林を中止	・ 累積債務の問題が顕在化 ・ 低利資金借換などの経営改善を実施 ・ 新たな植林を中止
平成 15 年度		・ 広島県造林公社が他の公社と統合し、広島県農林振興センターとなる
平成 18 年度～		・ 県、土地所有者、センターによる三位一体の経営改革の実施 ① 県貸付金の新規発生利息の無利子化 ② 土地所有者の分収割合を 4 割から 3 割へ変更する取組 ③ センター職員の人件費の削減
平成 24 年度		・ 長期収支見込みを試算、借入金が返済できない見通しとなる
平成 25 年度		・ センターの法的整理（民事再生）を実施 ・ センター造林を県へ移管
平成 26 年度～	既存県営林と旧センター林を併せて、新たに県が管理・経営をスタート	

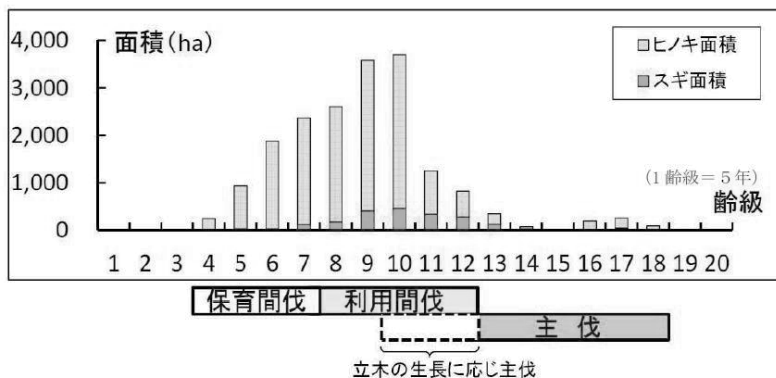
植栽樹種は、ヒノキが 84%（約 1 万 6,000ha）、スギが 11%（約 2,000ha）、マツ等が 5%（約 1,000ha）となっており、ヒノキが大半を占めている。

3. 県営林の現況

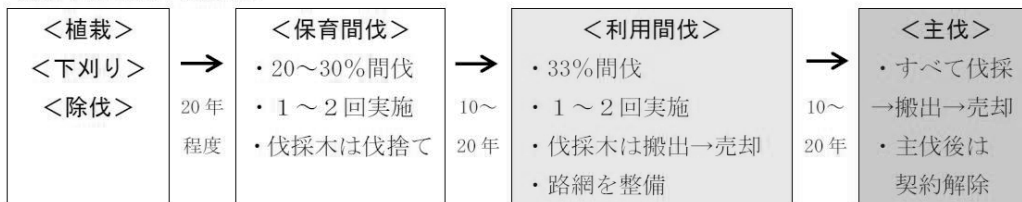
県営林の多くは昭和 40 年代以降に植栽し、現在 9～10 齢級（41～50 年生）の森林が全体の面積の 4 割を占めている。（1 齢級＝5 年）

また、施業状況としては、植栽、下刈り、徐伐、保育間伐などの施業を完了している森林が多く、主に利用間伐の適期になっている。その中でも生育が良好な森林については、主伐が可能な状況になっている。

＜県営林の樹種別・齢級別構成＞（平成 29 年度末現在）



＜県営林における施業＞



上記の県営林の分収造林事業の各業務（調査，設計，路網整備・補修，森林施業，木材販売，検査など）は、平成 25 年に設立された一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）に一括して委託している。

4. 県営林の目的

県営林は、森林の整備や木材の生産・販売を計画的に実施することを通じて、県土の保全などの公益的機能の維持発揮や木材の安定的な供給を図ることを目的としている。

5. 県営林事業特別会計¹²

森林資産は、植林から収穫まで何十年間もかかるという特殊なものである。

会計処理においては、一旦、固定資産に計上され、森林資産の主伐が確定した主伐年度で、固定資産から流動資産へ振り替えられる。

森林資産は、整備事業に要した直接費や間接費（利息や管理費等）から補助金収入等を控除した金額を森林資産の取得原価として加算する会計処理を行う。

県は、分収造林事業に関して県営林事業特別会計を行っており、収支計画及び貸借対照表の作成を行っている。

貸借対照表には財務諸表に対する注記が作成されており、「財務諸表の作成の会計基準は地方公会計基準に従い、森林資産に係る会計処理については、林業公社会計基準（平成 23 年 3 月 17 日制定）を参考にする」とある。

(1) 森林資産

平成 26 年度以降は取得原価をもって森林資産とするとし、以下のように規定している。

取得原価に計上する費用及び収入の内容

森林整備に要した費用の内容	間伐等保育費，作業道開設・補修費，分収金，森林調査費，森林保険料等
費用から控除する収入の内容	造林補助金，利用間伐売払収入等

【令和 4 年度の森林資産（固定資産）の内訳（単位：円）】

区 分	金 額
前年度森林資産	3,509,578,474
取得原価による増	14,973,169
販売用資産への振替による減	▲6,219,229
合 計	3,518,332,414

¹² 第 14 特別会計に詳述。

「取得原価による増の金額」の内訳を県に確認すると以下のとおりである。

(単位：円)

費用		収入	
間伐等保育費	257,868,507	造林補助金	173,358,000
作業道開設・補修費	86,969,168	利用間伐売払収入	210,359,130
分収金	16,739,139	その他の収入	5,320,562
森林調査費	39,785,080		
森林保険料	2,212,283		
その他の費用	436,684		

県営林森林資産 R4決算見込み取得原価算定表

取得原価区分	取得原価区分計	取得原価	取得原価算定項目	収益	費用	備考
①間伐等保育費	257,868,507	161,029,000	利用間伐委託費用		161,029,000	
		48,920,950	利用間伐委託諸経費		48,920,950	
		132,412	木材生産県事務費(利用間伐+主伐)		165,211	主伐にかかる経費含む
		28,679,200	保育間伐委託費用		28,679,200	
		6,420,997	保育間伐委託諸経費		6,420,997	
		412,852	保育間伐県事務費		412,852	
		12,273,096	県人件費		13,999,000	主伐にかかる経費含む
②作業道開設・補修費	86,969,168	77,385,000	作業道開設委託費用		77,385,000	
		9,584,168	作業道補修委託費用		9,584,168	
③分収金	16,739,139	16,739,139	分収金(当年度)		91,316,000	主伐にかかる分収金を含む
④森林調査費	39,785,080	12,995,400	利用間伐調査経費		12,995,400	
		12,412,180	先行調査経費		13,915,000	主伐にかかる経費含む
		4,411,500	調査委託諸経費		5,824,500	主伐にかかる経費含む
		7,646,100	保育間伐調査・計画費		7,646,100	
		1,330,400	保育間伐調査等諸経費		1,330,400	
		844,800	立木補償調査費		844,800	
		144,700	立木補償諸経費		144,700	
⑤森林保険料	2,212,283	2,212,283	森林保険		2,212,283	
⑥その他費用	436,684	74,635	風倒木等整理委託費用		74,635	
		0	カーボンオフセット費用		0	
		362,049	立木補償分収金		362,049	
⑦造林補助金	-173,358,000	-159,078,000	利用間伐・作業道補助金	159,078,000		
		-14,280,000	保育間伐補助金	14,280,000		
⑧利用間伐売払収入	-210,359,130	-248,371,180	利用間伐木材売上	248,371,180		
		21,594,550	利用間伐木材運送料		21,594,550	
		16,417,500	利用間伐木材販売経費		16,417,500	
⑨その他収入	-5,320,562	-29	積立金(基金利息)		29	
		-2,920,500	カーボンオフセットクレジット売上		2,920,500	
		-1,062,380	土地貸付料		1,062,380	
		0	森林保険金		0	
		-1,337,653	立木補償		1,337,653	
計	14,973,169	14,973,169		427,049,742	521,274,295	

6.課題・問題点（取得原価算定について）

県営林の森林整備等業務は財団に一括委託しており、令和4年度の委託費の精算額は4億1,943万円である。

分収金は、費用としては9,131万6,000円であるが、取得原価に算入する金額は1,673万9,139円となっている。

利用間伐売払収入は令和4年度の利用間伐収入は2億4,837万1,180円である。

なお、県は複式簿記による会計処理を行っていない。

7.意見（取得原価算定について）

県営林森林資産管理簿を見ると、県は令和4年度年度算定の取得原価1,497万3,169円をすべての事業地に振り分けている。県は財団に保育間伐・事業地調査を業務委託しており、令和4年度に事業を実施した事業地を把握できるのであるから、事業実施にかかった経費を事業地毎に割り振るなど、取得原価の計上方法の改善が必要と考える。

（2）正味売却価額の算定

財務諸表による注記を見ると、森林資産の減損の兆候を把握するため、正味売却価額を算定するとある。算定方法は、以下の通りである。

正味売却価額の算定方法

正味売却価額＝県営林の齢級別植栽面積（標準伐期齢以上のスギ・ヒノキ）
× 森林保険金額（上限額）（ha 当たり、樹種・齢級別）
× 森林保険金額（上限額）と実勢価格との比率（35.2%）（注1）
× 県営林全体に占める資源循環林の割合（80%）
× 分収造林契約・地上権設定契約上の県持分
（センター林 68.6% 既存県営林 64.8%）（注2）

注1）森林保険金額（上限額）と実勢価格との比率は、災害が発生した際に支払われる保険金の限度額と、実際の森林の価値との差を補正するために算定する。

実勢価格は、直近の年度に実施した立木販売（主伐）の実績に基づき、1 ha 当たりの平均立木販売価格から販売経費等を差し引いた金額を齢級ごとに算定したものとす。

さらに、森林保険金額（上限額）と実勢価格の価格差を齢級ごとに比率として算定し、その齢級ごとの比率の平均値（面積加重平均）を、森林保険金額（上限額）と実勢価格との比率とする。

注2）分収造林契約・地上権設定契約上の県持分については、分収割合の変更（県：土地所有者＝6：4→7：3）に係る同意取得率（令和4年度末現在）を反映して算定した。

8.課題・問題点（森林保険と正味売却価額について）

正味売却価額を算定するにあたり、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センターの森林保険金額を参考にしている。

一方、林業公社会計基準において、正味売却価額は現在の丸太市場価格を基礎として将来の立木材積から販売収入を算定し、その販売収入から今後の実事業費（事業費から関連する収入を差し引いた額）と分収交付金を控除した価額とするとある。県営林においても、県営林面積に森林保険金額を乗じた上で、当該年度に実施した主伐の立木販売価格（実勢価格）との差を補正する計算をしており、結果的には林業公社会計基準に準じた算定となっているものの、森林保険金額を実勢価格に調整するという算定方法の過程は分かりにくく、誤解を生みやすいものとなっている。

9.意見（森林保険と正味売却価額について）

県営林の正味売却価額の算定方法は、県営林の齢級別植栽面積に森林保険金額（上限額）を乗じ、その上で森林保険金額（上限額）と実勢価格との比率をかけているが、この過程は分かりにくく、誤解を生みやすいものとなっている。そのため、森林保険金額は算定の過程

から除外し，県営林で毎年行っている主伐の立木販売価格に基づき，直接的に実勢価格を算定するのが妥当ではないかと考える。

10.課題・問題点（債権放棄額の表示）

財務諸表に対する注記の2 森林資産に関する事項の(1)分収造林事業の経営改革に伴う県民負担(1)に①旧センターの民事再生(H25)に伴う県債権放棄額において 33,264 百万円とある。

① （一財）広島県農林振興センターの民事再生（H25）に伴う県債権放棄額

区 分	金 額（百万円）	備 考
県債権放棄額（H25）	33,264	

（令和4年度県営林貸借対照表財務諸表の注記より抜粋）

平成25年に議会に提出された県78号議案は以下の通りである。

県第七十八号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

平成二十五年六月二十一日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 放棄する権利

県が一般財団法人広島県農林振興センターに対して有する債権のうち、今後弁済を受ける見込みのないもの

二 放棄する権利の表示

1 種 類 事業資金貸付金及び管理費貸付金並びにこれらの約定利息

2 債権額 昭和四十年年度から平成二十四年度までに貸し付けた事業資金貸付金及び管理費貸付金二三、二八八、九三三、五九九円、民事再生法による

再生手続開始の申立ての日までに生じた約定利息一〇、五七五、六〇

一、一五五円並びに同日後に生じる約定利息を合算して得た額を限度

とする額

3 債務者 広島市中区大手町四丁目二番一六号

一般財団法人 広島県農林振興センター

議案書によると債権放棄した金額の合計額は 33,864,534,754 円であり、百万円単位にすると33,864 百万円となる。

また、財務諸表に対する注記は千円単位、百万円単位が混在しており、一見しただけでは誤解を生じる可能性がある。

11.意見（債権放棄額の表示）

県の旧センターの民事再生に伴う県の債権放棄額は 33,864 百万円である。財務諸表の注記の金額 33,264 百万円と記載されており、差額が 600 百万円発生している。この差額は、センター森林資産の県への代物弁済額 6.4 億円から民事再生手続中の発生利息（申立て後に生じた約定利息）0.4 億円を除いたものである。注記の正しい情報を認識するためには、過去の事象についての表記も必要であると考えらる。

12.課題・問題点（変更契約と最終精算額・実績報告と損益計算書）

県は、県営林の森林整備等業務を財団に一括委託している。

令和4年度は令和4年4月1日に業務委託契約を委託料4億8,669万5千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,424万5千円）で締結している。

令和5年3月9日に業務委託変更契約を締結し、契約金額から4億2,274万1千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,843万1,000円）に変更しているが、財団への最終精算額は4億1,943万円（うち消費税及び地方消費税の額3,813万円）となっている。

変更契約後、変更金額と精算額が異なることについて、財団に確認したところ、1回目の変更は、業務内容の変更に基づいた減額変更であり、精算額は財団管理費など財団の決算整理による額の確定に基づく精算変更との回答であった。

県への財団の実績報告書は委託の区分として、木材生産事業費（利用間伐）、保育事業費、作業道補修費等、事務費等、人件費、消費税及び地方消費税相当額という内訳になっている。

利用間伐実績、保育間伐実績、調査実績、作業道補修・風倒木実績、事業費、人件費と業を行った面積、作業道の長さ、材積、金額等記載されているが、人件費の項目においても消費税の記載がある。

財団の実績報告書に実績一覧表が添付されており、事務費の諸経費18,026,473円と人件費の諸経費8,398,394円で合計26,424,867円となっているが、財団の正味財産増減計算書一般会計の県営林木材生産販売等受託事業費のうち一般管理費は25,794,363円となっている。

さらに、財団の一般管理費25,794,363円の内訳では、勘定科目が23項目あり、すべて共通配賦であった。配賦元の数字と費用額の配分計算表を見ると、租税公課の中に消費税の項目があり財団が納付する消費税の金額10,615,640円が含まれていた。

13.意見（変更契約と最終精算額）

財団への一括委託業務費は、県営林の森林資産の取得原価を構成する金額である。

財団との契約において、業務委託変更契約は業務内容の変更に基づいた減額変更であるが、変更に基づく契約金額と財団の決算整理により最終契約金額が変更するのであれば、契約履行期間の終了間際に業務委託変更契約を締結しても意義がない。

14.意見（実績と損益計算書）

財団が令和4年度県営林事業委託森林整備等業務予算別委託料内訳(変更)の書面を作成しているが、これは森林整備、調査管理、木材販売、諸経費等、消費税及び地方消費税の内訳で、業務に関する委託料が記載されており、実績報告書としてはこちらの方が望ましい形式と思われる。

委託料の精算上、県の報告書は業務区分や委託区分の名目が異なるため、表示等がより適正な財団の内訳書等の様式に合わせるべきである。

ただし、当該報告書には、財団の決算整理によって変更された精算額の内訳書等が作成されていないため、業務委託変更契約から最終の精算確定額まで経緯が分からない。そのため、どのように変更となったかを確認できる書面の作成が必要であると考えます。

15.課題・問題点（委託料と実績報告書の精算額表記について）

森林保全課が実施した検査に係る検査調書において、県の職員が財団の検査を行った書類の一覧が添付されている。

検査書類一覧表

検査区分	確認書類
木材生産事業費 (利用間伐)	位置図、施業図、作業道出来高図、伐採造林届出書等、 請負契約書、測量野帳、完了写真
保育事業費	位置図、施業図、社会保険等加入実態状況調査票、請負契約書、 測量野帳、完了写真
木材生産事業費 (主伐)	
作業道補修等	請負契約書、発注稟議書、総勘定元帳
事務費等	総勘定元帳、発注稟議書、出張旅費精算書、領収証書、請求書、 切手支払簿
人件費	総勘定元帳、発注稟議書、出張旅費精算書、領収証書、賃金台帳

人件費の項目で賃金台帳の確認を行っており、実績報告書には人件費の4月から3月までの一覧が添付されている。

また、実績報告書において、県が定めた「別記様式第3-2号 第5条関係」で、1事業費の中の本来消費税が非課税の人件費の箇所のうち消費税及び地方消費税相当額との記載がある。

さらに「別記様式第3-3号第5条関係」においても2支出の表には、全体の精算額の消費税及び地方消費税額相当額の記載がある。

これは、実績一覧表（事業別に勘定科目を区分して月額を集計し、年額の算定を行ったもの）から年額の対象金額に対して税抜金額と消費税額を利率に乗じて計算し、その消費税額を合計したものである。

それらは、消費税非課税の経費項目についても消費税が含まれているような誤解を招く表記であった。

16.意見（委託料と実績報告書の精算額表記について）

財団は消費税について税込処理方式を採用しているため、租税公課勘定科目内の納付消費税額を決算において正味財産増減計算書で共通配賦するのは理解できる。

しかしながら、社会通念上、請求書や領収書等で表記する消費税額（うち消費税額等の表現）は、本来課税対象となった金額の部分の消費税額を表記することから、これは不適切であると考えられる。

実際には、県と財団との精算額の算定上、人件費等の非課税経費項目の消費税額が加味されているわけではない。しかし、実績報告書では、あたかもそれが含まれて精算されているかのように見えるため、様式修正の検討が必要である。

また、消費税の記載を行うのであれば、課税区分（10%、軽減税率8%、非課税、不課税）をしっかりと把握し、算定して表記すべきである。

17.分収造林事業

(1) 前記のとおり、旧センターは平成25年度に民事再生を行い、平成30年4月に解散した。その際、旧センターに対して、県は338億6,453万円の債権放棄を行い、また旧センターの株式会社日本政策金融公庫の借入金の債務保証の履行のために第3セクター等改革推進債128億3,710万円の借入を行い、令和5年度までの130億100万円の返済を行った。国に10年間で約1億6,400万円の支払利息を支払っている。

また県営林特別会計に係る一般会計からの繰入額は昭和39年度から令和4年度までの間に26億1,800万円に及ぶ。

また既存県営林の地方公共団体金融機構（旧公営企業金融公庫）からの借入金残高が令和4年度末で970,486,605円存在し、令和4年度において134,395,967円（内利息は

31,684,335円)の返済を行っている。昭和48年から同機構から融資を受けており、総額2,662,000,000円に及ぶ。令和25年(2043年)に完済する予定ではあるが、償還元利計は6,373,864,377円となる。

分収造林事業は森林整備事業に要する実事業費のすべてを借入金で賄い、その投資額の回収は、将来の立木販売収入で賄われるという特殊な事業経営である。

そのため旧センターは木材価格が低迷し、立木販売を逃す等の要因により経営破綻した。主伐の時期を迎えている分収造林の伐採計画について県に確認したところ、主伐計画の努力目標は立てているようだが、実際には伐採する1年前に計画して、翌年度に入札により売却することとしている。

18.課題・問題点(分収造林事業について)

特別会計は本来、独自事業で収益を得て、一般会計に繰出しするのが本来の姿であり、毎年一般会計から繰入するのは当たり前ではない。特別会計では赤字が常態化していることで、借入金の返済が単独では困難となり、結果、一般会計からの繰り入れも常態化している。

19.意見(分収造林事業について)

巨額の税金を投入して分収造林事業として森林の整備等を行っており、伐採の時期が到来している森林をいち早く伐採し、一般会計からの繰入が当たり前になっている分収造林事業及び分収造林契約を終了させることを念頭に置き、少しでも高値で森林資産を換価することを考え、投入した税金の回収を行うべきである。

毎年、財団に森林の整備事業を一括委託しているが、森林資産の取得原価が毎年増額されていることを理解し、収益をあげるために必要な森林整備等かどうかの判断が必要ではないかと考える。

主伐に関して、県で機械化できる時代がくるかもしれないとの期待もあるが、実際には主伐には人力が必要であり、人口減が叫ばれるなか、一刻も早く県産材の供給先を確保し、主伐を行うべきである。

(2) 市町との分収造林契約

県が分収造林契約を締結している土地所有者が市町である契約がある。分収割合は県と市町が7:3である。

分収造林契約における土地所有者が市町である場合、県が税金を投入して、森林整備を行い、利用間伐収入及び主伐の収入に関して県と市町で7:3の割合で分収する契約である。

20.課題・問題点（分収林契約について）

森林の経営管理は森林所有者が行うのが原則である。土地の地目も保安林や公衆用道路である。木材の価格が低迷する中、市町が土地所有者である場合においても、森林の整備等は県民の税金で行われており、保安林の整備等が分収対象になっている。

21.意見（分収林契約について）

令和6年から森林環境税が導入され、市町が主体となる。平成31年4月1日から経営管理制度が導入され、経営管理権や経営管理実施権の権利も整備されている。

県と市町が締結した分収造林契約については、その対象が保安林や公衆用道路の管理が目的であるならば、その必要性があるかどうかを今一度検討すべきである。

第9 契約

1.調査の概要

(1) 県の契約としては、大きく分けて本庁が契約の実施主体となるものと地方機関が契約の実施主体となるものが存在する。

そして、県本庁が契約の実施主体となるものとしては30件の契約（契約を変更した場合も、金額や施工期間の変更に留まる場合は1件のままカウントした。以下、同じ。）があり、地方機関が契約の実施主体とする契約件数は、254件あった。

(2) これらについて、契約の実施主体が県本庁であるものは全ての契約について、地方機関であるものは、その調査の効率性の観点から4要素（①最終契約金額7,000万円以上、②契約変更回数3回以上、③契約変更により契約金額96%以上の増加、④随意契約）の内、2つ以上に当てはまるものを中心に調査を行った。例外的に2つ以上の要素に該当しなくても④随意契約のものは、それだけで調査対象としている。

この結果、調査対象となった契約件数は、82件あり、この内、問題があった契約については「3.課題・問題点及び指摘ないし意見」の項目で詳述する。

2.委託・工事等契約に関して適用される規程

委託・工事等契約に関して適用される規程としては、自治法234条や施行令167条以下、広島県契約規則、県の各事務処理要領（指名競争入札等事務処理要領、一般競争入札事務処理要領、物品調達・委託役務公募型プロポーザル事務処理要領）などがある。

随意契約とは、競争入札によらないで県が特定の相手方を選択して契約する方法をいう。なお、契約にかかる随意契約については、施行令167条の2に規定がある。

公共調達は、競争入札が原則であるが、下記表にあるような第1号から第9号まで規定に該当する場合にのみ随意契約ができる。

【地方自治法施行令167条の2第1項第1号～第9号】

番号	随意契約の定義
1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの
2号	性質または目的が競争入札に適していないもの
3号	障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約
4号	地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
9号	落札者が契約を締結しないとき

<本庁の契約>

番号	事業の名称	年度	契約方法	参加者数 (指名者数)	契約金額 (当初)	契約金額 (最終)	変更回数	変更割合	所管部署	備考 (変更理由、随意契約理由)
①	木造建築支援業務 【委託】	R4	一般競争入札	1	5,799,200	5,799,200	変更なし	—	林業課	
②	森林資源情報精度向上業務 【委託】	R4	一般競争入札	1	18,700,000	25,405,600	1	1.36	林業課	当初の業務区域に加え、庄原市及び北広島町を追加
③	林業経営者等へのマネジメント研修業務 【委託】	R4	一般競争入札	1	12,540,000	12,540,000	変更なし	—	林業課	
④	林業就業希望者・従事者に対する個別支援業務【委託】	R4	随意契約	1	13,750,000	13,750,000	変更なし	—	林業課	施行令167条の2第1項2号 無料職業紹介事業の厚生労働大臣認可を要する。
⑤	広島県緑化センター施設維持修繕事業トイレ改修工事【請負】	R5	一般競争入札	5	28,820,000	45,754,500	2	1.59	森林保全課	第1回変更（石綿含有とみなした解体作業の必要、給排水管の交換等） 第2回変更（建物経年劣化による追加工事、資材の数量変更等）

3.課題・問題点（木造建築支援業務）

木造建築支援業務の目的は、住宅以外の建築物の木造・木質化を検討する施主や建築士などに対し、木造設計や県産材調達等の情報提供や専門家の助言等の支援を行うことにより、非住宅建築物の木造・木質化及び県産材利用の促進を図ることを目的としている。

そして、具体的な業務内容としては①相談窓口を設置し情報提供を行うこと②広島県木造建築アドバイザーによる助言、の大きく2つあるところ、相談窓口の設置日及び設置時間は、月曜日から金曜日までの内4日間（休日、年末年始を除く）、午前9時から午後5時まで、としており各日1名以上の従事者を置くこととされている。

他方、その受付件数の目標としては、相談受付件数 50 件、アドバイザーによる助言 10 件とされている（令和 4 年度実績は相談受付件数 55 件、アドバイザーによる助言 11 件）。

本契約が、年間契約であるところ、平均して毎月 4～5 件の相談と 1 件のアドバイザーによる助言を想定目標としている。

とりわけ、毎月 4～5 件の相談件数を念頭に置くのであれば、週に 1 件程度の相談を想定していることとなるところ、そうであれば相談窓口を毎週 4 日間で、かつ常時の従事者を置く必要性が乏しい。

加えて、アドバイザーによる助言は、相談を受け付けて相談対応できない場合を想定しているところ、相談件数が増加しなければアドバイザーによる助言にも至らない制度であるため、アドバイザー助言の件数を目標とすることは、かえってアドバイザー派遣に必要な経費の過大支出を誘引しかねない。

4.意見（木造建築アドバイザーについて）

非住宅建築物の木造・木質化及び県産材利用の促進を図ることを目的とするための相談体制について、平日 4 日で従事者 1 名を置くこととすることと比して、相談件数の数値目標が 50 件は低いものといえる。

また、アドバイザーによる助言は、あくまで相談者がアドバイザーによる助言を求めた場合に限定されるのに、アドバイザーによる助言を数値目標とすることは、かえって、希望しないアドバイザー派遣を無理に設定せざるを得ない可能性をはらむ。

そこで、相談受付件数 50 件を目標の場合には週に 1 件程度と考えられ、そうであれば平日 4 日もの相談窓口対応は不要であり平日 1～2 日の相談受付日を設定すれば足りると考えられる（これによる事業費の削減も見込まれる）。仮に、現行の平日 4 日の常時の相談窓口の設置を前提とするのであれば、更なる数値目標の上積みを検討していく必要があるのではないか。

また、相談受付件数に応じてアドバイザーによる助言件数が増加することの一定の相関が認められるとしても、相談者が希望しないアドバイザーによる助言まではアドバイザーによる助言件数に数値目標まで掲げることまでは不要ではないかと考える。

5.課題・問題点（既契約の業務内容と別業務）

森林資源情報精度向上業務

本契約は、一般競争入札によって落札業者との間で委託契約を締結していたところ、その後、契約が1回変更され、変更後の委託料は当初契約時から1.36倍に増加している。

当初契約からの委託料の増額変更が、当初契約時の委託業務の遂行にあたって予定されていない事象が生じたことに伴う委託料を増額せざるを得ない場合は、一般に考えられる。

本契約の業務目的は森林法5条の2の1で規定される地域森林計画対象森林内の森林資源情報（地番情報、林相情報）の精度向上を目的としており、当初契約と変更契約の大きな差異は、業務対象地域が増加したことに伴うものである。

実際の業務は、当初契約の業務内容と連続性を有し不可分であるものではなく、対象地域の増加変更なのであるから、当初契約と別の契約と評し得るのであり、当初契約と同様に一般競争入札によることも可能であったと考える。

6.意見（別途契約を検討すべき）

本契約の業務内容は、その業務対象地域が当初契約とは異なる地域をも加える形となったために、業務期間の延長と委託料の増加という変更契約となっている。

業務対象地域が当初契約とは異なるのであり、本契約の業務を同一事業者を担当させる合理的理由もうかがえない。そのため、追加される業務対象地域について、新たに別途契約を締結すべきであり、一般競争入札を行うか、随意契約の該当事由の有無を検討されるべきである。

7.課題・問題点（再委託契約について）

林業経営者等へのマネジメント研修業務

本契約は、中長期視点の森林整備の計画立案、持続可能な企業経営や人材育成等に必要な知識・技術の習得と意識の改革を図るための研修実施を業務内容とし、令和4年度の具体的な研修区分は、①次世代林業経営者研修、②管理部門職員研修、③コーチング能力養成研修としている。

そして、原則として再委託禁止とされているところ、研修区分の内①次世代林業経営者研修については、外部のコンサルティング会社において令和2年度及び令和3年度と同様の内容であることと良好に研修を実施した実績があることを理由に、本契約の締結日（令和4年

4月21日)から、わずか1週間後の同月28日に、再委託契約を県と協議し県が承諾している。

本契約は一般競争入札であり、結果として1社入札となっているものの、入札時の業務委託仕様書上も明確に再委託契約が原則禁止されているにもかかわらず、落札日(令和4年4月20日)から8日後、契約締結日から1週間後に再委託の申入れがされて承諾された。

8.指摘(再委託契約禁止の形骸化)

入札制度において、入札資格や契約内容及び業務仕様書等に基づいて入札するのであり、非常に重要な情報である。本契約では、業務仕様書において再委託等の禁止が明示され、再委託に際して発注者との間で協議し承諾が得られなかった場合が例外として認められる場合があるだけであって、発注者からの承諾が得られないことを想定して入札するのが通常である。

ところが、本契約では、令和2年度及び令和3年度も同一業者が研修実施していることを理由に、契約締結後のわずか1週間後に再委託が承諾されていることからすると、落札業者が再委託を行うことを前提としていたと想定できる。

さらに、再委託先の選定理由として、落札業者において①次世代林業経営者研修業務をなぜ担当できないかの理由についての言及が一切ない。また、当該委託先が令和2年度、令和3年度も良好に研修を実施していたことを再委託契約理由として挙げていることから見ると、過去の再委託契約に至った事象についての検証と改善を行っていないように考える。

このような状況では、新規参入者の入札を潜在的に阻害させてしまう恐れがあるため問題であると考えられる。

そもそも、①次世代林業経営者研修、②管理部門職員研修、③コーチング能力養成研修のうち①研修について再委託が可能なのであれば、①次世代林業経営者研修と、②管理部門職員研修及び③コーチング能力養成研修とを分ける形で、「①研修」「②研修と③研修」に業務を二分し、それぞれ入札を実施することにより、委託料の低減化を図ることも考えられる。再委託契約禁止を形骸化させないためにも、再委託契約についての詳細な理由書や再委託に至った経緯等を検証し改善していくことが必要である。

9.課題・問題点（十分な事前調査による参考区画の設定）

広島県緑化センター施設維持修繕事業トイレ改修工事

本件契約の請負工事は、一般競争入札の最低価格方式により落札されている。

ところが、当初の契約額が2,882万円であったにもかかわらず、2度の契約変更を経て4,575万4,500円となっており、請負金額は1.59倍に増加している。この請負金額が変更された主な理由は、アスベスト含有であることが事後的に判明し、また漏水対策を必要としたことにある。

この点、本契約の執行伺によれば平成10年2月13日林務部長通知「設計変更に伴う契約変更基準」を根拠としており、当初請負金額から30%を超える額の場合には、原則として別途契約を必要とする。もっとも、本契約については、同通知上の「現に執行中の建設業務と分離して執行することが著しく不適当な建設業務」に該当する場合には設計変更として処理をすることもやむを得ないとされているところ、本契約でも例外的に変更契約で処理されている。

ただ、現実に59%の請負金額の増加変更されており、この例外的処理によって、変更部分については、競争入札の範囲外となったことは、結局のところ県に過大な財政負担を生じさせたと評価できる。

10.意見（契約変更金額について）

最低価格方式による入札であったはずが、変更工事部分は事実上、見積合わせのない随意契約と同視できることとなり、県に過大な財政負担を生じさせる事態は、避けなければならない。

請負工事においては、多くの場合、執行中の建設業務と分離して執行できることが著しく不適当な建設業務に該当するケースは多いことが考えられ、安易に工事変更（とりわけ請負金額の変更）を許容することは、その落札時のモラルハザード（当初契約は最低価格で落札しておき、契約変更時に利益を回収することを念頭に置いた入札）を招く。

そうであれば、安易に工事変更が認められるべきではなく、そもそも十分な事前調査を行った上で参考価格が定められるべきである。

また、事前調査を行ったにもかかわらず、平成10年2月13日林務部長通知「設計変更に伴う契約変更基準」に沿った軽微な設計変更に伴うもの以外のもの（ア 建設工事：変更請負代金額が3,000万円又は当初請負代金額に対して30%を越える増額。）に該当した場合には、その様な事態に陥らないための再発防止策が具体的に検討されるべきである。

11.課題・問題点（裁判管轄の規定）

業務委託契約約款及び建設工事請負契約約款

県が業務委託契約や請負工事契約を締結する際には、定型的に業務委託契約約款や建設工事請負契約約款を添付する方式を採っている。

これらの契約約款において、契約当事者に紛争が生じた場合の解決方法として斡旋や調停を主としている。

当然ながら、民事訴訟提起による裁判により紛争解決が図られることも一般に存在するところ、訴訟提起をした場合の裁判管轄の規定がない。

裁判管轄の規定がない場合には、県を委託者や発注者とする契約である一方、当事者が県外を所在地とする事業者の場合には県外の裁判所で裁判が行われることが当然に想定されることとなり、県の担当者が県外の裁判所までの出張を要する等、その旅費や日当等の経費支出が過大となる。

12.その他（裁判管轄について）

定型の業務委託契約約款及び建設工事請負契約約款のいずれにも、訴訟による紛争解決となった場合の裁判所として、広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判所（民事訴訟法 11 条参照）とする旨の条項を加えるべきである。

<地方機関の契約>

随意契約の事由該当性（施行令 167 条の 2 第 1 項 5 号）について

【随意契約（5号緊急）※入札なし】

番号	事業の名称	対象災害	当初契約時期	契約金額 (当初)	契約金額 (最終)	変更回数	変更割合	完成検査日	所管部署	地方機関
1	令和3年度 治山施設機能強化事業 応急対策工事 No. 108	R3.8豪雨	R4.3.28	6,545,000	7,834,200	2	20%	R4.8.2	森林保全課	西部
2	令和3年度 治山施設機能強化事業 応急対策工事 No. 109	R3.8豪雨	R4.3.4	2,486,000	5,195,300	1	109%	R4.4.27	森林保全課	西部
3	令和3年度 治山施設機能強化事業 応急対策工事 No. 110-2	R3.8豪雨	R4.4.4	10,450,000	20,512,800	1	96%	R4.9.15	森林保全課	西部
4	令和3年度 治山施設機能強化事業 応急対策工事 No. 112	R3.8豪雨	R4.3.28	3,602,500	8,130,100	2	126%	R4.8.19	森林保全課	西部
5	令和3年度 治山施設機能強化事業 応急対策工事 No. 113	R3.8豪雨	R4.4.4	26,895,000	43,883,400	1	63%	R4.9.9	森林保全課	西部
6	令和3年度 治山施設緊急点検調査業務 No. 107	R3.8豪雨	R4.3.10	2,596,000	5,156,800	2	99%	R5.3.27	森林保全課	西部
7	令和4年度 治山施設機能強化事業 災害復旧工事 No. 101	R3.8豪雨	R4.5.23	4,840,000	9,812,000	1	103%	R4.7.13	森林保全課	呉
8	令和4年度 治山施設機能強化事業 山腹工事 No. 101	R4.3降雨	R4.9.1	1,733,600	3,664,100	2	111%	R4.11.28	森林保全課	東広島
9	治山施設機能強化事業 溪間工事 No. 105	R3.8豪雨	R3.11.1	9,900,000	57,575,100	4	482%	R4.9.28	森林保全課	東部
10	過年発生災害農林水産施設復旧事業崩土除去工事 No. 207	R3.7豪雨	R4.6.7	7,700,000	9,022,200	1	17%	R4.10.13	森林保全課	尾道
11	現年発生災害農林水産施設復旧事業崩土除去工事 No. 204	R3.7豪雨	R4.2.7	21,175,000	29,756,100	1	41%	R4.6.7	森林保全課	尾道
12	現年発生災害農林水産施設復旧事業崩土除去工事 No. 206	R3.7豪雨	R4.2.7	9,350,000	12,139,600	1	30%	R4.6.7	森林保全課	尾道

13.課題・問題点（随意契約5号について）

自治法 234 条に基づき随意契約によることが出来る場合について施行令 167 条の 2 第 1 項 1 号～9 号として列挙されており、同条項 5 号は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」とされている。

緊急の必要により随意契約が認められているのは、災害等により、競争入札の契約手続きを採ることで時期を失い、あるいは契約の目的を達成することができないことで、市民生活に支障をきたし、あるいは市民の生命・身体・財産等に多大な不利益を及ぼすおそれがあり、これを回避する必要から規定されているものである。

ところが、第 5 号を随意契約の理由に挙げているのにも関わらず、相当の時間を経過しているものが多数存在した。

安易に随意契約の締結を認めることは、かえって県に過大な財政的な負担を負わせかねない点で、問題である。現に、その契約金額と最終契約額を比べたときの変更割合が、大きい傾向にある。

例えば、令和3年8月豪雨災害に伴って生じた危険を除去するために令和4年3月に随意契約を締結している等、約7カ月もの期間が存在したのであれば入札を行う時間的猶予が認められるはずである。

14.意見（随意契約5号について）

緊急性が認められるのであれば、その被害の拡大防止等の意味において早急に対応されるべきであって、数か月もの時間的猶予があることは、かえって緊急性の要件を欠くとも考えられる。

随意契約の5号事由である緊急性があるのであれば、それに応じた契約等の手続が行われるべきであって、入札手続きに付したが応札者がいなかった場合でもないのに緊急を要する災害の発生から相当期間が経過している場合にまで緊急性と評価することは適切ではない。その場合には、原則通り迅速に競争入札手続を行うべきである。

15.課題・問題点（随意契約1号について）

随意契約の事由該当性（施行令167条の2第1項1号¹³）において、少額であることから随意契約が認められており、同号の該当性について県の契約規則により、その契約の種類及び金額については以下のとおりに定められている。

1 工事又は製造の請負	250万円
2 財産の買入れ	160万円
3 物件の借入れ	80万円
4 財産の売払い	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	30万円

¹³ 「売買,貸借,請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては,予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」

そのため、請負契約における随意契約は 250 万円以下であることを基準として、1 号事由該当を理由として随意契約が締結されている。

ところが、随意契約後に変更され、その結果、随意契約の 250 万円を優に超える額で最終的な契約が締結されているため、結果として 1 号事由に該当しなくなった契約が複数、存在する。

これでは、少額であるが故に競争入札の手續に付さず随意契約を認めた趣旨に反する結果となり、結果として県の財政負担が増加する問題が生じる。

16.意見（随意契約 1 号について）

少額であるがゆえに随意契約が認められたことの趣旨からすれば、その後に契約が変更された結果、1 号事由に該当しなくなったことが判明した場合には、随意契約締結の前提を欠くのであるから、そもそも安易に変更契約を許容するべきではない。

変更契約を要する場合には、施行令 167 条の 2 第 1 項 1 号以外の事由の該当性の有無も含めて、変更契約の可否を検討する等の慎重な対応が望まれる。

【入札後の変更割合30%超】

番号	事業の名称	入札方式	指名競争入札の場合の落札方式	指名競争入札者数	当初設計金額	落札価格	落札率	契約金額(最終)	変更回数	変更割合	所管部署
1	地方創生整備推進交付金 林道細見大塚線(大朝1工区)開設工事 No. 1	一般競争入札			87,870,200	85,800,000	98%	143,664,400	8	67%	林業課
2	森林資源循環利用林道整備事業 林道太田川林業地基幹線(吉和1工区)開設工事 No. 3	一般競争入札			71,698,000	70,400,000	98%	93,372,400	5	33%	林業課
3	地方創生整備推進交付金 林道細見大塚線(芸北5工区)開設工事 No. 2	一般競争入札			47,041,500	46,860,000	100%	130,127,800	4	178%	林業課
4	令和3年度 地方創生整備推進交付金 林道河内高野線(河内工区)開設工事 No. 3	一般競争入札			53,148,700	53,130,000	100%	89,760,000	4	69%	林業課
5	令和4年度 地方創生整備推進交付金 林道界谷小峠その2線(小峠工区)開設工事 No. 1	一般競争入札			68,118,600	67,430,000	99%	100,439,900	3	49%	林業課
6	令和4年度 地方創生整備推進交付金 林道河内高野線(河内工区)開設工事 No. 3	一般競争入札			51,920,000	51,700,000	100%	101,335,300	2	96%	林業課
7	令和3年度 治山施設機能強化事業 応急対策工事 No. 119-2	指名競争入札	最低価格	18	3,005,200	2,640,000	88%	5,670,500	3	115%	森林保全課
8	令和4年度 林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 8	一般競争入札			22,612,700	21,780,000	96%	73,936,500	1	239%	森林保全課
9	令和2年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 5-2	指名競争入札	最低価格	9	49,077,600	49,077,600	100%	92,296,600	6	88%	森林保全課
10	令和3年度(補正) 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 12	指名競争入札	最低価格	16	85,323,700	76,780,000	90%	130,640,400	4	70%	森林保全課
11	令和4年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 2	指名競争入札	最低価格	16	39,063,200	35,090,000	90%	76,953,800	2	119%	森林保全課
12	令和2年度 治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 17	指名競争入札	最低価格	12	66,346,500	63,030,000	95%	159,892,700	6	154%	森林保全課
13	治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 8	一般競争入札			69,422,100	62,370,000	90%	84,999,200	3	36%	森林保全課
14	治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 7	一般競争入札			77,830,500	69,960,000	90%	103,566,100	3	48%	森林保全課
15	治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間工事 No. 2	一般競争入札			65,822,900	64,350,000	98%	108,394,000	4	68%	森林保全課
16	地すべり防止事業 山腹工事 No. 4	一般競争入札			104,870,700	94,380,000	90%	129,941,900	5	38%	森林保全課
17	治山激甚災害対策特別緊急事業 測量設計業務 No. 6	指名競争入札	最低価格	8	4,731,100	4,488,000	95%	11,798,600	6	163%	森林保全課
18	治山事業測量業務 No. 107	指名競争入札	最低価格	8	1,859,000	1,760,000	95%	6,333,800	3	260%	森林保全課
19	機能強化・老朽化対策事業 溪間工事 No. 2	指名競争入札	最低価格	7	49,056,700	44,110,000	90%	110,298,100	4	150%	森林保全課
20	令和3年度 林地荒廃防止事業 山腹工事 No. 4-2	一般競争入札			61,164,400	55,000,000	90%	124,936,900	1	127%	森林保全課

17.課題・問題点(契約金額の増額について)

競争入札は、入札事業者同士の競争性が高まり発注者たる県の恣意性が排除されることから手続の透明性があることに加えて、経済的な価格で契約でき県の財政負担が軽減される点でメリットが大きい。

事業内容によっては、入札時に明らかとならなかった事情を理由として設計変更に伴い追加工事を要する場合も存在し、この場合、変更契約によって工事代金や委託料が増額することとなる。

もつとも、競争入札によって最低価格方式で落札された場合などは特に、その後の変更契約の際に新たに競争入札に付することは通常ないことから、競争性がない形での変更契約を締結せざるを得ず、結果として、県の財政的負担が増大する事態に陥る。

18.意見（入札後の変更契約金額の増額）

令和4年度の公共事業の執行については、令和4年3月31日付の農林水産局長通知により変更契約基準¹⁴が定められており、調査した限りでは、いずれの契約もこの基準に沿っている。

とはいえ、当初請負代金の30%を越える額になる場合が多く認められるところであり、その件数の多さや何度も変更されている契約も散見されることからすれば、競争入札時の予定価格を算定する際の調査が不十分であることの証左といえる。

最低価格方式の入札手続の場合、低価格の落札業者が、事後的な変更契約時に競争とならないがゆえに、その変更時に利益を回収する様な方法を探り得るとことも考えられる。

そのため、具体的に、令和4年3月31日付の農林水産局長通知が、2億円を請負額の基準の一つとして設定しているが、同基準が高額に過ぎ、また同通知が平成30年7月豪雨や令和3年7月・8月豪雨に伴う災害の早期復旧が求められる中での公共事業の円滑かつ効率的な推進が重要な課題となったが故の暫定的な通知と解すれば、令和5年度以降は、同通知を廃止することも含めた、抜本的な変更を検討すべきである。

19.課題・問題点（工事執行伺について）

「令和4年治山施設激甚災害対策特別緊急事業溪間工事 No.8-2」、 「令和4年治山施設機能強化事業災害復旧工事 No.101」における工事執行伺の文書で、工期・工期期間等の訂正を手書きで二重線を引くなどして訂正されていた。

-
- ¹⁴ 1) 増額となる請負代金が当初請負代金額を越えない範囲かつ2億円未満のもの。
2) 次年度以降に新たに執行する予定がなく、当該年度に一定区間が完了する工事については、増額となる請負代金が2億円未満のもの。
3) 当初、別途工事として発注を予定していたものの、既発注工事と一体で施工し効用を発現させる必要があるものについては、増額となる請負代金が2億円未満のもの。

20.意見（工事執行伺について）

工事執行伺は、県が行う工事の名前・工期・内容・工事区域等の記載がある行政文書である。工期が予定期間であるとしても、手書きでの修正または補足等は、いつ誰が行ったのかわからない。したがって、当該文書は過去の契約状況等を確認するためにも見返すこともあるから、修正・補足等を行う場合には、訂正日付や訂正印の押印等を行い対応していくことが必要である。

21.課題・問題点（事業費の単価基礎額の算定データについて）

「令和4年県営林事業・森林整備等業務」において、事業費の算定する際に、「高性能林業機械利用高度化マニュアル（林野庁2012）」に基づく単価基礎額を使用している。この基礎額は平成24年度のデータである。

22.意見（事業費の単価基礎額の算定データについて）

県からの回答は、マニュアル改正版が出ていないためこの資料を使用しているとのことであるが、10年以上前の平成24年での社会情勢に基づくデータを現在の算定額として使用することに疑問を感じる。より現在価値に等しいデータを使用できるよう働きかけることが重要であると考えます。

第 10 補助金

1. 補助金・負担金について

県が、補助金・負担金等を支出するに際しては「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（自治法 232 条の 2）と規定されていることが、法的な根拠となる。

そもそも、補助金について、以下の様に説明される。

「一般的には特定の事業，研究等を育成，助長するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。補助金は本来，地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが，一方では国の施策に基づき（市町村が都道府県の施策に基づいて行う場合もあるが）国から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある。・・・補助金を地方公共団体が支出するに当たっては規則，要綱，規定等を制定したうえで手続を明確にすることが求められる。」¹⁵

また，負担金については，「法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものであるが，これに区分されて支出されるものは多様なものが含まれる。特定の事業について，地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して，その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合がその一である。また，一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに，その負担区分により負担する場合がある。国と地方公共団体との間にみられる負担関係である。」と説明される¹⁶。

そして，この補助金・負担金について自治法が「公益上必要がある場合」と規定していることは，その公益上の必要性が単に県の主観ではなく，客観的な観点から支出されているかどうか，また規則・要綱等に基づいた支出がなされているかどうか重要となる。

¹⁵ 月刊「地方財務」編集局編「九訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説」349 頁以下（ぎょうせい 2020）

¹⁶ 月刊「地方財務」編集局編「九訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説」347 頁（ぎょうせい 2020）

2.調査の概要

令和4年度の広島県の補助金・負担金等の支出状況としては、補助金は15事業に対して、負担金は3事業に対して交付した実績がある。

【補助金】

事業名	交付金額(円)	交付先別
森林整備活性化資金利子補給事業	2,120,913	市町
林業労働安全等対策事業	160,000	団体(森林・林業関係団体)
森林整備地域活動支援事業	17,451,000	市町
苗木生産体制整備事業	9,685,000	団体(民間)
林業団体育成強化事業費	390,000	団体(森林・林業関係団体)
森林経営管理推進事業	18,384,000	団体(森林組合, 民間)
林業・木材産業等競争力強化対策事業	513,599,000	市町・団体(森林組合, 民間)
林道整備事業費	45,157,500	市町
育成林整備事業費(林道)	90,914,000	市町
育成林整備事業費(造林)	724,819,150	市町・団体(森林組合, 民間)
機能回復整備事業費(造林)	11,274,220	市町・団体(森林組合, 民間)
ひろしまの森づくり事業	941,733,186	市町・団体(一般社団法人, 任意団体)
小規模崩壊地復旧事業費	352,742,500	市町
過年発生災害林道復旧費	381,892,000	市町
現年発生災害林道復旧費	379,986,000	市町

【負担金】

事業名	交付金額(円)	交付先別
幹線林道整備事業費	136,867,552	国立研究開発法人森林研究・整備機構
民有林直轄治山事業費	233,156,689	林野庁
緑化活動推進事業費	3,050,000	(公財)広島県みどり推進機構 (会費 300 万円) ひろしまの森林づくりフォーラム (会費 5 万円)

そのうえで、このうち調査の効率性の観点から交付金額が 100 万円以上であるもの限定して調査した。

3.森林整備活性化資金利子補給事業

【補助金の概要】

事業名	森林整備活性化資金利子補給事業
根拠法令・要綱等	・ 広島県森林整備活性化資金制度利子補給補助金交付要綱 ・ 広島県補助金等交付規則
事業内容・目的	森林所有者の経営意欲を喚起しつつ森林施業の拡大、単層林から複層林への転換を促進し多様な森林の整備及びその担い手の育成・強化
交付先	市町

補助対象者	森林整備活性化資金と併用して造林資金又は施業転換資金を借り受けた者（市町）
財源	県の一般財源
予算額	231万8,000円
決算額	212万913円

4. 森林整備地域活動支援事業

【補助金の概要】

事業名	森林整備地域活動支援事業
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県森林整備地域活動支援交付金実施要領 ・ 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（国の要領） ・ 広島県林業関係事業（国庫関係分）補助金等交付要綱 ・ 広島県補助金等交付規則
事業内容・目的	森林法11条5項に基づき認定された森林経営計画の対象外の森林施業の集約化，森林の境界の明確化の促進や既存路網の簡易な改良
交付先	市町
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動の着実な推進を図るため市町長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町 ・ 森林経営計画作成促進，森林境界の明確化に対する支援の協定に基づき地域活動を行う者及び市町
財源	国及び県（県は一般財源）
予算額	1,745万1,000円

決算額	1,745万1,000円
-----	--------------

5.課題・問題点（森林境界について）

令和4年度は、庄原市と三次市を交付先とし、実際の補助対象者は協定を締結している森林組合等の団体であって市町ではなかった。

その事業に関して、森林境界の明確化に対する支援も対象であるところ、対象森林内において地域活動を行う場合に森林所有者等から同意を得る必要がある。

その同意書によれば「森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等に基づく適切な森林整備の推進を図るため林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）の別紙1のIの2の1の表中②の事業内容の規定に基づく「森林境界の明確化」を下記の森林において実施する。」ことについて同意することを示す署名捺印に留まる。

6.意見（森林境界について）

土地の個人所有者が森林境界を明確化することは困難であり、当該補助金事業によって境界が明確化されることで、森林整備地域活動支援事業をスムーズに行えることができる。一方、同意書の間伐同意期間中に土地所有者が変更、または土地売却等の変更があった場合でも、事業目的への協力を約する条項や同条項を設ける等を国及び林野庁へ働きかけていくことが必要であると考えます。

7.苗木生産体制整備事業

【補助金の概要】

事業名	苗木生産体制整備事業
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業関係事業補助金等交付要綱（国の要綱） ・ 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（国の要領） ・ 広島県林業関係事業（国庫関係分）補助金等交付要綱 ・ 広島県補助金等交付規則

事業内容・目的	<p>【コンテナ苗生産基盤施設等整備】</p> <p>低コストで安定的に供給するコンテナ苗生産基盤施設等の整備又はコンテナ苗生産の分業化を推進し、効率的な生産システムの構築に資するコンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備</p> <p>【早生樹等優良種苗生産推進対策】</p> <p>採種園等の造成・改良等</p>
交付先	団体（民間）
補助対象者	<p>【コンテナ苗生産基盤施設等整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業種苗法に基づく生産事業者等 <p>【早生樹等優良種苗生産推進対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定特定事業者等
財源	国
予算額	968万6,000円
決算額	968万5,000円

8. 森林経営管理推進事業

【補助金の概要】

事業名	森林経営管理推進事業
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル事業）実施要領 ・ 森林経営管理推進事業（県産材製品開発支援事業）実施要領 ・ 広島県補助金等交付規則 ・ 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱

事業内容・目的	<p>【林業リーディングモデル事業】</p> <p>県内林業経営者に対する持続的な林業経営を前提とした事業計画の検討や経営戦略立案，組織改革等を支援し中長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成する</p> <p>【県産材製品開発支援事業】</p> <p>新たな県産材の需要先確保の必要から，県内事業者がスギ・ヒノキ県産材を利用した製品開発の場合に経費の一部を助成し，新たな県産材の需要先を創出する</p>
交付先	団体（森林組合，民間）
補助対象者	<p>【林業リーディングモデル事業】</p> <p>(1)林業労働力の確保の推進に関する法律5条に基づく認定事業主のうち広島県内に本社（本店）を有する者であって，(2)施行令167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当しない者であること</p> <p>【県産材製品開発支援事業】</p> <p>(1)県産材を利用した製品を企画・製造又はそのいずれかを行う者であって，(2)本事業に係る行為において法令を遵守することを誓約できる者</p>
財源	県の一般財源（森林環境譲与税）
予算額	1,870万円
決算額	1,838万4,000円

9.課題・問題点（林業リーディングモデル事業について）

本事業のうち「林業リーディングモデル事業」は令和元年度から実施が開始された事業である。実施要領によれば，交付する経費対象は「経営戦略等策定」については，外部専門家（経営コンサルタント等）を活用した経営戦略の策定等を経費対象として，1補助事業者の

補助限度額を 600 万円としている。そして、令和 4 年度は 2 つの森林組合に限度額である 1,200 万円が交付されている（自己負担額 0 円）。

また、「実行管理計画等」については、事業により策定した経営戦略等を実行段階に移した後の個別目標の管理計画等の策定や実行のため、外部専門家への支出を経費対象として、1 補助事業者の補助限度額を 85 万円としている。そして、令和 4 年度は、1 つの森林組合と 1 つの民間会社に計 170 万円が支出されている（自己負担額 0 円）。

森林組合や民間会社は、本来、自ら中長期的な経営計画を策定し、自助努力によって経営基盤を安定させる様に行うべきであり、これらも踏まえて事業者同士が競争することによって技術革新や従業員の待遇改善につながるのもであって、補助金を過剰に交付することは、かえって事業者の自助努力の動機付けを失わせることに繋がりにかねない。

また、実施要領によれば改善状況報告を事業が完了した年度の翌年度から起算して 3 年間の取組実施状況の報告が義務付けられているところ、経営計画の策定が中長期的な視点が求められているのであるから 3 年間は短期といえる。

10.意見（林業リーディングモデル事業について）

(1) 林業経営者は、持続的に林業を営むべく事業計画を立案検討することを当然に行っている。それにもかかわらず、補助事業として経営コンサルタント等へ多額の補助金を交付して経営戦略の策定等を行うことは、本来、林業経営者が負担すべきところである。

したがって、その利益は、補助事業者に全て帰属するのであるから、「実行管理計画等」についていえば、要する経費の 2 分の 1 とする等相応額の自己負担を補助事業者に求めることが必要であると考えられる。

(2) 本事業は、そもそも中長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成する事を目的としている。実施要領では、事業完了年度の翌年度から起算して 3 年間の経営改善等の取組を継続して実施し報告することを原則とするが、中長期的な視点で策定されたはずの取組が 3 年（最長 5 年）では、短期に過ぎる。

中長期的視点に基づいた事業計画が策定されるはずであるから、少なくとも 10 年間の報告を義務付けるべきである。

11.林業・木材産業等競争力強化対策事業

【補助金の概要】

事業名	林業・木材産業等競争力強化対策事業
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県スマート林業技術等導入支援事業実施要領 ・ 林業・木材産業等競争力強化対策事業（合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策）実施要領 ・ 広島県林業・木材産業等競争力強化対策事業（林業成長産業化総合対策）実施要領ほか
事業内容・目的	<p>【スマート林業技術等導入支援事業】</p> <p>林業の生産性や安全性向上のため林業経営体等によるICTを活用したスマート林業技術等の導入やオペレーターの育成等の推進を図る</p> <p>【合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策】</p> <p>合板・製材・集成材等の競争力を高めるための加工施設の効率化，競争力のある製品への転換，原木供給の低コスト化等を通じた体質強化を図るための取組等に対して支援を行う</p> <p>【林業成長産業化総合対策】</p> <p>間伐材等の安定供給の確保，森林の整備・保全の推進，林業の持続的かつ健全な発展，木材利用及び木材産業体制整備の推進のための取組等に対して支援を行う</p>
交付先	市町・団体（森林組合，民間）
補助対象者（令和4年度実績）	<p>【スマート林業技術等導入支援事業】</p> <p>森林組合・民間会社</p>

	<p>【合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策】</p> <p>市・森林組合</p> <p>【林業成長産業化総合対策】</p> <p>民間会社</p>
財源	国
予算額	9億5,155万円
決算額	5億1,359万9,000円

12.林道整備事業

【補助金の概要】

事業名	林道整備事業
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県単独林道整備事業実施要領 ・ 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱 ・ 広島県補助金等交付規則
事業内容・目的	森林整備の促進や通行車両の安全確保等を目的として林道開設、改良及び舗装を行う
交付先	市町
補助対象者	市町
財源	県の一般財源
予算額	4,515万7,500円
決算額	4,515万7,500円

13.育成林整備事業（林道）

【補助金の概要】

事業名	育成林整備事業（林道）
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境保全整備事業実施要綱（国の要綱） ・ 広島県林業関係事業（国庫関係分）補助金等交付要綱など
事業内容・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として森林施業のために利用する恒久的施設として地方公共団体等が行う林業生産基盤整備道（木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応できる基幹となる林道であって、国の定める基準に適合するもの）や林業専用道（普通自動車（10トン積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワーダ等）が走行可能な構造を有し、林内の木材輸送の中核的な役割を果たす林道であって、国の指針に基づいて都道府県が定める指針に適合するもの）等の整備 ・ 林道施設を適切に管理するための林道施設の塗膜に含まれる PCB の調査、処理等
交付先	市町
補助対象者	市町
財源	国及び県（県は一般財源）
予算額	9,091万4,000円
決算額	9,091万4,000円

14. 育成林整備事業（造林）

【補助金の概要】

事業名	育成林整備事業（造林）
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境保全整備事業実施要綱（国の要綱）

	・広島県林業関係事業（国庫関係分）補助金等交付要綱など
事業内容・目的	森林法 11 条に定める森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う，搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道（継続的に使用される作業道であって，国の指針に基づいて都道府県が定める指針に適合するもの）の開設等
交付先	市町・団体（森林組合，民間）
補助対象者（令和 4 年度実績）	市町・森林組合・一般財団法人，民間会社
財源	国及び県（県は一般財源）
予算額	11 億 3,164 万 6,000 円
決算額	7 億 2,481 万 9,150 円

15.課題・問題点（予算と決算）

予算 11 億 3,164 万 6,000 円であるのに比して，決算額は 7 億 2,481 万 9,150 円と，その差額の 4 億 682 万 6,850 円が翌年度に繰り越されており，その額は過大で問題である。

16.意見（予算と決算）

当初の政策遂行のために策定された予算編成や当該事業を遂行すべき需要の乏しさに原因があるのか検証し，乖離の少ない予算を策定されるべきである。

17.機能回復整備事業（造林）

【補助金の概要】

事業名	機能回復整備事業（造林）
根拠法令・要綱等	・森林環境保全整備事業実施要綱（国の要綱）

	・広島県林業関係事業（国庫関係分）補助金等交付要綱 など
事業内容・目的	自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によって適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止等の観点から成林させることが必要な林地や気象害等の被害を受けた森林及び国民生活等に重要な生活基盤の関連施設の周辺の森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定に基づき実施する森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林や重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等
交付先	市町・団体（森林組合、民間）
補助対象者（令和4年度実績）	森林組合
財源	国及び県（県は一般財源）
予算額	1,413万8,000円
決算額	1,127万4,220円

18.ひろしまの森づくり事業

【補助金の概要】

事業名	ひろしまの森づくり事業
	<ul style="list-style-type: none"> 【補助金事業】 1. 環境貢献林整備事業 <li style="padding-left: 2em;">2. 県産材消費拡大支援事業 <li style="padding-left: 2em;">3. 森林病虫害被害対策事業 【交付金事業】 1. 里山林整備事業

	<ul style="list-style-type: none"> 2. 里山保全活用支援事業 3. 森林・林業体験活動支援事業 4. 特任事業 <ul style="list-style-type: none"> ア. 地域資源保全活用事業 イ. 里山防災林整備事業 ウ. 里山林課題解決推進事業 エ. 森林・林業体験活動支援事業 オ. その他 5. 事業推進費 6. 基金造成費
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱 ・ ひろしまの森づくり事業（交付金事業）実態要領 ・ 環境貢献林整備事業実施要領 ・ 県産材消費拡大支援事業実施要領 ・ 広島県森林病虫害被害対策事業実施要領 ・ 広島県補助金等交付規則など
事業内容・目的	<p>県土の保全や水源のかん養の公益的機能を有する森林から全ての県民が恩恵を受けているとの認識の下、森林を県民の財産として守り育て次の世代に引き継ぐことを目的とした森林の公益的機能の維持増進等を図る</p>
交付先	市町・団体（一般社団法人，任意団体）
補助対象者（令和4年度実績）	市町・ひろしま「山の日」県民の集い実行委員会などの任意団体
財源	県の一般財源（ひろしまの森づくり県民税）
予算額	9億6,485万9,000円

決算額	9 億 4,173 万 3,186 円
-----	---------------------

19.課題・問題点（交付決定後の変更について）

ひろしまの森づくり事業（交付金事業）の実施要領によれば，交付金額の増減の変更や交付決定後の事業の新設がなければ，軽微な変更とされて事業内容の変更時の知事の承認は不要とされている。

例えば，令和4年度の世羅町の交付決定額と実績報告額は，以下の通りである。

事業名	交付申請・決定額	実績報告額
里山林整備事業	9,000,000 円	8,732,000 円
里山保全活用支援事業	166,000 円	166,000 円
森林・林業体験活動支援事業	3,400,000 円	5,087,000 円
事業推進費	1,434,000 円	15,000 円
計	14,000,000 円	14,000,000 円

交付申請及び交付決定額と実績報告額が異なっており，事業推進費の差は，もっとも顕著である。

これについて，事業推進費として使用されなかった交付金が森林・林業体験活動支援事業に充てられたことが分かる。交付決定額の総額に変更がなければ県知事の承認を要する事業変更にあたらないため実施要領上は問題ない。

ところが，世羅町から提出の実績報告書からは，森林・林業体験活動支援事業が，当初の交付決定額 340 万円から 508 万 7,000 円に増額した理由は明らかでない。

交付決定額の変更，とりわけ増額のみならず減額の場合も県知事承認を要することとなれば，交付決定を受けた側からすれば，たとえ当初の交付決定時に予定されていた事業を実施しないこととなったとしても，その手続きの簡便さから，交付決定額全てを別の事業に無理にでも振り分け費消しようと考えても不思議ではなく，それは事業費の無駄な支出につながりかねない。

20.意見（交付決定後の変更について）

ひろしまの森づくり事業（交付金事業）の交付決定額の増減の変更がない場合であっても、事業毎に、その実績が交付決定額と異なるのであれば、なぜ、そのような変更が生じたのか、単に事業実績に留まらず、交付先に報告を求めるべきである。

加えて、交付決定額の増加のみならず減少の場合にまで、県知事の承認を要する変更にあたることは、その手続きの煩雑さから必要以上の事業費の費消の動機付けとなり得る。ひろしまの森づくり事業費の財源が、ひろしまの森づくり県民税条例に基づき徴税している、ひろしまの森づくり県民税であるという性質からしても事業費支出は、抑制的に考えられるべきであって、交付決定額の減少の場合には県知事の承認を不要とする等、無駄な事業費支出とならないよう、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領の改訂も検討されるべきである。

21.小規模崩壊地復旧事業

【補助金の概要】

事業名	小規模崩壊地復旧事業
根拠法令・要綱等	小規模崩壊地復旧事業実施要領 広島県補助金等交付規則 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱
事業内容・目的	荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事 又は松くい虫被害等のため倒木により災害を助長するおそれのある箇所の予防的工事を行う事業
交付先	市町
補助対象者	市町
財源	県の一般財源（緊急自然災害防止対策事業債を適用）
予算額	3億5,274万2,500円
決算額	3億5,274万2,500円

22.過年発生災害林道復旧事業

【補助金の概要】

事業名	過年発生災害林道復旧事業【林道施設災害復旧事業】
根拠法令・要綱等	・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・広島県林業関係事業（国庫関係分）補助金等交付要綱第
事業内容・目的	被災した林道を早期に原形に復旧することによって林道機能の回復を図る
交付先	市町
補助対象者	市町
財源	国
予算額	3億8,189万2,000円
決算額	3億8,189万2,000円

23.現年発生災害林道復旧事業

【補助金の概要】

事業名	現年発生災害林道復旧事業【林道施設災害復旧事業】
根拠法令・要綱等	・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・広島県林業関係事業（国庫関係分）補助金等交付要綱第
事業内容・目的	被災した林道を早期に原形に復旧することによって林道機能の回復を図る
交付先	市町
補助対象者	市町

財源	国
予算額	6億284万7,000円
決算額	3億7,998万6,000円

24.幹線林道整備事業

【負担金の概要】

事業名	幹線林道整備事業
根拠法令・要綱等	国立研究開発法人森林研究・整備機構法 旧独立行政法人緑資源機構法など
内容	旧独立行政法人緑資源機構（平成19年度で廃止）が開 設した林道の受益に対する負担金を償還する
交付先	国立研究開発法人森林研究・整備機構
財源	県の一般財源
負担額	1億3,686万7,552円

25.民有林直轄治山事業

【負担金の概要】

事業名	民有林直轄治山事業
根拠法令・要綱等	森林法41条 森林法施行規則第78条1項
内容	民有林における治山事業は基本的に県が実施するが、 大規模な山地災害が発生し事業の規模が著しく大きい 場合、高度な技術を要する場合等で国土保全上特に重 要であるものは、国（林野庁）が直轄で事業を実施す るところ、県では平成30年7月豪雨により大規模な

	山腹崩壊が多数発生した東広島市の主要道路沿い3区域について直轄治山事業の対象とされている
補助対象作業	溪間工・山腹工
交付先	林野庁
財源	県の一般財源（一般公共事業債を適用）
負担額	1億3,686万7,552円

26.緑化活動推進事業

【負担金の概要】

事業名	緑化活動推進事業
根拠法令・要綱等	県が会員として各団体の規定に基づき会費を支出 (緑化活動推進事業としての要綱なし)
内容	(公財) 広島県みどり推進機構の会費 ひろしまの森林づくりフォーラムの会費
交付先	(公財) 広島県みどり推進機構【300万円】 ひろしまの森林づくりフォーラム【5万円】
財源	県の一般財源
負担額	305万円

27.課題・問題点（事業の内容と目的について）

県が（公財）広島県みどり推進機構とひろしまの森林づくりフォーラムの会員であることから会費が支払われている。これらの会費は、緑化活動推進事業の一環として支出しており、上記2団体の会員となっている。これは、（公財）広島県みどり推進機構は知事から指定を受け「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく「緑の募金活動」が実施できる唯一の団体として、また、ひろしまの森林づくりフォーラムは、県が主導して設立した県内の企業や団体等で行う「県民参加の森づくり」の推進・意識醸成のための組織であることから、

2 団体の円滑かつ効果的な事業を実施するためである。今後は緑化活動推進事業として他団体への加入はないが、負担金の交付について明確でないため、状況に応じて周知していく必要があると考える。

28.その他（事業の内容と目的について）

県が、緑化活動推進事業として行っているのが、この2団体のみであり、今後他の団体への加入等がないことから、負担金の内容を必要に応じて県民へ周知していく必要がある。

29.その他の補助金事業について

なお、上記事業のうち、森林整備活性化資金利子補給事業、苗木生産体制整備事業、林道整備事業、林道整備事業、機能回復整備事業（造林）、小規模崩壊地復旧事業、過年発生災害林道復旧事業、現年発生災害林道復旧事業、幹線林道整備事業、民有林直轄治山事業については、監査を行った結果、特に問題は見受けられなかった。

第 11 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況 の検討

本年度の包括外部監査の監査対象とした林業事業については、2015 年（平成 27 年）度の包括外部監査において監査対象に選定されている。

当該外部監査では、指摘事項又は意見が 85 件出され、平成 29 年 5 月 29 日付の「広島県報 定期第 41 号」において、上記のうち 87 件（うち林業に関連する項目 27 件）に対する農林水産局の措置状況が開示されている。さらに、2008 年（平成 20 年）度包括外部監査において、本年度包括外部監査に一部該当する事項があり、これについては平成 21 年 12 月 28 日付の「広島県報 定期第 101 号」にておいて、7 件（うち林業に関連する項目 3 件）に対する農林水産局の措置状況が開示されている。

以下では、過年度の包括外部監査での指摘・意見の内容、農林水産局の措置状況、今回の包括外部監査での検証結果を記載する。ただし、本年度の包括外部監査では農林水産局のうち、特に林業を特化して監査対象としているため、林業以外の項目については検証外としている。

なお、広島県文書等管理規則に定める書類の保存年限を超過している部分もあることから、当時の措置状況については文書によるヒアリングを主として確認することともに、外部監査における指摘や意見に係る現在の改善状況を確認することとした。

1.過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成27年度包括外部監査結果報告書

項目	監査の結果	措置の状況
第3 一般的事項に関する意見		
1.農林水産局全体に関する意見 (P38)		
	(1) 補助金, 委託料の確認作業について	
1	局で作成したチェックリストについて、活用されていない事業が散見されたため、積極的に活用すべきである。(意見)	対象全事業についてチェックリストの積極的な活用と、必要に応じた改善・更新を図るよう局内全体へ通知等を通じて促した。 また、一部の事業については、担当のみの確認作業にとどまっていたことから、決裁者まで内容を確認するよう促すなど、積極的な活用に努めているところである。
(2) 林業編における数値目標		
	イ.「素材生産量」の達成状況 (P43)	
2	目標達成には一層の政策努力が必要である。実現値の現状と課題を踏まえ、今後の解決策を具体化したうえで、十分な進行管理を行っていくべきである。(意見)	定期的に会議を開催するなど、関係機関において進行状況の確認、課題把握、今後の方針などの共有化・連携を図りながら、施策を推進しているところである (H28会議開催数4回)。
	ウ.「県産材製品販売量のシェア」の達成状況(P43)	
3	アクションプログラムにおいて、製品シェアが低迷していることを課題として策定しているのであれば、林業事業者と製材工場等との「取引量」と製品シェアとの相関関係について、十分なモニタリングを実施することにより、目標達成のための進行管理を行っていくべきである。	林業事業者や製材工場等へのヒアリングを通じて、取引量等のモニタリングを実施するなど、目標達成に向けた進行管理を行っているところである。 なお、平成27年度の木材安定供給協定量に8万㎡の目標に対して、98%にあたる7.8万㎡の実績であった。 また、平成27年度の県産材のシェアは、農林水産省/木材統計』を分析したところ、前年度の15%から17%に増加している。
	(6) アクションプログラムについて (P48)	
4	チャレンジプランからアクションプログラム策定期間までの達成度や数値比較できるものが十分に示されていない。また、どのようなCheckのもとで策定されたのかわかりにくい項目が散見される。状況・分析を明確に示した上で、推進体制当事者との連携が図れるような工夫が必要である。(意見)	チャレンジプランの主要な指標・実績については、県議会等を通じて開示するとともに、平成29年度施策及び予算案の概要(参考資料「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づくワーケーション、県HP掲載中)の中で主要項目について公開している。併せて、生産者団体等との情報共有や事業推進協議を進めているところである。
	(7) チャレンジプランの達成状況の開示 (P48)	
5	チャレンジプランをより有効に機能させていくために、県HPに年度ごとの実績値及び達成度を開示し、議論を活性化させていくべきである。(意見)	チャレンジプランの主要な指標・実績については、県議会等を通じて開示するとともに、平成29年度施策及び予算案の概要(参考資料「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づくワーケーション、県ITP掲載中)の中で主要項目について公開している。併せて、生産者団体等との情報共有や事業推進協議を進めているところである。

3. 県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立に関する事業		
(1) ひろしま林業ビジネスモデル実践プロジェクト		
ウ. 公共建築物等木材利用推進		
	②県産材PRの実施確認体制 (P85)	
6	補助金支給の対象として「PR効果が高い施設」を要件としているが、事業実施後にPR効果が発揮できているかを検証できていない。事業後の確認体制、方法を整えるべきである。 (指摘)	平成27年度中にテレビ、ラジオ、雑誌でのPRメニューや店内での掲示、Web媒体への掲載によるPRを確認した。
	③周知方法の特定 (P85)	
7	周知方法について、事業者が提出する事業計画書及び報告書には曖昧な記載が散見しているため、具体的な内容がわからない。書類上具体的に特定させるべきである。(指摘)	平成27年12月の調査に基づき、周知方法が曖昧な記載であったものについて明確にさせたところであり、平成27年度中にテレビ、ラジオ、雑誌でのPR、メニューや店内での掲示、Web媒体への掲載によるPRを確認した。
エ. 「ひろしま木造建築塾」の実施体制		
	②受講料の徴収対象者の範囲 (P86)	
8	受講生以外の参加者の受講料を無料とする根拠が乏しい。仮に、事業者間ネットワークの構築という政策目的を実現するため、受講生以外の参加者を無料にするとしても、根拠を明確にしなければならない。いずれにしても、契約書等で扱いを明記すべきである。(指摘)	今後、同様の事業を実施する際には、受講料の根拠を契約書等に明記するなど適切に事務処理を行う。
	③アンケートの実施状況 (P87)	
9	アンケートの実施については、各開催日で別の講師が担当していること等も勘察すると、開催日ごとの調査を実施させるべきである。(H27年度実施分は実行済み) (意見)	今後、同様な事業を実施する際には、平成27年度と同一な処理を行う。
7. 「多様な森林の整備と保全」に関する事業		
	(1) 県営林事業費特別会計 (P116)	
10	業務委託契約の検査において、検査調書が簡略な記載のみであり、実支出額の裏付けの確認がどのように行われたかわからない。検査調書に確認を行った書面を具体的に記載し、特定すべきである。(指摘)	平成27年度検査から実支出額の裏付けが確認できる勘定元帳、請負契約書などが明記された検査書類一覧表を作成し、検査調書に添付することとした。
	(2) 緑化センター管理費消耗品の管理状況(P117)	
11	広島県物品管理規則では消耗品は出納簿や使用等による管理が求められているが、それらが省されており、省略する根拠が不明である。円滑な業務の遂行の上で出納管理が困難である場合は、消耗品の管理方法を手当し、物品管理規則との齟齬を解消すべきである。(意見)	指定管理者が使用する消耗品に関しては、広島県物品管理規則に則り消耗品使用簿を整備した。ただし、購入後ただちに使用する物品については、同規則に則り記録を省略することができるため、指定管理者と協議し、取扱いについて周知徹底を図った。

(3) ひろしまの森づくり事業		
ウ. 県産材木製品普及促進事業		
	②県産材であることの確認状況 (P120)	
12	「県産材出荷証明書」等の確認資料が添付されていないケースがあるため、市町から徴収すべきである。(指摘)	平成28年度から要領に明記し、県産材利用が確認できる資料の添付を義務付けるとともに、市町担当者会議で資料の添付を指導することとした。
エ. 県実施事業		
	②支出の特定事業 (P121)	
13	収支予算書等には総額しか記載されておらず、各支出項目の具体的な内訳が書面上は不明であった。収支予算書等に具体的な支出内訳を明記させる等を行い、支出を具体的に特定させるべきである。(指摘)	平成27年度分から収支決算書を、平成28年度分から収支予算書を含め詳細な支出明細を明記する。
(5) 固定資産台帳の整備		
	イ.借受台帳(土地)の更新 (P134)	
14	定期的な現物との突合などによる確認を組織的な対応として行い、現物の廃棄等については、台帳への反映を適時に行うべく、業務フローを構築していくべきである。(指摘)	平成27年度中には現物確認を行い、台帳へ反映させた。今後とも現物と台帳の突合を実施していく
9. 公共工事		
	(5) 設計・契約変更に係るルールの運用状況(P141)	
15	個別の工事について、事業計画と実績について大きな乖離が生じる場合には、事後的に当初の事業計画の策定が精緻であったか責任究明が行われる仕組みをより明確化していくことが望まれる。(意見)	引き続き、事業計画の変更については、要綱等に基づき必要な手続きを行い、変更理由の妥当性について、適正に判断することとしている。
・西部農林水産事務所呉事業所		
	山地治山事業費 林地荒廃防止事業 山腹工事No. 9 (P154)	
16	決裁書類の中で別途契約の原則の例外に当たる具体的な事実を明示すべきである。(意見)	請負工事の設計・契約変更ガイドライン」、「設計変更に伴う契約変更基準」及び「変更理由書等作成マニュアル」を職員会議で周知した。今後は、変更執行伺い時に確認する。
・西部農林水産事務所東広島農林事業所		
	山地治山事業費復旧治山事業 溪間工事No.7(P155)	

17	<p>追加工事は当初契約金額を超えており、また、工期も100日近く延長されていること等を考慮すると、追加工事は別発注とすべきである。</p> <p>決裁書類に別途契約の原則に反しない理由が記載されていない。(指摘)</p>	<p>「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」及び「設計変更に伴う契約変更基準」等の順守、また、別途契約を行わない場合の理由の明確化等について、平成28年4月8日開催の林務課長等理由会議において説明し、再度周知を図った。また、設計・契約変更に係るルールについては、平成28年7月29日、8月1日に事業所内で開催した「行政監査指摘事項改善説明会」において、職員に対し監査指摘事項について説明、今後の事務での徹底を図った。併せて、変更理由書の記載については、平成28年7月6日付けで通知された「変更理由書等作成マニュアル」の趣旨を7月29日、8月1日開催の同会議で説明し、周知を図るとともに、今後、別途契約としない場合には、その理由を変更理由書に明示することを含め、変更理由書の記入方法についてはマニュアルに沿って行うことを徹底し、決裁時において確認して</p>
・ 東部農林水産事務所		
18	<p>山地治山事業費 復旧日治山事業 山腹工事No.1 (P156)</p> <p>決裁書類の中で別途契約の原則の例外に当たる具体的な事実を明示すべきである。(意見)</p>	<p>設計変更に伴う契約変更基準」の遵守について、平成28年度所内研修で周知徹底を図るとともに、今後は、策定された「変更理由書等作成マニュアル」により適正な執行に努めている。</p>
・ 北部農林水産事務所		
19	<p>山地治山事業費 復旧治山事業 山腹工事No.17 (P157)</p> <p>追加工事は執行中の工事と別工事であり、別途契約すべきかの判断は困難であるが、決裁書類に例外要件に該当する理由が全く記載されておらず、決裁者が例外の可否が検討された形となっていない。(指摘)</p>	<p>対応方針に従って、別途契約を行わない場合は、変更理由書に変更内容を記載することとしている。</p> <p>また、平成28年4月8日の林務課長会議後、監督員に周知徹底するとともに、農林水産局公共事業担当者会議においても、再度指摘事項の周知徹底が図られた。</p>
・ 西部農林水産事務所		
20	<p>道整備交付金 林道細見大塚線（芸北4工区）開設工事No.12 (P157)</p> <p>決裁書類に具体的な変更理由が明記されておらず、決裁者が別途契約の例外の可否を検討した形となっていない。(指摘)</p>	<p>今後は、別途契約を行わない場合は、変更理由書にその旨の理由を明確に記入することとしている。</p> <p>平成28年7月20,21日に開催された監査指摘事項説明会などにおいて、指摘内容の周知を図り変更理由書の記入方法を徹底した。</p>

・ 東部農林水産事務所尾道事業所		
	農山漁村地域整備交付金林道下津小世良線 開設工事No.5 (P158)	
21	執行事務等によりどの程度の工期が必要になるかという点について、具体的な事情を詳しく示すべきである。(意見)	平成28年4月26日及び28日に実施した監督員を対象とした研修において説明を行い、周知徹底を図った。
	(6) 個別の工事の検証まとめ (P161)	
22	広島県が策定し公開している「工事請貸契約に係る設計・契約変更ガイドライン(案)」等の変更契約に係るルールが適切に判断されていない、またはその過程が内部書類(変更理由書)において明確に示されていないことが見受けられる。 また、一般競争入札において図られるべき取引の透明性等が適正に追及されていないことに立ち返って考察し、より厳正な取り扱いが行われるべきである。(指摘)	平成28年4月26日及び28日に実施した監督員を対象とした研修において説明を行い、周知徹底を図った。 平成28年3月、4月に開催した次長会議等において、「設計変更に伴う契約変更基準」等の再周知を図った。平成28年6月30日に開催した公共事業担当者会議において、監督職員に「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」などの再周知を図った。 また、平成28年7月6日付けで「『設計変更に伴う契約変更基準』等の遵守について」を通知し、契約変更基準等の主旨を周知徹底した。 併せて、『変更理由書等作成マニュアル』を作成し、変更理由書のルール化を図った。上記マニュアルについては、各事務所において研修などを通じて徹底を図った
	(7) 2月補正予算を財源とした契約変更の取扱い(P162)	
23	通知による「分離して執行することが不相当」の取り扱いが不明瞭であるため、明確な整理が必要であり、本庁関係課における承認を必要とするなどの内部統制の整備を検討すべきである。(意見)	平成28年7月6日付けで「変更理由書等作成マニュアル」を通知し、変更理由書のルール化を図った。 上記マニュアルについては、各事務所において研修などを通じて徹底を図った。
	(8) 補正予算を財源とした工事の管理方法について(P163)	
24	2月補正の目的を認識のうえ、適切な期限まで執行した工事に関して対象とすべきである。 また、補正予算財源の一覧表を適切な承認のもとに作成しておき、組織的に管理していく方法を検討していくべきである。(意見)	平成28年7月6日付けで「変更理由書等作成マニュアル」を通知し、補正対応及び変更理由書のルール化を図った。 上記マニュアルについては、各事務所において研修などを通じて徹底を図った。
10.貸付金		
(1)木材産業等高度化推進資金事業		
	イ.実績報告書の提出状況 (P171)	
25	実績報告の提出が遅延している業者が見受けられるため、期限の順守及び日付の記載を指導すべきである。(指摘)	日付の記載された実績報告を、期限内に提出させた。引き続き、合理化計画の認定及び毎年の計画期末を迎える際に、実績報告の提出期限の順守及び日付の記載について指導していく。

平成 27 年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

(1) 項目 1 について

補助金や委託料の確認作業については、これについてのチェックリストの作成及び確認とその活用状況について確認した。

(結果)

チェックリストは、「補助金事業交付・実績申請者チェックリスト」「業務委託契約に係るチェック項目」を作成されており、書類名やチェック項目内容等の適正処理できるようにしている。

また、チェックリスト作成が必要とされる起案においては全て作成・添付し、決裁者がこれを確認している。なお、補助金のチェックリストについては全庁共有で使用されている。よって、改善は図られているものとする。

(2) 項目 2 について

「素材生産量」の達成状況について、目標達成のための実現値の現状と課題を踏まえた今後の解決策を具体化する進行管理を行っていくべきことに対して、県で行っている定期的な会議開催についてその内容と実施について確認した。

(結果)

令和 4 年度の中長期計画の目標達成に向けた関係機関との会議は以下のように開催されている。

- ・モニタリング計画の達成状況報告 5 回（農林水産局長に指標の達成状況等を報告）
- ・ワーク会議 3 回（農林水産事務所長に目標や取組等を説明し意見交換を実施）
- ・林務課長会議 4 回（農林水産事務所の林務担当課長に目標や取組等の説明と課題や対応等について協議）

素材生産量に係る目標については、前回の中長期計画の指標であるため、現在の中長期計画での位置付けはないが、令和 3 年度に目標としていたスギ・ヒノキの素材生産量 40 万 m³/年を達成している。以上のことから改善は図られているものとする。

(3) 項目 3 について

「県産材製品販売量のシェア」の達成状況に関するモニタリングの実施について確認すると同時に、令和 4 年度の木材安定供給協定量と県産材のシェアや木材統計を確認した。

(結果)

令和4年度の木材安定供給協定量は19.1万 m^3 であり、現在の中長期計画の令和4年度目標19万 m^3 を達成している。また、県産材のシェアについては、前回の中長期計画において指標として設定していたが、現在の中長期計画では指標として設定していないことから、令和2年度実績(17.5%)までしか調査を行っていない。

よって、おおよそ改善は図られていると考えるが、県産材シェアは補助金事業等で大きく関連することから引き続きのモニタリングの必要がある。

(4) 項目4.5について

アクションプログラムにおける主要な指標・実績の策定期間までの達成度や数値比較するために、生産者団体等との情報共有や事業推進協議の開催等について確認した。また、チャレンジプランの達成状況の開示のため、年度ごとの実績値及び達成度を開示し、議論を活性化させているかについて確認した。

(結果)

令和4年度における生産者団体等との会議により、情報共有を図るとともに意見交換を行っている。なお、開催状況については以下のとおりである。

- ・広島県森林組合連合会等2回
(出席者：広島県森林組合連合会及び県内15森林組合)
- ・苗木生産関係者1回
(出席者：広島県樹苗農業協同組合及び苗木生産事業者)
- ・一般社団法人広島県木材組合連合会1回
(出席者：広島県木材組合連合会)
- ・原木流通に係る関係団体1回
(出席者：森林管理署、(国研)森林研究・整備機構森林整備センター広島水源林整備事務所、広島県森林組合連合会)

以上のことから、指標や目標に対する情報交換等の機会を令和4年度でも行っていることから改善が図られているものとする。

(5) 項目 6・7 について

県の公共建築物等木材利用推進での事業実施後に PR 効果が発揮できているかの検証、産材 PR の実施確認体制について、令和 4 年度の状況確認を行った。

(結果)

公共建築物等木材利用推進事業については、平成 26 年度で終了しており、平成 27 年度は「措置状況の報告」のとおり PR 活動の取組状況を確認しているが、平成 28 年度以降は確認していないとの回答があった。しかしながら、「2025 年広島県農林水産業アクションプログラム（林業）」にて、県産材の流通・加工・利用の効果的なフローと社会において有効な資源として利活用されている姿を目指すことと策定していることから、引き続き過去に使用した県産材の構築物等の情報を長く PR することは有益と考える。

(6) 項目 8 について

「ひろしま木造建築塾」の実施体制について、受講料の徴収対象者の範囲と無料とする根拠を示す契約書等の確認を行った。

(結果)

ひろしま木造建築塾は、平成 27 年度に終了している。その後、住宅以外での木造設計を提案できる建築士を更に増加するため、令和 3 年度からは新たに建築士や学生を対象とした「木造建築セミナー」に取り組んでいる。

受講料については、建築士を対象とした木造建築セミナーについては 1 万円、学生を対象とした木造建築スクールは無料とし、その旨を契約書に明記していることから、改善が図られているものとする。

(7) 項目 9 について

前述のとおり、「ひろしま木造建築塾」終了後は「木造建築セミナー」を開催しているが当該セミナーについても引き続きアンケートの実施を行っているかどうかを確認した。

(結果)

木造建築セミナーについては、各講座において、開催日毎にアンケートを実施しているとの回答があり、改善が図られているものとする。

(8) 項目 10 について

「多様な森林の整備と保全」に関する事業において、業務委託契約の検査で確認した書面や実支出額の裏付けの確認がどのように行われたかを確認した。

(結果)

県から提示された令和 4 年度県営林事業森林整備等業務の検査内調書の書類を確認したところ、検査内訳書内に下記の記載があった。そのため、当該指摘事項については、改善が図られているものとする。

検査書類一覧表

検査区分	確認書類
木材生産事業費 (利用間伐)	位置図, 施業図, 作業道出来高図, 伐採造林届出書等, 請負契約書, 測量野帳, 完了写真
保育事業費	位置図, 施業図, 社会保険等加入実態状況調査票, 請負契約書, 測量野帳, 完了写真
木材生産事業費 (主伐)	
作業道補修等	請負契約書, 発注稟議書, 総勘定元帳
事務費等	総勘定元帳, 発注稟議書, 出張旅費精算書, 領収証書, 請求書, 切手支払簿
人件費	総勘定元帳, 発注稟議書, 出張旅費精算書, 領収証書, 賃金台帳

(県からの提供)

(9) 項目 11 について

緑化センターの消耗品の管理状況について、広島県物品管理規則 42.43.44 条に基づき、消耗品使用簿の作成と運用について確認を行った。

(結果)

県から提示された広島県緑化センターの消耗品管理台帳を確認した。台帳の作成と管理の確認ができたが、出納目的の欄の記載漏れがあった。また、物品の購入(受)と使用量(払)そして在庫量については、その単位がバラバラであるため、正確な在庫量が読み取れなかった。さらに、決裁者確認の欄については記載がなかった。そのため、消耗品使用簿の作成は改善されているがその運用については今少し改善の余地があるとする。

(10) 項目 12 について

県産材木製品普及促進事業においては、県産材であることの確認に県産材出荷証明書を必要としているため、その確認を行った。

(結果)

令和4年度では当該事業は実施していないため、確認できなかった。

(11) 項目 13 について

ひろしま森づくり事業において、県からの負担金が収支予算書等で明確な記載があるかどうか、支出内訳が明記されているかの確認を行った。

(結果)

県から提示された「令和4年度事業計画及び収支予算(案)」の中に令和4年度収支予算(案)説明資料があり、そこで各支出費用の内容と内訳欄に細かな明細の記載があった。また、別途に令和4年度プロジェクト事業積算内訳が作成されていることから、改善されていると考える。

(12) 項目 14 から 24 について

当該項目については、契約に関する問題点であり、本年度監査においても類似または同様の事項が見受けられた。

(結果)

この点については、「第9. 契約」を参照。

(13) 項目 25 について

木材産業等高度化推進資金事業は、資金の貸付を行う事業であることから、実績報告書の提出が必要である。この提出期限が順守されているかどうかを聞き取りした。

(結果)

令和4年度の当木材産業等高度化推進資金における事業者からの実績報告については、遅延なく適正に提出されているとの回答があり、そのことから改善は図られているものと考えられる。

平成20年度包括外部監査報告書

項目	監査の結果	措置の状況
No.35森林計画情報システム運用保守整備業務		
26	<p>【意見】</p> <p>CIOによる審査の下で、契約金額の妥当性の検証をすることが望ましい。</p>	<p>平成20年度の情報システム運用状況等調査検証において、CIOに対し、平成21年度のシステム運用に係る委託料等の予算措置について回答している。</p> <p>なお、平成22年度予算措置に当たっては、システム運用の委託料についての検証を事前にCIOに依頼することとしている。</p>
No.37 森林簿異動状況調査業務		
27	<p>①【意見】</p> <p>個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>① 平成21年度から、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載することとした。</p>
28	<p>②【意見】</p> <p>再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨、契約文言に明記すべきである。</p>	<p>② 平成21年度から、再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨、契約文言に明記することとした。</p>
No.45 県営林管理業務		
29	<p>①【意見】</p> <p>委託料は県との協議により、業務量と人員配置の見直しが行われ委託料の削減がなされてきているが、今後もこのような業務量と人員配置の見直しを続けることが望ましい。</p>	<p>① 今後も業務量等の見直しを継続することとしている。</p> <p>なお、平成21年度の委託料は13,450,000円（平成19年度の89%）となっている。</p>
30	<p>②【意見】</p> <p>再委託は、原則として禁止すること。例外的に再委託をする必要があれば、予め書面による承諾申請と承諾を要する旨契約文書に明記すべきである。</p>	<p>② 平成21年度から契約文言に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。 ・再委託をする場合には、予め書面による承諾を要すること。を明記した。

平成 20 年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

(14) 項目 26 について

森林計画情報システム運用保守整備業務における契約金額等の妥当性についてCIO（情報システム総括監）による検証等が行われているかを確認した。

(結果)

令和 4 年度においては、CIO という役職はなく、情報戦略担当部長に協議を行うよう要綱が改正されている。

県に確認したところ、森林情報共有システムの導入に際し、事前に情報戦略担当部長（旧CIO）と経費に加え、目的やシステム概要等について協議を行った後に、この内容に沿って開発を進めている。また、システム改修や保守についても同様の手順で進めている。

広島県情報システム開発運用要綱（R5.4.1 改訂）第 4, 5, 6 条に基づき、情報戦略担当部長へシステム開発、もしくは保守にかかる経費の妥当性について協議を行っている（予算申請前、運用保守着手前の 2 回）。以上のことから、改善が図られているものとする。

(15) 項目 27 について

森林簿異動状況調査業務上の契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守しているかどうかについて確認した。

(結果)

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、また広島県個人情報取扱委託基準に定める事項を記載した書類が存在していることから、改善が図られていると考える。

(16) 項目 28 について

再委託の承諾について、予め書面による承諾を要する旨と契約文言に明記があるかどうか確認をした。

(結果)

契約書類等の確認の結果、再委託申請書（再委託先・再委託申請の理由）、再委託承諾書（再委託の承認の条件）書類の確認ができたため、改善が図られていると考える。

(17) 項目 29 について

県営林管理業務の委託料の算定に関して、業務量と人員配置の見直しの協議を引き続き行っているかを確認した。

(結果)

県からの回答は次のとおりである。平成 25 年度における旧センターの民事再生に伴い、分収造林事業は公益的機能を持続的に発揮させるため県への移行手続きを行い、平成 26 年度から県営林として管理運営を開始した（当時の約 5,900ha から、旧センター林を併せた計約 22,000ha の管理運営に変更）。

現在は、県営林事業を一括して（一財）広島県森林整備・農業振興財団へ委託しており、当時とは事業規模が大きく変わっている（R4 実績：保育間伐 162ha、利用間伐 218ha など）。引き続き令和 4 年度に関しても実績値を表していることから、改善が図られているものとする。

(18) 項目 30 について

県営林管理業務における再委託は、原則として禁止しているかどうか、例外的に再委託が必要であれば、予め書面による承諾申請と承諾を要する旨契約文書に明記しているかどうかを確認した。

(結果)

この点については、「第9. 契約」を参照。

第 12 森林保険

広島県では、県営林特別会計において国立研究開発法人森林研究・整備機構の森林保険を契約している。

保険契約期間が令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、令和 4 年 4 月 22 日から令和 7 年 4 月 21 日まで及び令和 5 年 4 月 18 日から令和 8 年 4 月 17 日までの 3 契約である。

1. 森林保険契約の概要

森林保険契約の重要事項説明書によると以下のとおりである。

(1) 森林保険の内容

- ① 森林保険は、森林保険法に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構が保険者となって運営するものです。森林保険契約における保険金額、保険料率等の引受条件は、森林保険法第 5 条に基づき農林水産大臣に届出した内容によるものです。
- ② 森林保険は、森林に発生した火災だけでなく、台風による水害や風害等幅広い災害に対応できる保険です。ご契約いただきました森林に保険事故が発生したときは、森林研究・整備機構が保険金をお支払いいたします。

2. 契約内容

(1) 保険の目的（契約対象）について

保険の目的となることができる森林は、人工的に生立させた樹木の集団（一定の広がりの中に共存する関係を保ちながら生育しているもの。）であり、人工林施業により造成した森林（針葉樹、広葉樹は問いません。）及び天然林施業により造成した森林です。

ただし、以下の樹木は対象になりませんのでご注意ください。

イ ツツジ、アジサイ等の低木

ロ 庭木、街路樹等の森林とみなせない樹木

ハ 天然に生立している母樹等や契約締結後に天然に生立した樹木

ニ 契約締結後に捕植や改植した樹木

(2)保険契約書について

保険契約者とは保険契約を締結する方で、保険料の支払い義務を負う方をいいます。個人でも法人でも保険契約者になることができます。このことは、他人のためにする契約についても同様です。

① 被保険者(保険金の受取権者)について

被保険者は、保険の目的となる森林の所有者に限られます。

ただし、当該森林の所有に共有関係にある場合、当該森林の分収権者又は当該森林についての管理・処分の権原を有する者も被保険者になることができます。

② 面積について

保険に加入することができる森林の面積の下限は、0.01haです。上限はありません

③ 保険期間について

保険期間は、1年を単位として任意に設定することができます。

ただし、一以上の森林保険契約を締結している保険契約者が、当該森林保険契約を含む複数の森林保険契約（同一契約者かつ同一被保険者（複数の場合を除きます。）に限りません。）の保険期間の終期日同士又は終期日と年応当日（始期日の属する年の翌年以後の各年における当該始期日に相当する日をいいます。）前日を統一しようとする場合、保険期間に1年未満の端数期間を加えた新たな森林保険契約を締結することができます。

(3)保険金額について

保険金額は、樹種、林齢（森林の年齢、苗木を植栽した年を1年生とし、以後暦年で2年生、3年生と数えます。）別に森林研究・整備機構が1ha当たりの標準的な森林の価額（価値）として定めた保険金額の標準（別表第1）をお引受の上限とします(普通契約)。

分収林の場合はその保険金額に、分収林における被保険者の持ち分割合を乗じた額を上限とします。

また、保険金額はお引受の上限（標準金額）を100%として、付保率（標準金額に対する保険金額の割合）を設定することにより、予算に合わせた保険料を設定することができます。

※たとえば付保率50%の場合は保険金額の上限額の50%に設定することにより、保険料も50%になります。

(4)保険料

保険料は、森林の所在する都道府県，樹種，面積に応じて求められます。（別表第2）

3.保険金の支払い

(1)保険金の支払の対象となる損害

①に掲げる災害により，ご契約いただきました森林が②に掲げる損害を生じた場合に保険をお支払いします。

① 災害の種類

- イ.火災 山火事による損害
- ロ.風害 台風等の暴風による根返り，幹折れなどの損害
- ハ.水害 豪雨，洪水による埋没，流失などの損害
- ニ.雪害 豪雪等による根返り，幹折れなどの損害
- ホ.干害 日照り，乾燥による枯死などの損害
- ヘ.凍害 凍結，寒風，霜害による枯死などの損害
- ト.潮害 台風等の潮風，高潮による枯死などの損害
- チ.噴火災 火山噴火による焼損，幹折れ，埋没，根返りなどの損害

② 損害の種類

- イ.立木の生理的生立不能の損害 立木が枯死し又は再生不能となる損害
- ロ.立木の経済的生立不能の損害 イに掲げる損害以外の損害で，立木の経済的価値が現在及び将来にわたって著しく減殺されることが明らかなもの。

(2)保険金支払いの対象とならない損害

次に掲げる損害につきましては，保険金をお支払いいたしませんのでご注意ください。

- イ.倒木起し等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- ロ.植樹等の必要もなく，成林に支障のない程度の軽微な損害

(損害区域面積 0.01ha に満たない損害や実損面積 (損害区域面積×損害率) が 0.01ha に満たない損害が含まれます)

- ハ. 立木の枯損の主たる原因が、適地敵木の誤り若しくは苗木、植付、育休の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫獣害等によるものと認められる損害
- ニ. 1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害

別表第1 保険金額の標準

1ヘクタールにつき

林 齢	す ぎ	ひのき	針葉樹（すぎ及 びひのきを除 く。）	広葉樹
1年	1,010,000円	1,010,000円	800,000円	580,000円
2年	1,190,000円	1,190,000円	920,000円	670,000円
3年	1,440,000円	1,440,000円	1,080,000円	750,000円
4年	1,660,000円	1,660,000円	1,190,000円	840,000円
5年	1,880,000円	1,880,000円	1,310,000円	880,000円
6年	2,120,000円	2,120,000円	1,380,000円	930,000円
7年	2,230,000円	2,220,000円	1,440,000円	970,000円
8年	2,340,000円	2,330,000円	1,510,000円	1,150,000円
9年	2,590,000円	2,590,000円	1,680,000円	1,150,000円
10年	2,720,000円	2,720,000円	1,760,000円	1,150,000円
11年	2,720,000円	2,720,000円	1,760,000円	1,150,000円
12年	2,720,000円	2,720,000円	1,760,000円	1,160,000円
13年	2,720,000円	2,730,000円	1,760,000円	1,160,000円
14年	2,720,000円	2,730,000円	1,760,000円	1,170,000円
15年	2,730,000円	2,740,000円	1,760,000円	1,170,000円
16年	2,730,000円	2,750,000円	1,760,000円	1,180,000円
17年	2,730,000円	2,770,000円	1,760,000円	1,190,000円
18年	2,740,000円	2,780,000円	1,760,000円	1,200,000円
19年	2,740,000円	2,800,000円	1,760,000円	1,210,000円
20年	2,750,000円	2,820,000円	1,760,000円	1,220,000円
21年以上25年以下	2,750,000円	2,840,000円	1,770,000円	1,230,000円
26年以上30年以下	2,790,000円	2,990,000円	1,770,000円	1,310,000円
31年以上35年以下	2,840,000円	3,180,000円	1,770,000円	1,410,000円
36年以上40年以下	2,910,000円	3,430,000円	1,780,000円	1,530,000円
41年以上45年以下	2,990,000円	3,730,000円	1,780,000円	(以下同額)
46年以上50年以下	3,090,000円	4,090,000円	1,790,000円	
51年以上55年以下	3,200,000円	4,500,000円	1,790,000円	
56年以上60年以下	3,320,000円	4,960,000円	1,800,000円	
61年以上65年以下	3,460,000円	5,470,000円	1,810,000円	
66年以上	(以下同額)	6,040,000円	(以下同額)	
		(以下同額)		

別表第2 保険料率

クラス	齢級	保険料率（保険金額 1,000 円につき 1 年当たり）	
		針葉樹	広葉樹
A	1 齢級	3. 4 3 円	1. 7 2 円
	2 齢級以上	2. 5 7 円	1. 2 9 円
B	1 齢級	4. 2 9 円	2. 1 5 円
	2 齢級以上	3. 2 2 円	1. 6 1 円
C	1 齢級	5. 3 6 円	2. 6 8 円
	2 齢級以上	4. 0 3 円	2. 0 2 円

備考

Aクラスは、埼玉県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び沖縄県の区域とする。

Bクラスは、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県の区域とする。

Cクラスは、北海道、岩手県、栃木県、山梨県及び京都府の区域とする。

※ 齢級は、林齢を5年の幅でくった単位であり、苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1 齢級」、6～10年生を「2 齢級」と数えます。

【参考：林野火災発生件数の推移】

		(単位:件, ha)													
区分 \ 年	平18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令元	令2
件数	78	124	102	112	88	148	79	101	47	40	40	41	83	63	57
被害面積	133	39	13	30	19	14	59	16	11	8	8	3	23	40	7

資料：広島県森林保全課調べ

次の保険証券の保険期間は令和5年4月18日から令和8年4月17日までの3年間の契約である。

- ・ 保険証書によると契約件数は49事業地である
- ・ 保険料は3年分2,212,283円を一括払いしている。

県の県営林には、既存の県営林の他に、平成 26 年度から旧センターから引き継いだ分収造林がある。

県が土地所有者と締結した既存県営林の分収造林契約のサンプルを見ていくと、造林に係る樹木について、第三者から受ける損害に対する賠償金その他の金額は、その請求に要する費用を控除した残額の 10 分の 3 を広島県から土地所有者に支払うという条項があるが、森林保険に加入するという条項はない。

【現在契約している森林契約】

森林保険契約内訳書(普通)										頁	001/005	申込書番号	663800-504-00005-00
										証書番号	34-505-00005-00		
[保険の目的/内訳]													
被保者	内訳番号	〒	住所										
(名称)団体名			役職							氏名			
森林	所在地(市町村)	(大字/字/地番)											
	分収割合(%)	付保率(%)	(林小班)										
備考	樹種	林齢	面積	生立本数	ha当たり植栽本数	立木度	保険金額	払込保険料					
備考	CD	市町村CD	保険金額CD1	保険金額CD2	目下り	所有区分	施業区分	継続割引					
1	0001-0001	730-8511	広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁										
広島県										知事 湯崎 英彦			
安芸太田町										猪山向イ山 黒滝 323-2, 323-46, 323-59			
森林	70 %	30 %											
	ヒノキ	67 年生	2.40 ha	2,192 本	3,000 本/ha	1.00	3,044,160 円	27,153 円					
備考	CD	343684	F -	21	-	0	都道府県行造林		単層林施業		無		
2	0001-0002	730-8511	広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁										
広島県										知事 湯崎 英彦			
安芸太田町										猪山向イ山 黒滝 323-2, 323-46, 323-59			
森林	70 %	29 %											
	ヒノキ	64 年生	0.21 ha	192 本	3,000 本/ha	1.00	253,680 円	2,116 円					
備考	CD	343684	F -	20	-	0	都道府県行造林		単層林施業		無		
3	0001-0003	730-8511	広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁										

(森林保険証書から一部抜粋)

(原契約第 9 条の変更)

第 3 条 原契約第 9 条を次のように改める。

第 9 条 造林に係る樹木について、第三者から受ける損害に対する賠償金その他の金額は、その請求に要する費用を控除した残額の 10 分の 3 を甲から乙に交付する。

また旧センター林の分収造林契約のサンプルを見ると、昭和 63 年に旧センターの前身である財団法人広島県造林公社(甲)と土地所有者(乙)が締結した契約であるが、17 条に「造林木について植栽後 10 年間は、甲の名義で甲を保険金受取人として、森林保険に加入し、「甲が(保険料)を負担し、保険金は甲が請求し受領するものとする」とし、

「植栽後 11 年以降の造林木に関する保険加入については、甲乙協議して定めるものとする」とある。

(森林国営保険加入)

第17条 造林木について植栽後10年間は、甲の名義で甲を保険金受取人として、森林保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。

2 前項の保険料は、甲が負担し、保険金は甲が請求し受領するものとする。

3 甲は、前項の保険金を受領したときは、甲が引き継ぎ造林を行なう場合は、甲に帰属させこれを被災した造林地の再造林の費用に充てるものとし、この契約を解除する場合は、保険金から甲が負担した保険料金額並びに被災木の調査及び保険金の請求に要した経費を差引いた金額の100分の40を乙に支払うものとする。

4 植栽後11年以降の造林木に関する保険加入については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、造林に必要な融資を受けるために特に必要があるときは、甲は第1項及び第2項の規定の例により、保険に加入するものとする。

4.課題・問題点（森林保険の加入について）

県は、分収造林契約において、植栽後 5 年間から 10 年間は国営森林保険に加入しているため森林保険に加入するべきではあるが、県営林、旧センター林ともに、平成 11 年度から新たな植林は行われていない。

現在、森林保険に加入している理由を県に確認したところ、「分収造林の利用間伐後、風害に遭いやすいため、利用間伐後 3 年間は森林保険に加入している」との答えだった。県と土地所有者で協議がなされているわけではない。

なお、第 2 期広島県県営林中期管理経営計画によると以下のとおりである。

【施業時期】

区分	植栽・下刈・除伐	保育間伐（1回目）	保育間伐（2回目）	利用間伐（1回目）	利用間伐（2回目）	主伐
施業時期	1～15年程度	20年程度	30年程度	40年程度	50～60年程度	50～70年程度
施業の条件	-	7 齢級を優先して実施	同左 ※成立本寸が少ない場合は省略	立木の生長 アクセスの改善等	立木の生長 ※生長が早い場合は省略	立木の生長

5.意見（森林保険の加入について）

県と土地所有者が、森林保険に加入する根拠が明らかになっていない。災害等への対策として、森林保険への加入を積極的に行うための、両者の協議を取り決めていただきたい。

6.課題・問題点（付保率について）

保険金額は、標準金額を100%として付保率（標準金額に対する保険金額の割合）を設定できるが、令和5年4月18日から令和8年4月17日までの保険期間において締結している森林保険契約の付保率は、例えば広島県庄原市のある契約では21%、また尾道市のある契約では63%と、さまざまな率によって契約され一定ではない。

土地所有者との分取割合は、分取造林契約当初は、広島県と土地所有者との間で6:4の割合で締結されていたが、近年7:3とする契約変更が行われており、広島県の方取割合である7割にも、付保率が達していない契約を締結している。

7.意見（付保率について）

森林保険に加入することは大変意義があると思うが、付保率がまちまちで、災害に備えるというよりは、予算に応じてという側面が色濃く出ている。

災害に備える意味においては付保率100%で森林保険に加入すべきではないかと考える。県営林は現在約2万haが森林保険契約を締結している県営林の面積は702.16haとなっている。

森林保険に加入する理由として、利用間伐後は風害に遭いやすいとのことであるが、平成30年の豪雨災害のように予期せぬ災害に遭う可能性も存在する中、利用間伐後の事業地のみ森林保険に加入することが、妥当であるかどうかデータで確認されていない。予算に応じて保険に加入するのであれば、実際に災害が起こった時に、これまで投入された税金が最大限補填されない可能性がある。

森林保険に加入して災害に備える事は意義があるが、加入方法や根拠を整理する必要がある。

第 13 平成 30 年 7 月豪雨災害の現況の検討

1.平成 30 年 7 月豪雨による被災状況

梅雨前線により 6 月 28 日から日本各地で降り続いていた雨は、台風 7 号の影響による暖かく湿った空気の流入により 7 月 5 日頃から活発化し、さらに湿った南東風と南風が西日本付近で合流し極めて大量の水蒸気をもたらされた。このため、西日本から東日本にかけての広域で記録的な大雨となり、梅雨前線が北上して活動を弱めた 9 日までの間、計 11 府県で大雨特別警報が発表された。

死者・行方不明者157名 過去50年で最大の人的被害

<人的被害> (2023. 5. 31時点)

死 亡	152 (43) 名
行方不明	5名
合 計	157名

<住家被害> (2023. 5. 31時点)

全 壊	1, 176棟
半 壊	3, 632棟

死亡欄の () は災害関連死として認定された人数
(うち数)

<被害額>

(単位：百万円)

項 目	被害額 (推計を含む)
家屋、家庭用品等	125, 686
廃棄物処理 (土砂の撤去を含む)	25, 463
医療・社会福祉施設	3, 732
水道施設	3, 797
電気・ガス	非公表
公共交通関係	非公表
県内企業	435, 730
農林水産関係	87, 386
公共土木施設 (高速道路を除く)	108, 375
文教施設 (文化財含む)	1, 752
その他公共施設等	1, 218
計	793, 139

(出典：広島県「平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興プラン 進捗状況」(令和 5 年 6 月))

広い範囲で2日間あるいは3日間という比較的長い間強い雨が継続したことが特徴的で、24、48、72時間雨量の観測史上最大値を多くの地点で更新した¹⁷。気象庁は7月9日に、6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響による記録的な大雨の名称を「平成30年7月豪雨」と定めた。また、政府は、平成30年7月豪雨を含めた5月20日から7月10日までの間の梅雨前線及び台風による豪雨等による災害を、平成30年7月24日に激甚災害に指定した。

広島県でも、7月6日昼過ぎから7日朝にかけて豪雨が発生し、6日12時から7日12時の24時間降雨量は、南西部で300mm以上を記録した。この豪雨により、県内の広い範囲で土砂災害や河川の氾濫が多数発生し、県内の人的被害（死者・行方不明者数157名）及び物的被害（住宅全壊1,176棟、半壊3,632棟）は、過去に例を見ない規模のものとなった。

2.「平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」中間取りまとめ

林野庁は、平成30年7月12日に「平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」を設置し、学識経験者等からの意見を伺いつつ、現地の実態を把握し、山地災害の発生メカニズムの分析と検証を行ったうえで、今後の治山対策の在り方について検討を重ね、平成30年11月に中間取りまとめを公表した。

(1) 平成30年7月豪雨による山地災害の特徴と災害発生メカニズム¹⁸

平成30年7月豪雨による山地災害は以下のメカニズムによって発生し、広域かつ甚大な被害を及ぼしたものである。

¹⁷ 林野庁「『平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム』 中間取りまとめ」（平成30年11月）2頁参照。

¹⁸ 同上13頁参照。

- ① 広域において数日間こわたる比較的長時間（24時間、48時間、72時間雨量）の降雨によるものであるのが特徴であり、例えば、広島県山県郡安芸太田町では6月28日から7月8日までの11日間の総雨量が570mmに及んだ。これにより、風化しやすい花崗岩¹⁹等の火成岩類や崖錐堆積物²⁰等が堆積した脆弱な地質地帯における斜面では、斜面上部の表土層において地下水が上昇し、土層が著しく飽和して崩壊の発生につながった。近年、特に広島県では次谷²¹からの崩壊に加え、尾根部付近からの崩壊が目立っており、通常、尾根部は、山腹斜面に比べ傾斜が緩やかで土層厚が厚く崩壊が発生しにくい²²が、このような箇所でも崩壊が多発したことは、長時間続いた降雨による影響によるものと推定される。
- ② 尾根部付近からの崩壊が多く発生したため、流下距離が長く（例えば広島県では平均で465m）、多量の雨が降り続いたことにより溪岸、溪末を侵食しながら多量の土砂・土石が流下し、被害が大きくなった。
- ③ 崩壊深さは、根系の影響する範囲を超えた深さにまで及んだことが確認されており、これらの箇所では、森林の山地災害防止機能の限界を超えて崩壊が発生した。
- ④ 崩壊土砂の流下や、それに伴う溪岸・溪末浸食に伴い、森林内や溪流付近、風化土層内に点在していた2～3mの末風化の花崗岩の巨石（コアストーン）や末風化の流紋岩²²の巨石が落下したことにより、破壊力が増して治山ダムの損壊や下流保全対象への被害の拡大につながった。

治山ダムが一定の効果を上げていることも確認できたが、上記のようなメカニズムから発生する山地災害は、従来の治山対策のみでは被害を防止することが困難な状況となっている²³。

¹⁹ 花崗岩とは、石英、カリ長石、斜長石、黒雲母を主体とした深成岩。有色鉱物の割合が小さく、白っぽい大きな結晶が多いことが特徴である。

²⁰ 風化などにより結合力が低下した岩石が、急斜面を落下して形成された半円錐状の堆積物のことである。

²¹ 表土が厚く雨水が集まりやすい谷頭部の凹斜面のことである。「砂防基本計画策定指針（土石流・立木対策編）」では、集水地形のうち地形図上で谷野間口よりも奥行が短い地形が0次谷とされている。

²² マグマが地上または地上近くで急激に冷えて固まった岩石である。

²³ 林野庁「『平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム』 中間取りまとめ」（平成30年11月）14頁参照。

(2) 事前防災・減災対策を講ずる箇所を選定

近年、激甚な豪雨災害が増加傾向にあり、山地災害の発生リスクがある箇所全てにおいて短期間に対策を進めるのは困難である。このため、山地災害の発生のしやすさと保全対象に与える被害の大きさについてリスク評価を行い、合理的かつ効果的な事業個所の選定を行うとともに、対象地の地形、地質や流下のおそれのある巨石や流木の有無等に応じて適切に事業計画を策定する必要がある²⁴。

(3) 具体的な対策

平成30年7月豪雨等近年の豪雨に伴う山地災害の特徴的なメカニズム等を踏まえた対策として、ソフト対策の強化²⁵、コアストーンを含む巨石等への対策²⁶、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等の対策²⁷、流木対策²⁸、複合防御型治山対策²⁹が挙げられる。

3.「平成30年7月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」の策定

県では、平成30年7月豪雨災害発生直後に策定した「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に基づき、林野庁の治山対策検討チームによる中間取りまとめに沿って、

²⁴ 同上15頁。

²⁵ 関係機関や地域住民と連携しつつ、都道府県及び市町村が地域防災計画に基づいて実施する警戒避難体制の整備に貢献する対策。

²⁶ ロープネット・ワイヤーネットの固定等による落下予防工，落石防護工（高エネルギー吸収柵式），巨石流下にも対応した治山ダム等の設置。

²⁷ 保安林の適正な配備，間伐等による森林の適切な密度管理等により森林の山地災害防止機能を持続的に発揮させるとともに，森林の有する山地災害防止機能の限界を超えた災害に対応するため，斜面の安定性を向上させる補強土工，表面浸食の防止や土砂の移動を抑制するための土留工や柵工，山腹斜面が集水地形であるときは水路工，湧水等が確認される場合は暗渠工等の山腹工をきめ細かく施工することなどを積極的に検討する。また，根系の到達しない風化層内での崩壊が予想される場合には，崩壊が予想される層とその下の岩盤等を結び付けるためのアンカー工や杭工についても現場に応じて採用する。このほか溪流部の脆弱な地質地帯では，治山ダムを階段状に設置し浸食を防止する。

²⁸ 流木捕捉式治山ダムの設置等の流木対策を計画的に進める。

²⁹ 溪流の発生区域，流下区域，堆積区域の特性や，地形，脆弱な地質の分布などの施工地の条件に応じて，再整理し，前述の対策を有機的に組み合わせて山地災害を効果的に防御する複合防御型治山対策を実施する。

県における治山事業の現状と課題を整理するとともに、今回の災害で損壊した治山ダムの被災原因に関する調査を行ったうえで、「平成 30 年豪雨災害を踏まえた治山対策方針」を策定した³⁰。

(1) 山地災害の概要

県は災害直後から関係市町と連携し、山腹崩壊や土砂流出などの山地災害被害箇所の現地調査を行い、被害は東広島市や呉市など 13 市 7 町の広範囲にわたり、被害箇所は 1,338 箇所（小規模な崩壊を除くと 708 箇所）確認された。調査の結果、治山ダムについても多くのダムで土石流が越流し、また、6 基の治山ダムで損壊が確認され、下流に被害が及ぶ結果となった³¹。治山施設の損壊等の被害が発生したことから、県内 7,734 基の治山ダムのうち、山地災害の多かった県中南部地域において既設の治山ダムの損壊等の有無を確認するため、3,369 基の治山ダムを対象に緊急点検を実施した³²。これらの調査・点検により応急対策が必要であることが明らかとなった箇所については、二次災害防止のための土砂や流木の撤去、大型土嚢の設置を随時進め、平成 30 年 12 月末までに 84 箇所で行った³³。

(2) 治山ダム被災原因の調査

平成 30 年 12 月から平成 31 年 2 月にかけて、平成 30 年 7 月豪雨災害により被災した治山ダム 8 基（呉市 5 基，東広島市 3 基）を対象として、災害発生状況と被災状況を現地調査したうえで、関連する因子（地質，土質，発生源の数，流量の大小，巨石の有無，流心の位置，合流の有無，流下勾配，堆砂余裕の有無，堤体構造）と照合することにより、被災原因の抽出を行った結果は以下のとおりである。

³⁰ 広島県「平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」（平成 31 年 3 月）1 頁参照。

³¹ 同上 2 頁参照。

³² 同上。

³³ 福田 淳「特集：平成 30 年 7 月豪雨災害 I 広島県における『平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえた治山対策方針』の策定」『水利科学』372 号（森林科学研究所・2020）4 頁参照。

【治山ダム被災原因】

主な因子	被災原因
土質	治山ダムに堆砂するマサ土は、土石流の流下に伴い侵食又は流動化した可能性がある。
土石流量	流域内に複数の崩壊発生源が想定される場合、土石流量が大きくなった可能性がある。
流心	土石流が蛇行して流下した場合、流心付近で流下エネルギーが大きくなった可能性がある。
流下勾配	土石流の流下勾配（湾曲部における外側の斜面に乗り上げた後の落下勾配等も含む）が急な箇所はエネルギーが大きくなる。
堆砂余裕	堆砂余裕が大きい場合は、堤体に作用する土石エネルギーが大きくなった可能性がある。
打継目	堤体に土石流流体力等の外力が加わると、伸縮継目や水平打継目が弱点となった可能性がある。

（出典：広島県「平成30年7月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」（平成31年3月）

(3) 復旧・復興に向けた事業計画

前述のとおり、平成30年9月に「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定し、治山事業に関しては緊急点検や応急工事を進めつつ、平成30年度から31年度は「災害関連緊急治山事業」を、平成31年度以降は「治山激甚災害対策特別緊急事業」を実施することとした。

区分	H30年度	H31・R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
治山関係 復旧事業	治山施設の緊急点検					
	災害関連緊急治山事業等					
	59箇所					
	176箇所					
	治山激甚災害対策特別緊急事業等(～2023)					
	小規模崩壊地復旧事業等(県単独事業)					

○災害関連緊急治山事業による復旧状況



溪間工(広島市)



溪間工(福山市)



山腹工(東広島市)

平成31年1月には、「平成30年7月豪雨災害砂防・治山施設整備計画(緊急事業)」を公表し、県営治山事業については、59箇所の施設整備を計画した。

また、平成31年度当初予算において、治山激甚災害対策特別緊急事業費10.9億円、直轄治山事業負担金9.6億円をはじめとして、合計32.7億円の予算を計上した。治山激甚災害対策特別緊急事業については、平成31年度は19箇所の施設整備を予定し、令和5年度までの5年間で176箇所の事業実施を計画した。令和5年3月末現在で、上記の計画はすべて完了している。

(1)各市町別の実施状況(令和5年3月末現在)

対応主体 市町	治山事業									市町 緊急事業 箇所
	緊急事業 箇所	激特事業 全体箇所	R1	R2	R2補正	R3	R3補正	R4	完了	
広島市	12	13	2	1	3	1	1	2	6	-
①東区	3	2	0	0	0	1	0	1	1	-
②安佐北区	7	7	1	1	3	0	1	0	4	-
③安芸区	2	4	1	0	0	0	0	1	1	-
④呉市	6	49	4	6	4	7	3	6	21	2
⑤竹原市	8	13	0	3	1	1	0	2	4	-
⑥三原市	4	12	1	3	1	1	2	2	7	-
⑦尾道市	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧福山市	3	15	3	3	2	3	3	1	11	-
⑨府中市	2	3	0	1	0	1	0	0	2	-
⑩東広島市	13	52	5	5	4	4	0	6	15	-
⑫安芸高田市	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑬江田島市	2	9	0	1	0	2	0	2	4	-
⑭府中町	1	1	0	0	0	0	0	1	1	-
⑮熊野町	4	7	0	0	0	2	1	2	2	2
⑯坂町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	-
⑰世羅町	1	1	1	0	0	0	0	0	1	-
合計	59	176	16	23	15	22	10	25	74	4

(4) 民有林直轄治山事業の実施

災害規模の大きさから、県庁だけでは災害復旧を円滑に進められない可能性が危惧されたため、大規模な山腹崩壊が発生した東広島市の主要道路沿いの3地区（黒瀬，高屋，八本松）の民有林において、国の直轄による治山事業を実施してもらえるよう、広島県知事から農林水産大臣に対して要望を行った。

その結果、平成30年9月から東広島市における民有林直轄治山事業に着手し、同年10月に「林野庁広島森林管理署山地災害復旧対策室」を設置した。以後、これらの3地区において、近畿中国森林管理局が直轄による災害関連緊急治山事業³⁴と治山激甚災害対策特別緊急事業の実施を進めている³⁵。



(5) 林地災害の発生状況と復旧

平成30年7月豪雨により、県内の林道全1,921路線のうち、322路線931箇所では被害が発生した。被害総額は47億4,000万円にのぼった。大規模な山腹崩壊が多発したことにより、通常の林道災害では発生しないような大規模な路体崩壊が多数発生（15箇所）したことが特徴である。

³⁴ 平成30年度民有林直轄治山災害関連緊急事業として、13箇所において全箇所工事完了。

³⁵ 民有林直轄治山事業については、令和元年度から令和10年度まで全体計画事業費98億2400万円で実施される予定（直轄事業の県の負担割合は1/3，通常事業における県の負担割合は1/2）。

被災箇所のうち、148 路線 312 箇所、林道を管理する市町が事業主体となり、国の補助事業を活用して林道施設災害復旧事業を実施した。総事業費は 27 億 6 千万円となった。令和 5 年 3 月末時点で全ての工事が終了している。







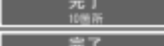
区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
林道施設 災害復旧事業	2月～8月被災 調査・測量・設計 災害査定	簡易査定実施箇所の再測量・設計 復旧工事	既修事業		
被災状況	 <p>上流で発生した土石流により、路体が崩壊</p>	 <p>大雨により切土路面が飽和状態となり、路体が崩壊</p>	 <p>路面水の路体への浸入により、路体が崩壊</p>		
復旧状況	 <p>延長：210m、復旧額：149,498千円 主な工種：土工・石工、補強工事</p>	 <p>延長：51m、復旧額：63,780千円 主な工種：植生基材吹付工</p>	 <p>延長：166m、復旧額：21,346千円 主な工種：植生基材吹付工、かご柵工</p>		
	長狭町 中野町	東城中支線 庄原市	軽小塚線 甘臼市		

4.復旧・復興プランの進捗状況

県は、災害発生直後から人命救助に全力で取り組むとともに、被災された方の生活支援や被災地における二次災害の発生を防ぐための応急復旧を最優先に進めてきた。こうした取り組みによって、救命・救助、避難者対応、緊急の応急復旧等についてはおおむねの区切りがついてきたことから、本格的な災害復旧・復興へとフェーズを切り替え、被災者の方々の生活再建、インフラの復旧・復興、さらに県全体の住民生活や経済活動などを日常に取り戻す取り組みを加速させていくため、8月14日に「災害対策本部」から「災害復旧・復興本部」へ体制を移行した。

復旧・復興プランの進捗状況

区分	指標	完了見込		
安心を共に支え合う暮らしの創生	支援計画策定	完了 5,113件策定	—	
	重点見守り	完了 87世帯→0世帯	— (既存機関等による支援へ移行)	
	通常見守り	完了 628世帯→0世帯		
	みなし仮設住宅等 入居世帯	完了 1,250世帯→0世帯	—	
	こころのケア チームの相談件数	563件	—	
	児童生徒の 学習環境の確保	授業時間の確保 (県立学校)	完了	—
		児童生徒への こころのケア	完了 652名→0名	—
	災害廃棄物等の 早期処理	災害廃棄物処理量	完了 120,779t処理	—
	未来に挑戦する産業基盤の創生	地域経済の再生と 新たな発展	支払い完了者数	完了 639者支払済
		観光産業・ ひろしまブランドの復興	観光客数指標 (県内15箇所の主要観光 施設等の観光客数)	▲2.8%[R4] (対H29年比)
農林水産業の復興・ 経営基盤の強化		共同利用施設	完了 14件	—
		農業用ハウス・機械	完了 1,289件	—
		農地・農業用施設	着手 100% 完成 0.6%	R5年度中
	林道施設	完了 212箇所	—	

区分	指標	完了見込	
将来に向けた強靱なインフラの創生	公共土木施設等の強靱化	災害復旧事業  着手 100%完了 完成 99%	R5年度中
	道路・橋梁	 着手 100%完了 完成 99%	R5年度中
	河川	 着手 100%完了 完成 99%	R5年度中
	砂防・急傾斜・下水道	 着手 100%完了 完成 99%	R5年度中 <small>緊急砂防（令和2年度）・下水道（令和2年度）は完了</small>
	緊急砂防事業	 着手 100%完了 完成 99%	R5年度中
	緊急治山事業	完了 5箇所	-
	再度災害防止事業（砂防・治山ダム等）及び改良復旧事業（河川）は、令和5年度中の完了を目指し、工事施工中		R5年度中
ため池の総合対策	ため池浸水想定区域図の作成・公表	完了 6,807箇所	-
	利用するため池の復旧	 着手 100%完了 完成 93%	R5年度中
	水道施設の強靱化	浸水対策工事  完了 10箇所	-
水道施設の強靱化	土砂災害対策工事	完了 15箇所	-
	二期トンネル整備工事	トンネル掘削進捗率 9.4%	R7年度中
	医療施設等の機能維持の総合対策	BCP策定件数（災害拠点病院）	完了 18件
災害復旧事業（社会福祉施設）		完了 22件	-
非常災害対策計画の策定（特別養護老人ホーム）		完了 25件	-
新たな防災対策をききとる人の創生	土砂災害区域の指定	完了 41,341箇所	-
	初動・応急対応の改善	短期改善項目 100%完了 全項目 進捗率 9.7%	R6年度中
	呼びかけ体制が構築できている自主防災組織数	モデル展開 100%完了 全県展開 4.8%	R6年度中
	幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率	実施率 9.5%	毎年度100%を目標に継続

（出典：広島県「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン 進捗状況」（令和5年6月）※太枠は筆者記

上記の資料から、森林関係の復旧・復興については計画通り進行し、緊急の応急復旧は完了し、復興や今後の防災に向けた展開への進んでいることが分かる。

県内でも特に甚大な土砂災害の影響があった地域を特定地域として指定し、県と地元市町の連携のもと、集中的に生活再建に取り組んできた。その成果については以下の表のとおりである。

特定地域（4地域）			
区分	指標		備考 (完了見込等)
	安全安心	生活再建	
呉市 天応地区	砂防ダム等 【緊急分】 100%完了 [6箇所/6箇所] 【追加分】 <u>61% [6箇所/9箇所]</u>	みなし仮設住宅等からの退去 【退去率】 100%完了 [206人/206人] 住宅再建（半壊以上） 【再建制度活用率】 100%完了 [93件/93件]	・ハード整備の追加分（高度災害防止事業）は、85年度中の完了を見込んでいる。 ・被災家屋のすべてで住宅再建の公的支援の手続きが終了し、みなし仮設住宅等からの退去も完了している。
呉市 安浦地区	砂防・治山ダム 【緊急分】 100%完了 [6箇所/6箇所] 【追加分】 <u>44% [8箇所/18箇所]</u>	みなし仮設住宅等からの退去 【退去率】 100%完了 [251人/251人] 住宅再建（半壊以上） 【再建制度活用率】 100%完了 [88件/88件]	・ハード整備の追加分（高度災害防止事業）は、85年度中の完了を見込んでいる。 ・被災家屋のすべてで住宅再建の公的支援の手続きが終了し、みなし仮設住宅等からの退去も完了している。
坂町 坂地区	砂防ダム 【緊急分】 100%完了 [3箇所/3箇所] 【追加分】 100%完了 [3箇所/3箇所]	みなし仮設住宅等からの退去 【退去率】 100%完了 [197人/197人] 住宅再建（大規模半壊以上） 【再建制度活用率】 100%完了 [152件/152件]	・ハード整備が完了し、生活再建の課題も解消されるなど、 <u>地域内の特別の懸案事項がなくなったことから、一般の被災地対応に移行する。</u>
坂町 小屋浦地区	砂防ダム 【緊急分】 100%完了 [8箇所/8箇所] 【追加分】 <u>67% [4箇所/6箇所]</u>	みなし仮設住宅等からの退去 【退去率】 100%完了 [418人/418人] 住宅再建（大規模半壊以上） 【再建制度活用率】 100%完了 [366件/366件]	・ハード整備の追加分（高度災害防止事業）は、85年度中の完了を見込んでいる。 ・被災家屋のすべてで住宅再建の公的支援の手続きが終了し、みなし仮設住宅等からの退去も完了している。
（一般の被災地対応へ移行した地域：2地域）			
三原市 木原地区	R3.3 特定地域から一般の被災地対応に移行		
熊野町 川角地区	R2.12 特定地域から一般の被災地対応に移行		

(出典：広島県「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン 進捗状況」(令和5年6月))

5.その他（災害対策について）

平成30年7月豪雨災害発生時の災害発生個所において、適切な間伐が実施された箇所と実施されなかった箇所とで何らかの差異があるかについて、「当該災害が発生した周辺箇所では、立木の根系が及ぶ範囲より深い部分で崩壊が発生しており、森林の有する山地災害防止機能の限界を超えて大規模な山腹崩壊が起こったと考えられ、間伐の有無よりも、地形、地質、降雨量の状況により災害が発生するものと考えられる。」とのことであった。

確かに広島県では、尾根地形に偏って崩壊が発生しており³⁶、地形条件等の影響が大きいと考えられる。とはいえ、森林の有する山地災害防止機能を最大限発揮するための日々の努力は無駄ではない。

周知のとおり、火山噴出物、崖錐堆積物等の脆弱な地質地帯では、地下水の上昇により土層が著しく飽和し、山腹崩壊が発生して崩壊土砂・土石により直下の人家等に被害を与えることになる³⁷。

このため、脆弱な地質地帯においては、森林の山地災害防止機能を最大限に発揮するため、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び落石防止保安林の適正な配備とともに、指定施業要件を適切に定め、山腹斜面の非皆伐施業を進める³⁸。

また、間伐等による森林の適切な密度管理を行い、根系や下層植生の発達を促すとともに、立木間に根系による土壌の緊縛効果等が及ばないすき間が生じる恐れがある場合は、当該林分の後継樹ともなりうる木本類を導入し、森林の山地災害防止機能を持続的に発揮させる³⁹。

このように森林域全体で山地災害防止機能を引き上げることを基本とし、保安林の適正な配備、根系や下層植生の発達等を促す森林の整備を引き続き行っていくことは大変重要である。日常的に実施されている施業には重要な意味があることから、継続した施業実施につき心より感謝するとともに応援の念を送る次第である。

³⁶ 林野庁「『平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム』 中間取りまとめ」（平成30年11月）8頁参照。

³⁷ 同上19頁。

³⁸ 同上19頁。

³⁹ 同上19頁。

6.その他（災害対策と治山事業）

災害の発生予防策と治山の関連性について、「治山事業は、治山ダム等を整備することにより、森林の維持造成を通じて、山地災害防止など、森林の有する公益的機能の発揮を図ることを目的としている事業であり、災害の発生予防策につながる事業であると考えらる。」とのことであった。

指摘の通り、平成30年7月豪雨により被災した、東広島市黒瀬の既設治山ダム（昭和57年施工）直上のダム袖部付近の溪岸の浸食量と、治山ダムの影響を受けない下流域の溪床・溪岸の浸食量を比較したところ、治山ダムのある方が浸食量は半分程度に軽減されていることが確認された。すなわち、溪流全域に、同程度の浸食に抑える規模の治山ダムをきめ細かく階段状に施工すれば、溪流全体としても浸食量を半減し、流出土砂量を抑制する効果を得る可能性がある⁴⁰。

県では治山ダム被災原因調査を行っており、その原因を踏まえて、今後の対策として、①溪床勾配を緩和するため、治山ダムを階段状に設置する、②施工後に、満砂状態となるようにする、③堆砂が浸食又は流動化するおそれがある場合、または満砂状態とならない場合は、流体力を考慮した堤体構造とする、④袖や伸縮継目・水平内継目は、継手や挿し筋等で補強する、⑤設置個所の決定に当たっては、土石流の流心や流下勾配を考慮する、⑥設置個所は堅固な地盤を選び、根入れ深や袖の突っ込みを十分に確保する、という6点を提案している。

治山ダムは一定の効果を生んでおり、その存在意義は大変大きい。上記の提案に沿った対策を引き続き実施していただきたい。

⁴⁰ 同上14頁。

第 14 特別会計

一般会計は、議会費、総務費、民生費など県の基本的な事業の経費をまとめた県の中心
的な会計である。一方、特別会計は、一般会計と一緒に処理をすると内容がかえって分か
りにくくなってしまう事業を分けて、特別に設けられている会計である。

広島県の特別会計には、証紙等特別会計、管理事務費特別会計、公債管理特別会計、母
子・父子・寡婦福祉資金特別会計、国民健康保険事業費特別会計、中小企業支援資金特別
会計、水産振興資金特別会計、県営林事業費特別会計、港湾特別整備事業費特別会計、県
営住宅事業費特別会計、高等学校等奨学金特別会計の 11 会計があり、原則として、それ
ぞれの特別会計の収入で、その事業の支出をまかなっている。

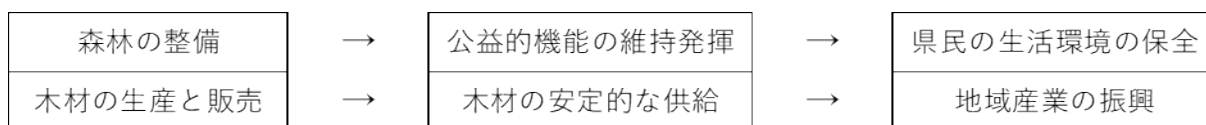
1. 県営林の概要

広島県では、平成 26 年度から旧センターが管理・経営してきた約 1 万 5 千 ha の分収林
を引き継いで、既存の県営林約 5 千 ha と併せて、新たに管理・経営をスタートさせた。

現在約 2 万 ha となる県営林のスケールメリットを活かし、森林の整備や木材の生産・
販売を通じて公益的機能の維持発揮や木材の安定供給に取り組んでいる。

(1) 県営林の目的

県営林は、森林の整備や木材の生産・販売を計画的に実施することを通じて、県土の保
全などの公益的機能の維持発揮や木材の安定的な供給を図ることを目的としている。



(2) 第1期県営林中期管理経営計画の達成状況

センター林の県への移管後、平成26年度から平成30年度までの5年間は、集中改革期間と位置付け、第1期県営林中期管理経営計画を策定し、生産性の向上や直接協定取引⁴¹導入割合の増加などの経営改善に取り組んだ⁴²。その結果、目標とする木材生産事業と保育事業を併せた経常利益（単年度収支）の黒字化を平成28年度から平成30年度まで3年連続で達成している。

<経営改善目標及び実績>

経営改善目標	H24時点	H30目標	H30実績
生産性の向上（m ³ /人・日）	4.5	8.0	10.2
直接協定取引導入割合（%）	0	40	96
素材生産量の拡大（m ³ ）	30,000	53,000	45,200

<施業面積>

単位：ha

区分	H26	H27	H28	H29	H30	計
利用間伐	465	453	285	282	251	1,736
主伐	—	13	104	65	49	231
計	465	466	389	347	300	1,967

<木材生産材積>

単位：千m³

区分	H26	H27	H28	H29	H30	計
利用間伐	39	38	26	28	27	158
主伐	—	4	28	21	18	70
計	39	42	54	49	45	229

注）単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合があります。

<経常利益>（単年度収支）

単位：百万円

区分	H26	H27	H28	H29	H30
経常利益	△102	△37	18	25	25

(3) 第2期県営林中期管理経営計画の概要

第2期県営林中期管理経営計画（令和元年度～令和5年度）では、平成30年7月豪雨災害による路網の被災や、消費税増税による木材需要低下の可能性を踏まえ、安定的な木

⁴¹ 製材工場等とあらかじめ木材の取引価格や数量を協定により定めた上で、木材を山土場等から製材工場等に直送すること。

⁴² 木材の伐採・搬出における作業の効率化を図り、作業員1人1日当たりの丸太生産の材積量を増加させること。

材生産及びコスト削減や有利販売を一層進めることにより自立した経営が可能となるよう、計画期間を通じて、引き続き経常利益の確保が目指されている。

<施業面積>

単位：ha

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	計
利用間伐	250	250	280	280	280	1,340
主伐	90	90	90	90	90	450
計	340	340	370	370	370	1,790

<木材生産材積>

単位：千m³

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	計
利用間伐	19	19	21	21	21	101
主伐	27	27	27	27	27	133
計	45	45	48	48	48	234

注) 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合があります。

<経常利益> (単年度収支)

単位：百万円

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
経常利益	11	12	12	13	13

2. 県営林事業の実施状況

令和4年度は、第2期県営林中期管理経営計画に基づき、事業地及び事業体の確保による計画的な木材生産や、コストの削減、有利販売を実施することにより、用材及びバイオマス材の安定供給に取り組んでいる。

(1) 収支計画と実績

令和2年度及び3年度は木材の有利販売を推進するなど、売上高の確保に努めるとともに、流通経費の削減が図られることによって、目標とする営業利益が確保されている。

令和4年度は請負事業量の減少により、木材生産の①売上高、②生産原価、③販売管理費は減少したが、需要に応じた規格の木材生産などの有利販売により、目標とした⑩経常利益を確保している。

区分の木材生産事業の具体的な内訳は、

②生産原価・・・伐採・搬出、作業道開設の経費

③販売管理費・・・木材の運搬・販売、現地調査費等の経費

であり、保育事業については、

⑧販売管理費・・・保育，作業道補修，現地調査，県営林管理の経費等

⑨営業外収益・・・国庫補助金，立木補償金，土地使用料，J-クレジット取得経費等

以上が主な項目内訳である。

収支計画と実績（令和2～4年度分）

（単位：千円）

区分	項目	R 2			R 3			R 4		
		計画(A)	実績(B)	増減(B-A)	計画(A)	実績(B)	増減(B-A)	計画(A)	実績(B)	増減(B-A)
木材生産	①売上高	238,315	224,237	▲ 14,078	262,966	392,976	130,010	262,966	248,371	▲ 14,595
	立木販売	105,600	94,823	▲ 10,777	105,600	106,425	825	105,600	101,445	▲ 4,155
	計	343,915	319,060	▲ 24,855	368,566	499,401	130,835	368,566	349,816	▲ 18,750
	②生産原価	233,123	225,720	▲ 7,403	264,638	224,825	▲ 39,813	272,030	238,414	▲ 33,616
	③販売管理費	168,929	149,666	▲ 19,263	172,930	153,180	▲ 19,750	172,072	140,455	▲ 31,617
	④営業利益	▲ 58,137	▲ 56,326	1,811	▲ 69,002	121,396	190,398	▲ 75,536	▲ 29,053	46,483
	⑤営業外収益	181,571	223,691	42,120	198,571	236,728	38,157	305,762	329,926	24,164
保育	⑥営業外費用	60,023	106,637	46,614	61,733	208,090	146,357	133,923	170,950	37,027
	⑦経常利益	63,411	60,728	▲ 2,683	67,836	150,034	82,198	96,303	129,923	33,620
	⑧販売管理費	69,927	57,077	▲ 12,850	71,324	68,052	▲ 3,272	102,367	87,003	▲ 15,364
	⑨営業外収益	22,090	26,109	4,019	21,905	20,269	▲ 1,636	24,656	19,601	▲ 5,055
	⑩営業外費用	3,598	3,714	116	6,649	2,255	▲ 4,394	4,449	1,352	▲ 3,097
	⑪経常利益	▲ 51,435	▲ 34,682	16,753	▲ 56,068	▲ 50,038	6,030	▲ 82,160	▲ 68,754	13,406
	⑫経常利益 計	11,976	26,046	14,070	11,768	99,996	88,228	14,143	61,169	47,026
⑬特別損失	167,143	167,115	▲ 28	163,613	163,527	▲ 86	144,990	144,825	▲ 165	
⑭純利益	▲ 155,167	▲ 141,069	14,098	▲ 151,845	▲ 63,531	88,314	▲ 130,847	▲ 83,656	47,191	

資料：広島県農林水産局森林保全課（各年度）より作成

(2) 分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担

旧センターの民事再生により県営林化された分収造林については、県の債権放棄や日本政策金融公庫への損失補償など財務諸表に表せない多くの県民負担がある。令和4年度は、県営林特別会計への繰出金8,400万円と第三セクター等改革推進債償還額12億8,900万円が一般会計から支出された。

また、旧センター林と一体的に管理経営する森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、将来的な収益はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。したがって、森林資産に関して旧センター分収造林事業の経営改革に伴う県民負担や、将来の収益見込み額等について、事業運営に係る重要な情報として注記されている。

以下は分収造林事業の経営改革に伴う県民負担である。

【分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担】

(単位：百万円)

区 分	年 度				備 考
	H25	H26～R3	R4	累計	
県営林特別会計への繰出金	—	1,166	84	1,250	④純利益の赤字について、一般会計で補填
第三セクター等改革推進債償還額	—	10,426	1,289	11,715	償還期間：H26～R5 償還予定額：13,001百万円
県債権放棄額	33,264	—	—	33,264	旧(一財)広島県農林振興センターの民事再生に伴う債権放棄

(3) 貸借対照表

県では、県営林事業が再スタートした平成 26 年度以降に県監査委員から貸借対照表の作成を求められ、経営状況を更に明確にするため、平成 28 (2016) 年 9 月に県営林事業費特別会計に係る貸借対照表を初めて作成・公表した⁴³。

令和 4 年度決算見込で作成された貸借対照表では、「借方」の「資産の部」は、流動資産 9,800 万円、固定資産 56 億 800 万円（森林資産 35 億 1,800 万円（※森林資産の一部は流動資産として整理）、土地 20 億 8,900 万円）、「貸方」の「負債の部」は、流動負債 1 億 8,800 万円、固定負債 8 億 7,600 万円、「純資産の部」は 46 億 4,200 万円となっている。

前年の比較としては、固定資産は、森林資産が 800 万円増加して、56 億 800 万円となり、固定負債は、借入金の返済により 9,400 万円減少して、8 億 7,600 万円となっている。この結果、純資産は 46 億 4,200 万円となり、前年度と比べて 1 億 1,400 万円増加した。

これにより、損益計算書ベースでの単年度の収益性だけでなく、資産価値を明示する貸借対照表ベースでの経営の健全性も示されている。

⁴³ 平成 28 年 12 月 1 日の監査結果によると、貸借対照表は作成されてはいるが、注記の充実などより一層の経営状況の透明化を求められており、フォローアップでも、一部に改善を要すると認められる事項を指摘されていた。

【貸借対照表】

(単位：百万円)

令和3年度決算				令和4年度決算見込			
流動資産	175	流動負債	275	流動資産	98	流動負債	188
固定資産	5,599	固定負債	970	固定資産	5,608	固定負債	876
〔森林資産 土 地〕	〔3,510 2,089〕	純資産	4,528	〔森林資産 土 地〕	〔3,518 2,089〕	純資産	4,642
計	5,774	計	5,774	計	5,705	計	5,705

※端数調整により合計が一致しない場合がある。

3.意見（記載単位の不明瞭性）

情報開示は必要であるが、県ホームページに掲載されている「各年度県営林事業の実施状況について」の同ページ内に掲載のある「収支計画と実績」（単位：千円）と「分収林事業費の経営改革に伴う一般会計の負担」（単位：百万円）及び「貸借対照表」（単位：百万円）の記載単位が異なっており、明瞭性に欠けていると考えられる。特に「分収林事業費の経営改革に伴う一般会計の負担」は県民の将来負担となるものであるため、実際は第三セクター等改革推進債累計が117億円を超えており、併せて記載のある332億円超の県債権放棄額も寡少に見えてしまうので、単位を揃えて作成するのが望ましいのではないかと考える。

4.意見（バランスシートの信ぴょう性）

バランスシート作成の意義としては、作成自体は大変評価ができると考えられる。勘定科目で注視すべき項目として、負債の部で賞与引当金を計上している。これは県職員の賞与引当金（翌年度6月賞与の12～3月分）が計上されており、貸借対照表の作成が検討された中で、引当金に計上すべき項目として該当していると判断され採用されている。

数字の信ぴょう性という観点では、森林資産の計上金額の信ぴょう性については再考の余地があると思われる。主には「地方公会計基準」を重視しているとの回答であったが、森林資産の計上にあたっては「林業公社会計基準」を用いている。バランスシート作成・公表後、県監査委員からこのような指摘を受けて作成したと回答があったが、作成にあたってのマニュアル等の作成は無く、県営林事業は超長期にわたる事業であることから、今後時間が経過すれば内容を理解せずに前例踏襲といった機械的に作成される可能性

が発生する。また、作成担当者レベルでこれまでの経緯を整理したものやマニュアル作成が必要と思われる。

今後も、バランスシート作成により県民への説明責任を果たす観点からも、広島県農林振興センターの民事再生により県営林化され引き継いだ分収造林事業の収益性を明らかにして、経営改善を図りつつ県民に対して経営状況を明確に提示していくことが必要である。